

PCB 廃棄物対策に関する調査（都道府県市へのアンケート）結果

<調査対象>

都道府県、PCB 特措法第 19 条第 1 項に規定する政令市（全 116 自治体）

<調査の時期>

平成 30 年 2 月

I. 都道府県市の処理計画、施設等について

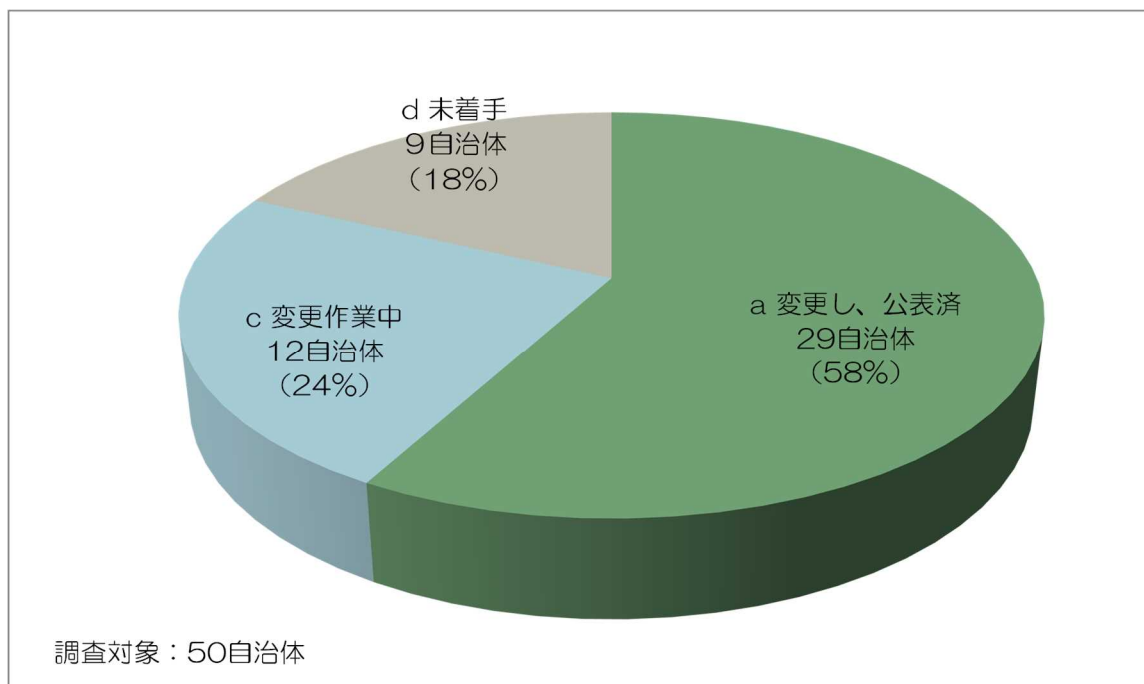
1. PCB 廃棄物処理計画の変更について

(1) 変更状況

貴都道府県市において、平成 28 年 7 月に変更された PCB 廃棄物処理基本計画に即した、PCB 特措法第 7 条第 1 項に基づく PCB 廃棄物処理計画の変更状況について御回答ください。

調査対象 50 自治体

内 容	今回調査
a 変更し、既に公表している	29 自治体
b 変更しているが、変更後のものは公表していない	0 自治体
c 変更作業中である	12 自治体
d 変更作業に着手していない	9 自治体



(2) 変更年月 (予定)

その変更年月 (予定) について御回答ください。

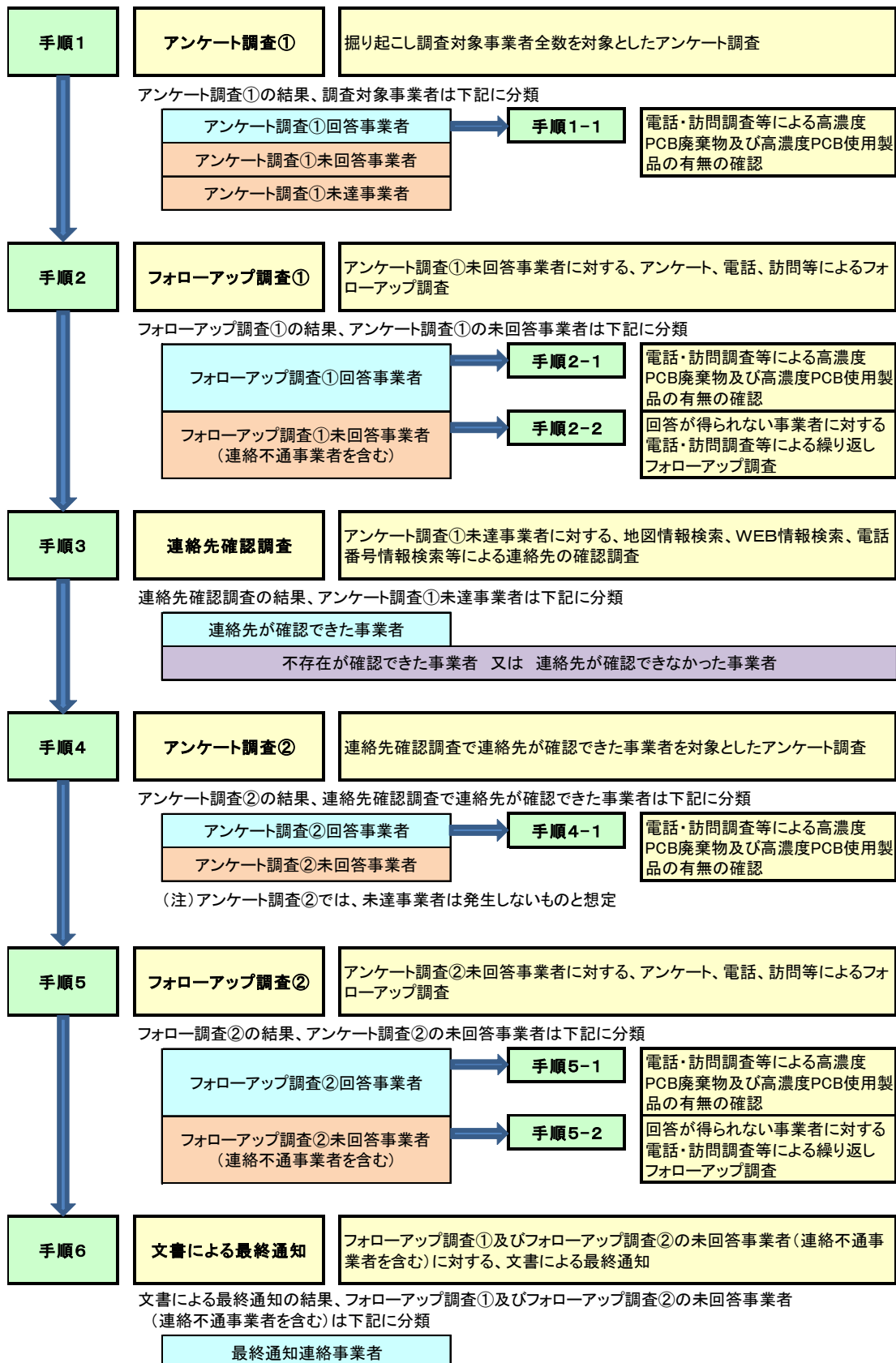
調査対象 50自治体

自治体名	変更作業済 (公表済)	変更作業中	未着手	変更 (予定) 年月	未定
001 北海道	○			平成30年 3月	
002 青森県	○			平成29年10月	
003 岩手県	○			平成29年 7月	
004 宮城県		○		平成30年 3月	
005 秋田県	○			平成29年 8月	
006 山形県			○	平成31年 3月	
007 福島県	○			平成29年11月	
008 茨城県		○			○
009 栃木県	○			平成29年 3月	
010 群馬県	○			平成29年 3月	
011 埼玉県	○			平成28年11月	
012 千葉県	○			平成29年 3月	
013 東京都			○	平成30年	
014 神奈川県	○			平成29年 3月	
015 新潟県	○			平成29年 2月	
016 富山県	○			平成30年 1月	
017 石川県	○			平成29年 3月	
018 福井県		○		平成30年	
019 山梨県	○			平成29年 3月	
020 長野県		○		平成30年 2月	
021 岐阜県	○			平成29年 3月	
022 静岡県		○			○
023 愛知県		○		平成30年 3月	
024 三重県		○		平成30年 3月	
025 滋賀県			○		○
026 京都府		○		平成30年 3月	
027 大阪府		○		平成30年 3月	
028 兵庫県			○		○
029 奈良県	○			平成29年 5月	
030 和歌山県		○			○
031 鳥取県	○			平成28年10月	
032 島根県		○		平成30年 4月	
033 岡山県			○		○
034 広島県			○		○
035 山口県	○			平成29年 3月	
036 徳島県			○		○
037 香川県	○			平成28年12月	
038 愛媛県	○			平成29年 5月	
039 高知県			○		○
040 福岡県	○			平成29年 3月	
041 佐賀県	○			平成29年 3月	
042 長崎県	○			平成29年 3月	
043 熊本県	○			平成29年 4月	
044 大分県	○			平成29年11月	
045 宮崎県	○			平成29年 3月	
046 鹿児島県	○			平成29年 7月	
047 沖縄県			○		○
066 大阪市		○		平成30年 3月	
076 北九州市	○			平成29年 4月	
090 豊田市	○			平成30年 1月	
計	29	12	9		10

II. 掘り起こし調査対象事業所全体に対する掘り起こし調査実施の進捗率について

掘り起こし調査フロー

(今後策定する「掘り起こし完了に向けた作業マニュアル」で予定している、掘り起こし調査の基本フロー)



1. 自家用電気工作物設置者を対象とした掘り起こし調査の実施について

平成 26 年度及び平成 28 年度に環境省が配布した自家用電気工作物設置者リストに基づく、貴都道府県市の掘り起こし調査の進捗状況について、平成 30 年 1 月末時点での上記のステップごとの実施状況について御回答ください。

「独自の掘り起こし調査」を既に終えている北九州市を調査対象から除外。

(1) 調査対象事業者数

① 貴自治体の調査対象事業者はどのリストに基づくものですか。(複数回答可)

平成 25 年度環境省と連携してモデル調査を実施した自治体は平成 26 年度提供の自家用電気工作物設置者リストを使用しているとしてください。

調査対象 115 自治体

内 容	今回調査
a 平成 26 年度提供の自家用電気工作物設置者リスト	61 自治体
b 平成 28 年度提供の自家用電気工作物設置者リスト	13 自治体
c 平成 26 年度提供データに平成 28 年度提供データの一部を追加したリスト	43 自治体
d その他	5 自治体

(その他の内容)

- ・ PCB 使用電気工作物設置届出者のうち自家用電気工作物設置者リストから漏れていた事業者を追加したリスト
- ・ 経済センサス-活動調査
- ・ 平成 29 年度に経済産業省提供データの一部を追加したリスト
- ・ 電気絶縁物協会のリスト
- ・ 平成 26 年度提供データの未回答事業者、平成 28 年度提供データの新規事業者、平成 26 年度提供データの際漏れていた事業者をまとめたリスト

自治体名	使用したリスト				自治体名	使用したリスト			
	平成26年度 提供	平成28年度 提供	26年度に28 年度を追加	その他		平成26年度 提供	平成28年度 提供	26年度に28 年度を追加	その他
001 北海道	○	○			062 静岡市			○	
002 青森県			○		063 浜松市			○	
003 岩手県			○		064 名古屋市	○			
004 宮城県	○				065 京都市		○		
005 秋田県			○		066 大阪市	○			
006 山形県		○			067 堺市	○			
007 福島県			○		068 東大阪市			○	
008 茨城県	○				069 神戸市	○			
009 栃木県			○		070 姫路市			○	
010 群馬県			○		071 尼崎市			○	
011 埼玉県			○		072 和歌山市	○			
012 千葉県	○				073 広島市	○			
013 東京都	○				074 呉市	○			
014 神奈川県	○				075 下関市			○	
015 新潟県	○				076 北九州市			対象外	
016 富山県	○				077 福岡市			○	
017 石川県		○			078 大牟田市	○			
018 福井県	○				079 長崎市	○			
019 山梨県	○				080 佐世保市	○			
020 長野県	○				081 熊本市	○			
021 岐阜県	○				082 鹿児島市	○			
022 静岡県			○		083 岡山市	○			
023 愛知県	○				084 宇都宮市	○			
024 三重県			○		085 富山市	○			
025 滋賀県			○		086 秋田市	○			
026 京都府			○		087 郡山市			○	
027 大阪府	○				088 大分市	○			○
028 兵庫県		○			089 松山市	○			
029 奈良県	○				090 豊田市			○	
030 和歌山県	○				091 福山市	○			
031 鳥取県	○				092 高知市	○			
032 島根県	○				093 宮崎市	○			
033 岡山県	○				094 いわき市		○		
034 広島県				○	095 長野市			○	○
035 山口県	○				096 豊橋市			○	
036 徳島県	○				097 高松市	○			
037 香川県	○				098 相模原市			○	
038 愛媛県	○				099 西宮市			○	
039 高知県	○				100 倉敷市	○			
040 福岡県			○		101 さいたま市	○	○		
041 佐賀県		○			102 奈良市			○	
042 長崎県	○				103 川崎市			○	
043 熊本県			○		104 船橋市	○			
044 大分県			○		105 岡崎市	○			
045 宮崎県			○		106 高槻市	○			
046 鹿児島県			○		108 青森市			○	
047 沖縄県	○				109 八王子市	○			
050 旭川市			○		110 盛岡市		○		
051 札幌市	○			○	111 柏市		○		
052 函館市			○		112 久留米市			○	
054 仙台市			○		114 前橋市	○			
055 千葉市		○			115 大津市			○	
056 横浜市			○		116 高崎市	○			
057 川崎市	○				118 豊中市	○			
058 横須賀市			○		119 那覇市	○			
059 新潟市			○		120 枚方市			○	
060 金沢市		○			121 越谷市			○	
061 岐阜市			○	○	122 八戸市	○	○		
					計	61	13	43	5

- ② 掘り起こし調査マニュアルでは、自家用電気工作物設置者から法に基づく届出済みの事業者を除外するとともに、複数の事業所を管理している事業者を集約整理した事業者を調査対象事業者としておりますが、貴自治体ではどのような加工を実施されていますか。(複数回答可)

調査対象 115自治体

内 容	今回調査
a 自家用電気工作物設置者から PCB 特措法に基づく届出済みの事業者を除外	78自治体
b 自家用電気工作物設置者から電気関係報告規則に基づく届出済みの事業者を除外	15自治体
c 複数の事業所を管理している事業者を集約整理	58自治体
d その他	32自治体

(その他の内容)

- ・ 地方公共団体を除外(別途直接実施)
- ・ 国及び自治体(道府県市)の事業所・施設を除外
- ・ 1990 年以降建設の建物の除外、環境省精査データのマッチング作業に基づく除外、住宅地図及び web 地図による調査に基づく除外
- ・ 該当の建物がない事業者を除外
- ・ 県が立入等により PCB 使用製品及び廃棄物の保管状況等を把握している事業者を除外
- ・ PCB 特措法及び電気関係報告規則に基づく届出済事業者は除外していない。(使用中安定器などは把握できていない恐れがあるため。) 電話、テレビ、ラジオなど電波塔を有する事業者のみ、集約して本社に調査票を発送
- ・ 既に存在しないことを把握している事業所等を除外
- ・ PCB 特措法に基づく届出事業者の一部を除外
- ・ 自家用電気工作物設置者の内、設置時期が最近であり PCB 使用の可能性がない事業場をできる範囲で除外
- ・ コンビニエンスストア、携帯電話基地局を除外(理由：コンビニエンスストア、携帯基地局は建築年代より PCB 該当なしと判断)
- ・ 事業場名(携帯基地局等)、ホームページ情報、建築物データとの照合等により、明らかに送付対象外であるものを除外
- ・ 平成 25 年度に市独自で行った掘り起こしにおいて、PCB 含有の疑いがある機器を保有していると回答があった事業所を除外
- ・ 調査時に存在しないもの、1985 年版ゼンリン地図に記載がないもの、登記簿上で 1985 年以降に建てられたもの等を除外
- ・ 本自治体管轄の施設、廃業や記載住所に対象施設がない等を対象から除外。
- ・ 現状建物が無い場所や、築年数等から対象外と考えられるもの等を除外
- ・ 自家用電気工作物設置者リストに記載されている全ての事業者を対象(届出済みの事業者の除外、事業者の集約整理は行っていない)

- ・ 複数管理している事業者から問い合わせがあった場合のみ、複数事業者用の回答様式を送付
- ・ 平成 25 年度環境省モデル事業及び平成 26 年度環境省モデル事業に参加して掘り起こし調査を実施しており、同調査の加工方法
- ・ 平成 25 年度モデル事業を実施のため、加工は無し
- ・ 特に加工はしていない

自治体名	リストに対する加工				自治体名	リストに対する加工			
	PCB特措法に基づく届出事業者を除外	電気関係報告規則に基づく届出事業者を除外	複数事業所管理している事業者を集約	その他		PCB特措法に基づく届出事業者を除外	電気関係報告規則に基づく届出事業者を除外	複数事業所管理している事業者を集約	その他
001 北海道				○	062 静岡市	○		○	
002 青森県	○	○	○		063 浜松市	○		○	
003 岩手県	○			○	064 名古屋				○
004 宮城県	○		○		065 京都市	○		○	
005 秋田県	○		○		066 大阪市	○		○	
006 山形県	○		○		067 堺市	○		○	○
007 福島県	○				068 東大阪市				○
008 茨城県	○	○	○		069 神戸市				○
009 栃木県			○		070 姫路市	○			
010 群馬県				○	071 尼崎市				○
011 埼玉県	○		○		072 和歌山市	○			
012 千葉県	○	○	○		073 広島市	○			
013 東京都	○	○	○	○	074 呉市	○			
014 神奈川県			○	○	075 下関市	○			
015 新潟県			○		076 北九州市		対象外		
016 富山県	○			○	077 福岡市	○	○	○	
017 石川県				○	078 大牟田市	○		○	
018 福井県				○	079 長崎市	○		○	○
019 山梨県	○		○		080 佐世保市	○		○	
020 長野県	○		○		081 熊本市	○			
021 岐阜県	○		○		082 鹿児島市				○
022 静岡県	○				083 岡山市	○			
023 愛知県				○	084 宇都宮市	○			
024 三重県	○			○	085 富山市	○		○	
025 滋賀県	○		○		086 秋田市	○			
026 京都府	○		○		087 郡山市	○		○	
027 大阪府	○		○		088 大分市	○			○
028 兵庫県			○		089 松山市	○		○	
029 奈良県			○		090 豊田市	○			
030 和歌山県				○	091 福山市				○
031 鳥取県	○				092 高知市	○			
032 島根県				○	093 宮崎市				○
033 岡山県				○	094 いわき市			○	
034 広島県				○	095 長野市				○
035 山口県					096 豊橋市			○	
036 徳島県	○				097 高松市	○			
037 香川県			○		098 相模原市	○			
038 愛媛県	○				099 西宮市			○	
039 高知県	○	○	○		100 倉敷市				○
040 福岡県	○	○			101 さいたま市	○		○	
041 佐賀県			○	○	102 奈良市	○	○	○	○
042 長崎県	○	○			103 川越市	○			
043 熊本県	○				104 船橋市	○		○	
044 大分県	○				105 岡崎市	○		○	
045 宮崎県	○	○	○		106 高槻市	○		○	○
046 鹿児島県				○	108 青森市	○	○	○	
047 沖縄県	○				109 八王子市			○	
050 旭川市	○		○		110 盛岡市			○	
051 札幌市	○		○		111 柏市	○	○		
052 函館市	○				112 久留米市	○			
054 仙台市	○	○			114 前橋市	○			
055 千葉市	○		○	○	115 大津市	○		○	
056 横浜市			○		116 高崎市	○			
057 川崎市	○				118 豊中市	○			
058 横須賀市	○				119 那覇市	○	○	○	
059 新潟市			○		120 枚方市			○	
060 金沢市			○		121 越谷市	○		○	
061 岐阜市			○		122 八戸市	○	○	○	
					計	78	15	58	32

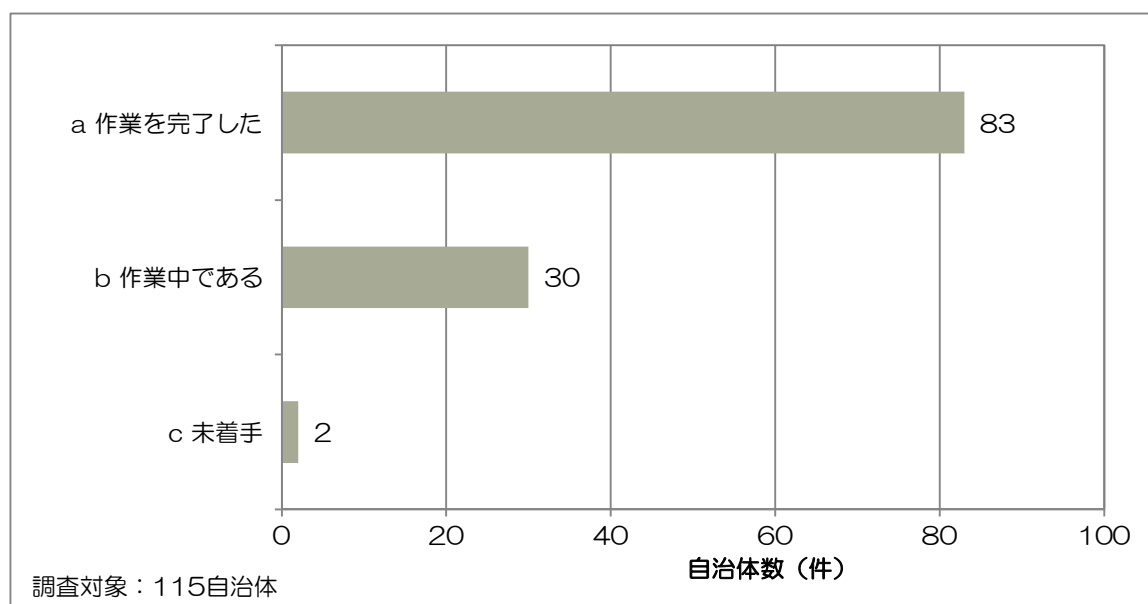
(2) 掘り起こし調査作業状況及び進捗率について

【手順1 アンケート調査①】の作業状況について

調査対象 115自治体

内 容	今回調査
a 全ての調査対象事業者について作業を完了した	83自治体
b 作業中である（未回収）	30自治体
c 未着手	2自治体

掘り起こし調査が完了している北九州市を調査対象から除外



自治体名	手順1 アンケート調査①の作業状況			自治体名	手順1 アンケート調査①の作業状況		
	作業を完了した	作業中である	未着手		作業を完了した	作業中である	未着手
001 北海道	○			062 静岡市		○	
002 青森県	○			063 浜松市	○		
003 岩手県		○		064 名古屋市	○		
004 宮城県	○			065 京都市		○	
005 秋田県		○		066 大阪市	○		
006 山形県		○		067 堺市		○	
007 福島県	○			068 東大阪市		○	
008 茨城県		○		069 神戸市	○		
009 栃木県	○			070 姫路市	○		
010 群馬県		○		071 尼崎市		○	
011 埼玉県	○			072 和歌山市		○	
012 千葉県	○			073 広島市	○		
013 東京都	○			074 呉市	○		
014 神奈川県	○			075 下関市	○		
015 新潟県		○		076 北九州市	調査完了		
016 富山県	○			077 福岡市	○		
017 石川県		○		078 大牟田市	○		
018 福井県	○			079 長崎市	○		
019 山梨県	○			080 佐世保市	○		
020 長野県		○		081 熊本市	○		
021 岐阜県	○			082 鹿児島市	○		
022 静岡県	○			083 岡山市	○		
023 愛知県	○			084 宇都宮市	○		
024 三重県	○			085 富山市	○		
025 滋賀県	○			086 秋田市		○	
026 京都府	○			087 郡山市	○		
027 大阪府	○			088 大分市	○		
028 兵庫県	○			089 松山市	○		
029 奈良県	○			090 豊田市	○		
030 和歌山県		○		091 福山市	○		
031 鳥取県	○			092 高知市	○		
032 島根県		○		093 宮崎市	○		
033 岡山県	○			094 いわき市			○
034 広島県	○			095 長野市		○	
035 山口県	○			096 豊橋市	○		
036 徳島県	○			097 高松市	○		
037 香川県	○			098 相模原市	○		
038 愛媛県	○			099 西宮市		○	
039 高知県	○			100 倉敷市	○		
040 福岡県	○			101 さいたま市		○	
041 佐賀県	○			102 奈良市		○	
042 長崎県	○			103 川越市	○		
043 熊本県	○			104 船橋市		○	
044 大分県	○			105 岡崎市	○		
045 宮崎県	○			106 高槻市	○		
046 鹿児島県	○			108 青森市	○		
047 沖縄県	○			109 八王子市	○		
050 旭川市	○			110 盛岡市		○	
051 札幌市		○		111 柏市	○		
052 函館市		○		112 久留米市	○		
054 仙台市	○			114 前橋市		○	
055 千葉市	○			115 大津市	○		
056 横浜市		○		116 高崎市	○		
057 川崎市	○			118 豊中市	○		
058 横須賀市		○		119 那覇市	○		
059 新潟市		○		120 枚方市	○		
060 金沢市			○	121 越谷市		○	
061 岐阜市	○			122 八戸市	○		
				計	83	30	2

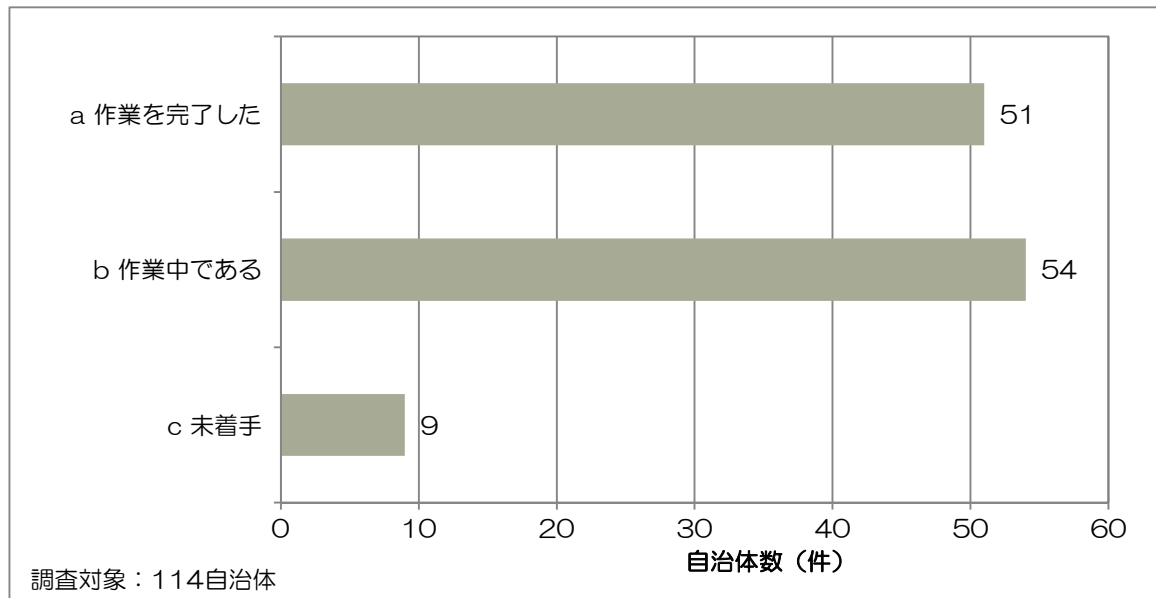
【手順2 フォローアップ調査①】の作業状況について

調査対象 114自治体

内 容	今回調査
a アンケート調査①の全ての未回答事業者について作業を完了した	51自治体
b 作業中である（未回収）	54自治体
c 未着手	9自治体

以下の自治体は調査対象から除外

- ・北九州市（掘り起こし調査が完了しているため）
- ・徳島県（手順2以降、未回答事業者に対するアンケート調査は実施せず、全調査対象事業所に対する現地状況の確認及び訪問調査を実施し掘り起こし調査を完了しているため）



自治体名	手順2 フォローアップ調査①			自治体名	手順2 フォローアップ調査①		
	作業を完了した	作業中である	未着手		作業を完了した	作業中である	未着手
001 北海道		○		062 静岡市		○	
002 青森県		○		063 浜松市		○	
003 岩手県		○		064 名古屋市		○	
004 宮城県		○		065 京都市		○	
005 秋田県		○		066 大阪市		○	
006 山形県			○	067 堺市		○	
007 福島県		○		068 東大阪市			○
008 茨城県		○		069 神戸市		○	
009 栃木県	○			070 姫路市	○		
010 群馬県		○		071 尼崎市		○	
011 埼玉県		○		072 和歌山市		○	
012 千葉県	○			073 広島市	○		
013 東京都	○			074 呉市	○		
014 神奈川県		○		075 下関市	○		
015 新潟県		○		076 北九州市		調査完了	
016 富山県			○	077 福岡市	○		
017 石川県			○	078 大牟田市	○		
018 福井県		○		079 長崎市	○		
019 山梨県	○			080 佐世保市	○		
020 長野県	○			081 熊本市	○		
021 岐阜県		○		082 鹿児島市	○		
022 静岡県		○		083 岡山市	○		
023 愛知県		○		084 宇都宮市		○	
024 三重県		○		085 富山市		○	
025 滋賀県		○		086 秋田市		○	
026 京都府		○		087 郡山市		○	
027 大阪府	○			088 大分市	○		
028 兵庫県			○	089 松山市	○		
029 奈良県	○			090 豊田市	○		
030 和歌山県		○		091 福山市	○		
031 鳥取県	○			092 高知市	○		
032 島根県		○		093 宮崎市	○		
033 岡山県	○			094 いわき市			○
034 広島県	○			095 長野市		○	
035 山口県	○			096 豊橋市	○		
036 徳島県	異なる作業手順で実施し調査完了			097 高松市	○		
037 香川県	○			098 相模原市	○		
038 愛媛県	○			099 西宮市		○	
039 高知県	○			100 倉敷市	○		
040 福岡県	○			101 さいたま市		○	
041 佐賀県	○			102 奈良市		○	
042 長崎県	○			103 川崎市	○		
043 熊本県	○			104 船橋市		○	
044 大分県	○			105 岡崎市	○		
045 宮崎県	○			106 高槻市		○	
046 鹿児島県	○			108 青森市		○	
047 沖縄県	○			109 八王子市		○	
050 旭川市	○			110 盛岡市		○	
051 札幌市		○		111 柏市		○	
052 函館市		○		112 久留米市	○		
054 仙台市		○		114 前橋市		○	
055 千葉市			○	115 大津市		○	
056 横浜市		○		116 高崎市	○		
057 川崎市	○			118 豊中市		○	
058 横須賀市		○		119 那覇市	○		
059 新潟市	○			120 枚方市		○	
060 金沢市			○	121 越谷市		○	
061 岐阜市		○		122 八戸市			○
				計	51	54	9

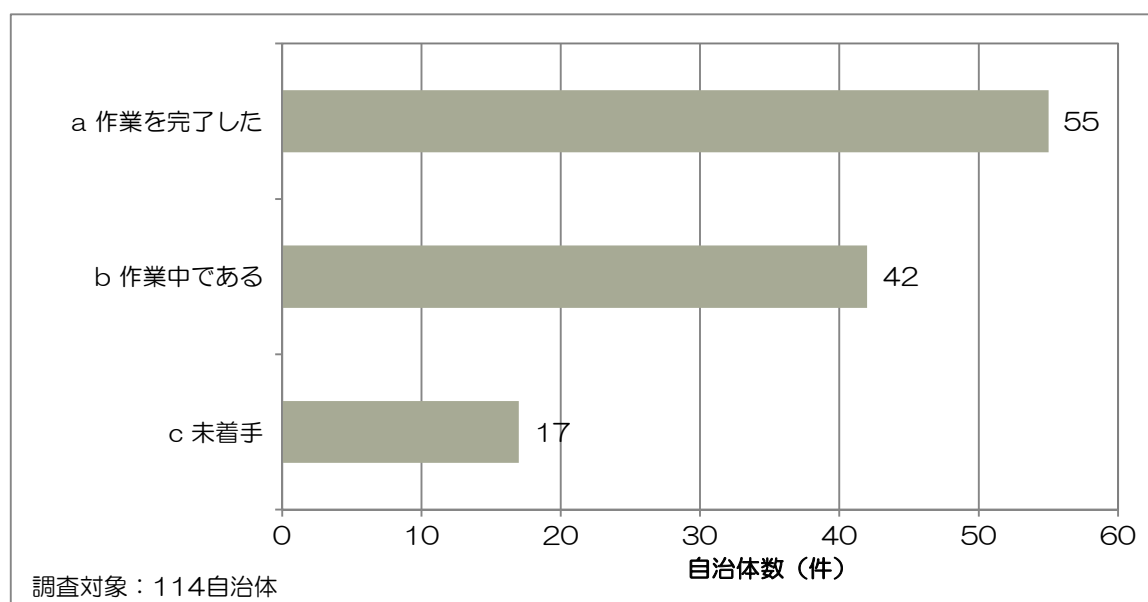
【手順3 連絡先確認調査】の作業状況について

調査対象 114自治体

内 容	今回調査
a アンケート調査①の全ての未達事業者について作業を完了した	55自治体
b 作業中である	42自治体
c 未着手	17自治体

以下の自治体は調査対象から除外

- ・北九州市（掘り起こし調査が完了しているため）
- ・徳島県（手順2以降、未回答事業者に対するアンケート調査は実施せず、全調査対象事業所に対する現地状況の確認及び訪問調査を実施し掘り起こし調査を完了しているため）



自治体名	手順3 連絡先確認調査			自治体名	手順3 連絡先確認調査		
	作業を完了した	作業中である	未着手		作業を完了した	作業中である	未着手
001 北海道		○		062 静岡市			○
002 青森県		○		063 浜松市	○		
003 岩手県			○	064 名古屋市		○	
004 宮城県	○			065 京都市		○	
005 秋田県		○		066 大阪市		○	
006 山形県		○		067 堺市		○	
007 福島県			○	068 東大阪市		○	
008 茨城県		○		069 神戸市	○		
009 栃木県	○			070 姫路市	○		
010 群馬県		○		071 尼崎市		○	
011 埼玉県		○		072 和歌山市		○	
012 千葉県	○			073 広島市	○		
013 東京都	○			074 呉市	○		
014 神奈川県		○		075 下関市	○		
015 新潟県			○	076 北九州市		調査完了	
016 富山県		○		077 福岡市	○		
017 石川県		○		078 大牟田市	○		
018 福井県			○	079 長崎市	○		
019 山梨県	○			080 佐世保市	○		
020 長野県		○		081 熊本市	○		
021 岐阜県	○			082 鹿児島市	○		
022 静岡県		○		083 岡山市	○		
023 愛知県			○	084 宇都宮市		○	
024 三重県	○			085 富山市		○	
025 滋賀県			○	086 秋田市		○	
026 京都府			○	087 郡山市			○
027 大阪府	○			088 大分市		○	
028 兵庫県			○	089 松山市	○		
029 奈良県	○			090 豊田市	○		
030 和歌山県		○		091 福山市	○		
031 鳥取県	○			092 高知市	○		
032 島根県	○			093 宮崎市	○		
033 岡山県	○			094 いわき市			○
034 広島県	○			095 長野市		○	
035 山口県		○		096 豊橋市	○		
036 徳島県	異なる作業手順で実施し調査完了			097 高松市	○		
037 香川県	○			098 相模原市	○		
038 愛媛県	○			099 西宮市		○	
039 高知県	○			100 倉敷市		○	
040 福岡県	○			101 さいたま市		○	
041 佐賀県	○			102 奈良市	○		
042 長崎県	○			103 川崎市		○	
043 熊本県	○			104 船橋市		○	
044 大分県	○			105 岡崎市		○	
045 宮崎県	○			106 高槻市		○	
046 鹿児島県	○			108 青森市		○	
047 沖縄県	○			109 八王子市		○	
050 旭川市	○			110 盛岡市	○		
051 札幌市			○	111 柏市		○	
052 函館市		○		112 久留米市	○		
054 仙台市	○			114 前橋市	○		
055 千葉市			○	115 大津市			○
056 横浜市		○		116 高崎市		○	
057 川崎市			○	118 豊中市	○		
058 横須賀市		○		119 那覇市	○		
059 新潟市		○		120 枚方市	○		
060 金沢市			○	121 越谷市	○		
061 岐阜市		○		122 八戸市			○
				計	55	42	17

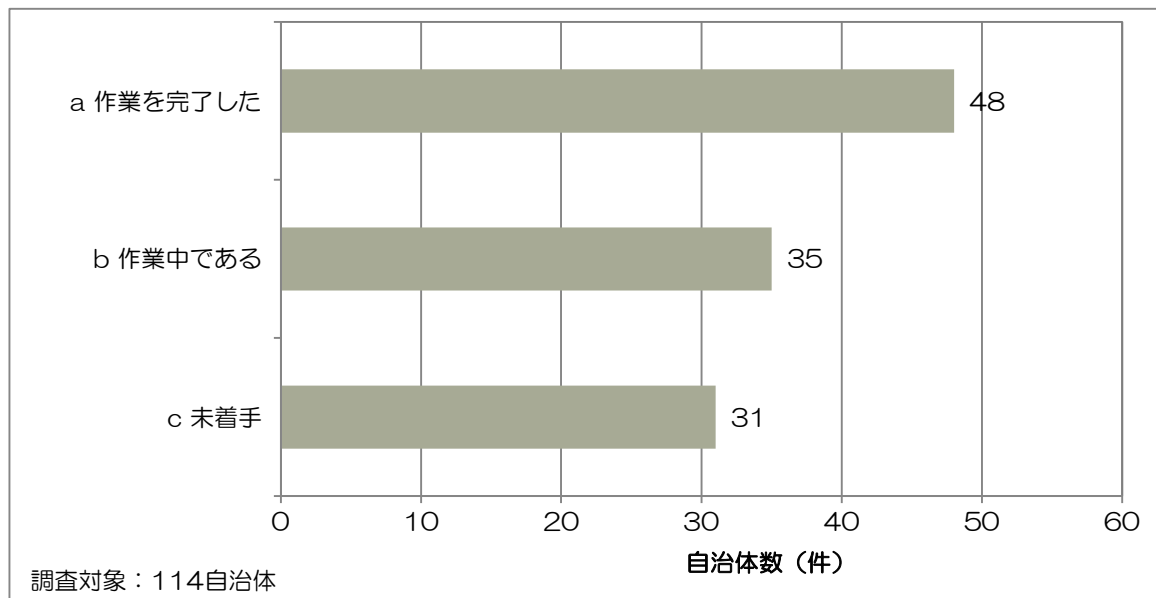
【手順4 アンケート調査②】の作業状況について

調査対象 114自治体

内 容	今回調査
a 連絡先確認調査で得られた全ての連絡先が確認できた事業者について作業を完了した	48自治体
b 作業中である（未回収）	35自治体
c 未着手	31自治体

以下の自治体は調査対象から除外

- ・北九州市（掘り起こし調査が完了しているため）
- ・徳島県（手順2以降、未回答事業者に対するアンケート調査は実施せず、全調査対象事業所に対する現地状況の確認及び訪問調査を実施し掘り起こし調査を完了しているため）



自治体名	手順4 アンケート調査②			自治体名	手順4 アンケート調査②		
	作業を完了した	作業中である	未着手		作業を完了した	作業中である	未着手
001 北海道		○		062 静岡市			○
002 青森県			○	063 浜松市		○	
003 岩手県			○	064 名古屋市			○
004 宮城県	○			065 京都市		○	
005 秋田県			○	066 大阪市		○	
006 山形県		○		067 堺市		○	
007 福島県			○	068 東大阪市			○
008 茨城県		○		069 神戸市		○	
009 栃木県	○			070 姫路市		○	
010 群馬県		○		071 尼崎市		○	
011 埼玉県		○		072 和歌山市		○	
012 千葉県	○			073 広島市	○		
013 東京都	○			074 呉市	○		
014 神奈川県		○		075 下関市	○		
015 新潟県			○	076 北九州市		調査完了	
016 富山県			○	077 福岡市	○		
017 石川県		○		078 大牟田市	○		
018 福井県			○	079 長崎市	○		
019 山梨県	○			080 佐世保市	○		
020 長野県		○		081 熊本市	○		
021 岐阜県		○		082 鹿児島市	○		
022 静岡県		○		083 岡山市		○	
023 愛知県			○	084 宇都宮市		○	
024 三重県		○		085 富山市			○
025 滋賀県			○	086 秋田市			○
026 京都府			○	087 郡山市			○
027 大阪府	○			088 大分市	○		
028 兵庫県			○	089 松山市	○		
029 奈良県	○			090 豊田市	○		
030 和歌山県		○		091 福山市	○		
031 鳥取県	○			092 高知市	○		
032 島根県	○			093 宮崎市	○		
033 岡山県	○			094 いわき市			○
034 広島県	○			095 長野市		○	
035 山口県	○			096 豊橋市		○	
036 徳島県	異なる作業手順で実施し調査完了			097 高松市	○		
037 香川県	○			098 相模原市	○		
038 愛媛県	○			099 西宮市		○	
039 高知県		○		100 倉敷市			○
040 福岡県	○			101 さいたま市			○
041 佐賀県	○			102 奈良市	○		
042 長崎県			○	103 川崎市		○	
043 熊本県	○			104 船橋市		○	
044 大分県	○			105 岡崎市	○		
045 宮崎県	○			106 高槻市			○
046 鹿児島県	○			108 青森市		○	
047 沖縄県	○			109 八王子市		○	
050 旭川市	○			110 盛岡市		○	
051 札幌市			○	111 柏市		○	
052 函館市		○		112 久留米市	○		
054 仙台市	○			114 前橋市	○		
055 千葉市			○	115 大津市			○
056 横浜市			○	116 高崎市			○
057 川崎市			○	118 豊中市	○		
058 横須賀市			○	119 那覇市	○		
059 新潟市		○		120 枚方市	○		
060 金沢市			○	121 越谷市	○		
061 岐阜市		○		122 八戸市			○
				計	48	35	31

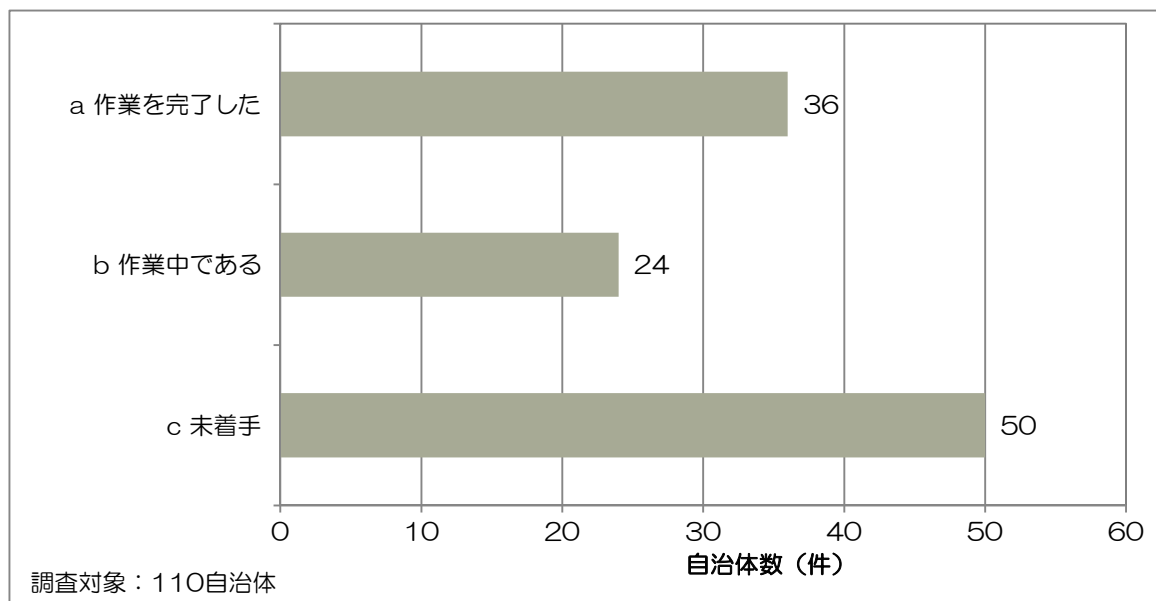
【手順5 フォローアップ調査②】の作業状況について

調査対象 110自治体

内 容	今回調査
a アンケート調査②の全ての未回答事業者について作業を完了した	36自治体
b 作業中である（未回収）	24自治体
c 未着手	50自治体

以下の自治体は調査対象から除外

- ・北九州市（掘り起こし調査が完了しているため）
- ・徳島県（手順2以降、未回答事業者に対するアンケート調査は実施せず、全調査対象事業所に対する現地状況の確認及び訪問調査を実施し掘り起こし調査を完了しているため）
- ・長崎市（手順4において掘り起こし調査を完了したため）
- ・岡山県、豊田市、奈良市（手順4の対象事業者に対し電話・訪問等を行い全ての対象事業者から回答を得られ、手順5の実施が不要のため）



自治体名	手順5 フォローアップ調査②			自治体名	手順5 フォローアップ調査②		
	作業を完了した	作業中である	未着手		作業を完了した	作業中である	未着手
001 北海道			○	062 静岡市			○
002 青森県			○	063 浜松市		○	
003 岩手県			○	064 名古屋市			○
004 宮城県	○			065 京都市		○	
005 秋田県			○	066 大阪市			○
006 山形県		○		067 堺市		○	
007 福島県			○	068 東大阪市			○
008 茨城県			○	069 神戸市			○
009 栃木県	○			070 姫路市			○
010 群馬県			○	071 尼崎市		○	
011 埼玉県		○		072 和歌山市	○		
012 千葉県	○			073 広島市	○		
013 東京都		○		074 呉市	○		
014 神奈川県			○	075 下関市	○		
015 新潟県			○	076 北九州市		調査完了	
016 富山県			○	077 福岡市	○		
017 石川県			○	078 大牟田市		○	
018 福井県			○	079 長崎市		調査完了	
019 山梨県			○	080 佐世保市	○		
020 長野県		○		081 熊本市	○		
021 岐阜県			○	082 鹿児島市	○		
022 静岡県			○	083 岡山市		○	
023 愛知県			○	084 宇都宮市			○
024 三重県		○		085 富山市			○
025 滋賀県			○	086 秋田市			○
026 京都府			○	087 郡山市			○
027 大阪府	○			088 大分市	○		
028 兵庫県			○	089 松山市	○		
029 奈良県	○			090 豊田市		手順5の対象事業者なし	
030 和歌山県		○		091 福山市	○		
031 鳥取県	○			092 高知市	○		
032 島根県		○		093 宮崎市		○	
033 岡山県		手順5の対象事業者なし		094 いわき市			○
034 広島県	○			095 長野市		○	
035 山口県	○			096 豊橋市		○	
036 徳島県		異なる作業手順で実施し調査完了		097 高松市	○		
037 香川県	○			098 相模原市			○
038 愛媛県	○			099 西宮市		○	
039 高知県		○		100 倉敷市	○		
040 福岡県	○			101 さいたま市			○
041 佐賀県	○			102 奈良市		手順5の対象事業者なし	
042 長崎県	○			103 川崎市			○
043 熊本県	○			104 船橋市		○	
044 大分県	○			105 岡崎市		○	
045 宮崎県	○			106 高槻市			○
046 鹿児島県	○			108 青森市			○
047 沖縄県	○			109 八王子市			○
050 旭川市			○	110 盛岡市			○
051 札幌市			○	111 柏市			○
052 函館市		○		112 久留米市	○		
054 仙台市			○	114 前橋市	○		
055 千葉市			○	115 大津市			○
056 横浜市			○	116 高崎市			○
057 川崎市			○	118 豊中市		○	
058 横須賀市			○	119 那覇市	○		
059 新潟市		○		120 枚方市	○		
060 金沢市			○	121 越谷市		○	
061 岐阜市			○	122 八戸市			○
				計	36	24	50

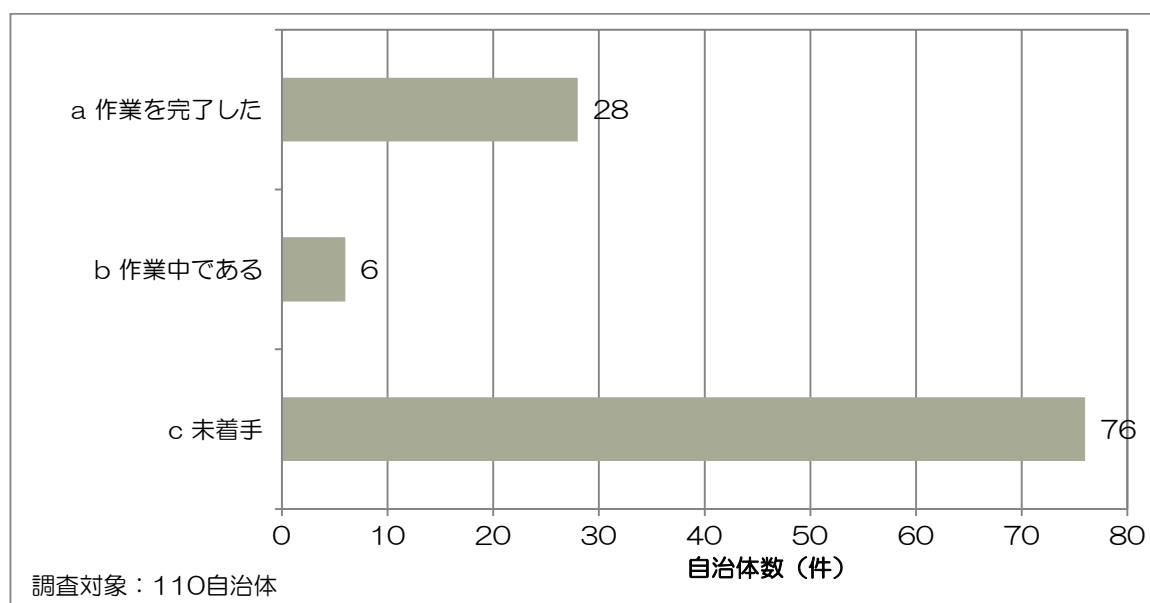
【手順6 文書による最終通知】の作業状況について

調査対象 110自治体

内 容	今回調査
a フォローアップ調査①の未回答事業者及びフォローアップ調査②の未回答事業者について作業を完了した	28自治体
b 作業中である	6自治体
c 未着手	76自治体

以下の自治体は調査対象から除外

- ・北九州市（掘り起こし調査が完了しているため）
- ・徳島県（手順2以降、未回答事業者に対するアンケート調査は実施せず、全調査対象事業所に対する現地状況の確認及び訪問調査を実施し掘り起こし調査を完了しているため）
- ・長崎市（手順4において掘り起こし調査を完了したため）
- ・島根県（手順6において文書の通知は実施せず、対象事業者へ現地確認調査を実施したため）
- ・香川県、長崎県（手順2および手順5の未回答事業者に対し電話・訪問等を行い全ての対象事業者から回答を得られ、手順6の実施が不要のため）



自治体名	手順6 文書による最終通知			自治体名	手順6 文書による最終通知		
	作業を完了した	作業中である	未着手		作業を完了した	作業中である	未着手
001 北海道			○	062 静岡市			○
002 青森県			○	063 浜松市			○
003 岩手県			○	064 名古屋			○
004 宮城県	○			065 京都市			○
005 秋田県			○	066 大阪市			○
006 山形県			○	067 堺市			○
007 福島県			○	068 東大阪市			○
008 茨城県			○	069 神戸市			○
009 栃木県			○	070 姫路市			○
010 群馬県			○	071 尼崎市		○	
011 埼玉県			○	072 和歌山市			○
012 千葉県	○			073 広島市	○		
013 東京都			○	074 呉市	○		
014 神奈川県			○	075 下関市	○		
015 新潟県			○	076 北九州市		調査完了	
016 富山県			○	077 福岡市	○		
017 石川県			○	078 大牟田市		○	
018 福井県			○	079 長崎市		調査完了	
019 山梨県			○	080 佐世保市	○		
020 長野県			○	081 熊本市	○		
021 岐阜県			○	082 鹿児島市	○		
022 静岡県			○	083 岡山市			○
023 愛知県			○	084 宇都宮市			○
024 三重県		○		085 富山市			○
025 滋賀県			○	086 秋田市			○
026 京都府			○	087 郡山市			○
027 大阪府	○			088 大分市			○
028 兵庫県			○	089 松山市	○		
029 奈良県			○	090 豊田市		○	
030 和歌山県			○	091 福山市	○		
031 鳥取県	○			092 高知市	○		
032 島根県	異なる作業手順で実施			093 宮崎市			○
033 岡山県	○			094 いわき市			○
034 広島県	○			095 長野市			○
035 山口県	○			096 豊橋市			○
036 徳島県	異なる作業手順で実施し調査完了			097 高松市	○		
037 香川県	手順6の対象事業者なし			098 相模原市			○
038 愛媛県	○			099 西宮市			○
039 高知県		○		100 倉敷市	○		
040 福岡県	○			101 さいたま市			○
041 佐賀県	○			102 奈良市			○
042 長崎県	手順6の対象事業者なし			103 川越市			○
043 熊本県	○			104 船橋市			○
044 大分県	○			105 岡崎市			○
045 宮崎県		○		106 高槻市			○
046 鹿児島県	○			108 青森市			○
047 沖縄県	○			109 八王子市			○
050 旭川市			○	110 盛岡市			○
051 札幌市			○	111 柏市			○
052 函館市			○	112 久留米市	○		
054 仙台市			○	114 前橋市			○
055 千葉市			○	115 大津市			○
056 横浜市			○	116 高崎市			○
057 川崎市			○	118 豊中市			○
058 横須賀市			○	119 那覇市	○		
059 新潟市			○	120 枚方市			○
060 金沢市			○	121 越谷市			○
061 岐阜市			○	122 八戸市			○
			計		28	6	76

(2) 各都道府県市の掘り起こし調査内容、進捗率及び掘り起こし調査完了日について

○自家用電気工作物設置者を対象とした掘り起こし調査 (1/7)

上段：平成30年1月時点、下段：平成29年8月時点

自治体名		調査対象事業者数	回答事業者数	進捗率 (%)	調査完了 (予定) 日	調査対象及び調査方法	備考	
北海道	001 北海道	25,515	22,653	88.7	平成32年3月	平成26年及び平成28年	集計途中の暫定値	
		(25,515)	(12,553)	(49.1)	(平成32年3月)	(平成26年に平成28年の一部を追加)		
	050 旭川市	2,021	1,723	85.2	平成31年3月	平成26年に平成28年の一部を追加		
		(1,981)	(1,715)	(86.5)	(平成29年12月)	(平成26年に平成28年の一部を追加)		
	051 札幌市	9,731	7,011	72.0	平成32年3月	平成28年度及び経済センサス活動調査結果から自家用データを抽出	経済センサス活動調査結果に基づく事業者 (46,629件) に対する調査を実施	
		(9,731)	(5,311)	(54.5)	(平成32年3月)	(平成26年度経済センサス活動調査結果から自家用データを抽出)	(経済センサス活動調査結果に基づく事業者 (46,629件) に対する調査を実施)	
	052 函館市	1,584	961	60.6	平成33年3月	平成26年に平成28年の一部を追加		
		(1,584)	(810)	(51.1)	(平成33年3月)	(平成26年に平成28年の一部を追加)		
	青森県	002 青森県	5,139	3,343	65.0	平成32年3月	平成26年に平成28年の一部を追加	
			(2,159)	(1,921)	(88.9)	(平成31年3月)	(平成26年及び平成28年)	
		108 青森市	1,271	972	76.4	平成32年3月	平成26年に平成28年の一部を追加	
			(1,278)	(966)	(75.5)	(平成32年3月)	(平成26年に平成28年の一部を追加)	
122 八戸市	902	627	69.5	平成32年3月	平成26年及び平成28年			
	(902)	(627)	(69.5)	(平成32年3月)	(平成26年に平成28年の一部を追加)			
岩手県	003 岩手県	6,455	2,880	44.6	平成33年3月	平成26年に平成28年の一部を追加		
		(6,459)	(2,776)	(42.9)	(平成33年3月)	(平成26年に平成28年の一部を追加)		
110 盛岡市	2,104	1,665	79.1	平成31年6月	平成28年			
	(2,086)	(0)	(0.0)	(平成32年6月)	(平成28年)			
宮城県	004 宮城県	8,627	8,309	96.3	平成30年3月	平成26年		
		(8,627)	(7,015)	(81.3)	(平成30年3月)	(平成26年)		
054 仙台市	6,209	5,275	84.9	平成33年3月	平成26年に平成28年の一部を追加			
	(6,360)	(3,782)	(59.4)	(平成31年12月)	(平成26年)			
秋田県	005 秋田県	6,501	5,173	79.5	平成31年3月	平成26年に平成28年の一部を追加		
		(6,387)	(4,457)	(69.7)	(平成33年3月)	(平成26年に平成28年の一部を追加)		
086 秋田市	2,058	1,791	87.0	平成31年3月	平成26年			
	(1,999)	(1,759)	(87.9)	(平成31年3月)	(平成26年)			
006 山形県	6,952	4,957	71.3	平成33年3月	平成28年			
	(6,948)	(0)	(0.0)	(平成33年3月)	(平成28年)			
福島県	007 福島県	9,200	4,900	53.2	平成33年3月	平成26年に平成28年の一部を追加	対象事業者数及び回答事業者数は精査中のため、おおよその数値。	
		(9,209)	(4,714)	(51.1)	(平成34年3月)	(平成26年)		
	087 郡山市	2,159	1,424	65.9	平成31年3月	平成26年に平成28年の一部を追加		
		(1,865)	(1,424)	(76.3)	(平成31年3月)	(平成26年)		
094 いわき市	2,703	0	0.0	平成31年2月	平成28年	(家屋課税台帳に基づく事業者 (5,000件) に対する調査を予定)		
	(2,703)	(0)	(0.0)	(平成31年2月)	(平成28年)			
008 茨城県	17,391	10,669	61.3	平成31年3月	平成26年			
	(17,382)	(11,108)	(63.9)	(平成31年3月)	(平成26年)			
栃木県	009 栃木県	11,647	7,003	60.1	平成32年3月	平成26年に平成28年の一部を追加		
		(11,647)	(7,004)	(60.1)	(平成32年3月)	(平成26年に平成28年の一部を追加)		
084 宇都宮市	2,873	2,678	93.2	平成31年3月	平成26年			
	(2,829)	(2,645)	(93.4)	(平成32年2月)	(平成26年)			
群馬県	010 群馬県	13,124	6,210	47.3	平成32年3月	平成26年に平成28年の一部を追加		
		(13,124)	(6,210)	(47.3)	(平成31年3月)	(平成26年)		
	114 前橋市	1,922	1,383	71.9	未定	平成26年		
		(1,922)	(1,294)	(67.3)	(平成31年3月)	(平成26年)		
116 高崎市	1,486	1,376	92.5	未定	平成26年			
	(1,922)	(1,400)	(72.8)	(未定)	(平成26年)			

○自家用電気工作物設置者を対象とした掘り起こし調査（2/7）

上段：平成30年1月時点、下段：平成29年8月時点

自治体名		調査対象 事業者数	回答 事業者数	進捗率 (%)	調査完了 (予定) 日	調査対象及び調査方法	備考		
北海道 事業対象地域	新潟県	015 新潟県	14,957 (14,911)	9,847 (9,712)	65.8 (65.1)	平成33年3月 (未定)	平成26年 (平成26年)		
		059 新潟市	5,790 (5,790)	5,414 (5,213)	93.5 (90.0)	平成30年11月 (平成30年11月)	平成26年に平成28年の一部を 追加 (平成26年に平成28年の一部を 追加)		
	019 山梨県	3,698 (3,846)	2,727 (2,547)	73.7 (66.2)	平成32年3月 (平成32年3月)	平成26年 (平成26年)			
	富山県	016 富山県	4,722 (4,722)	3,640 (3,640)	77.0 (77.0)	未定 (未定)	平成26年 (平成26年)		
		085 富山市	2,910 (2,910)	2,758 (2,758)	94.7 (94.7)	平成33年6月 (平成33年6月)	平成26年 (平成26年)		
	石川県	017 石川県	5,520 (5,515)	2,138 (723)	38.7 (13.1)	平成34年3月 (平成34年3月)	平成28年 (平成28年)	地方公共団体（市町・一部事務組合・広 域連合・協議会）（46件）に対する調査 を実施（独自の調査として別表に整理） （地方公共団体（市町・一部事務組合・ 広域連合・協議会）（46件）に対する調 査を実施）	
		060 金沢市	3,707 (3,707)	0 (0)	0.0 (0.0)	平成32年3月 (平成32年3月)	平成28年 (平成28年)		
	018 福井県	7,618 (7,618)	5,558 (5,145)	72.9 (67.5)	平成32年3月 (平成32年3月)	平成26年 (平成26年)			
	長野県	020 長野県	13,780 (13,730)	12,687 (12,627)	92.0 (91.9)	平成33年3月 (平成33年3月)	平成26年 (平成26年)		
		095 長野市	2,560 (2,536)	2,415 (2,148)	94.3 (84.7)	平成30年3月 (平成31年3月)	平成26年に平成28年の一部を 追加 (平成26年に平成28年の一部を 追加)		
	東京 事業対象地域	埼玉県	011 埼玉県	31,947 (27,842)	23,709 (19,598)	74.2 (70.3)	平成33年3月 (平成32年3月)	平成26年に平成28年の一部を 追加 (平成26年)	（昭和52年3月以前の建物の管理者（所有 者）に対する調査を検討中）
			101 さいたま市	5,283 (5,408)	4,384 (4,018)	82.9 (74.2)	平成34年3月 (平成31年3月)	平成26年及び平成28年 (平成26年)	
103 川越市			1,740 (1,740)	1,338 (895)	76.8 (51.4)	平成33年3月 (平成33年3月)	平成28年 (平成28年)		
121 越谷市			1,471 (1,337)	834 (740)	56.6 (55.3)	平成33年3月 (平成33年3月)	平成26年に平成28年の一部を 追加 (平成26年に平成28年の一部を 追加)		
千葉県		012 千葉県	20,947 (20,947)	16,627 (10,780)	79.3 (51.4)	平成32年3月 (平成30年3月)	平成26年 (平成26年)	平成30年1月19日に未回答事業者5,093件 に対し、最終通知連絡を実施。最終通知 連絡事業者件数を含め、進捗率は98.3% となった。 （安定器や電気工作物以外の電気機器を 対象とした掘り起こし調査を検討中）	
		055 千葉市	3,678 (3,678)	2,127 (1,133)	57.8 (30.8)	平成31年6月 (平成31年6月)	平成28年 (平成28年)		
		104 船橋市	1,869 (1,869)	1,251 (900)	66.9 (48.1)	平成31年3月 (平成31年3月)	平成26年 (平成26年)	（家屋課税台帳に基づく昭和52年3月以前 の事業用建造物（約6,500件）に対する 調査を予定）	
		111 柏市	1,680 (1,719)	1,114 (1,034)	66.3 (60.1)	平成31年3月 (平成30年3月)	平成28年 (平成28年)		
東京都		013 東京都	67,463 (67,463)	52,795 (52,042)	78.2 (77.1)	平成33年3月 (平成31年3月)	平成26年 (平成26年)		
		109 八王子市	2,647 (2,296)	2,218 (1,670)	83.7 (72.7)	平成33年6月 (未定)	平成26年 (平成26年)		
		014 神奈川県	14,211 (14,236)	8,692 (7,406)	61.1 (52.0)	平成33年 (平成33年)	平成26年 (平成26年)		
		056 横浜市	14,941 (14,941)	5,509 (3,061)	36.8 (20.4)	平成31年3月 (平成33年4月)	平成26年に平成28年の一部を 追加 (平成26年)		
	057 川崎市	4,811 (4,811)	2,671 (2,282)	55.5 (47.4)	未定 (未定)	平成26年 (平成26年)			
	058 横須賀市	1,260 (1,349)	777 (776)	61.6 (57.5)	平成32年3月 (平成31年3月)	平成26年に平成28年の一部を 追加 (平成26年に平成28年の一部を 追加)			
098 相模原市	2,646 (2,857)	2,015 (1,895)	76.1 (未定)	未定 (平成32年3月)	平成26年に平成28年の一部を 追加 (平成26年)				

○自家用電気工作物設置者を対象とした掘り起こし調査（3/7）

上段：平成30年1月時点、下段：平成29年8月時点

自治体名		調査対象 事業者数	回答 事業者数	進捗率 (%)	調査完了 (予定) 日	調査対象及び調査方法	備考
静岡県	022 静岡県	19,004	14,160	74.5	平成33年4月	平成26年に平成28年の一部を 追加	
		(17,260)	(10,000)	(57.9)	(平成32年3月)	(平成26年)	
	062 静岡市	2,934	1,924	65.5	平成33年7月	平成26年に平成28年の一部を 追加	
		(5,152)	(361)	(7.0)	(平成33年3月)	(平成28年)	
	063 浜松市	5,144	4,499	87.4	平成33年3月	平成26年に平成28年の一部を 追加	
		(5,217)	(3,821)	(73.2)	(平成33年3月)	(平成26年に平成28年の一部を 追加)	
岐阜県	021 岐阜県	13,572	10,359	76.3	平成32年3月	平成26年	
	(13,425)	(8,747)	(65.1)	(平成32年3月)	(平成26年)		
061 岐阜市	2,763	2,035	73.6	平成31年3月	平成26年に平成28年の一部を 追加	平成29年度に経済産業省提供データの 一部を追加	
	(2,731)	(1,481)	(54.2)	(平成31年3月)	(平成26年に平成28年の一部を 追加)		
愛知県	023 愛知県	27,874	18,201	65.2	平成32年6月	平成26年	
		(27,874)	(18,158)	(65.1)	(平成32年6月)		(建物課税台帳情報または建物登記情報 (83000件) に対する調査を予定)
	064 名古屋市	9,924	5,692	57.3	平成33年6月	平成26年	
		(9,924)	(5,610)	(56.5)	(平成32年6月)	(平成26年)	
	090 豊田市	2,787	2,787	100.0	平成30年3月	平成26年に平成28年の一部を 追加	(昭和52年以前建築建物所有者 (1,592 件) に対する調査を実施)
		(2,787)	(2,779)	(99.7)	(平成29年9月)	(平成26年に平成28年の一部を 追加)	
096 豊橋市	2,142	1,703	79.5	平成33年3月	平成26年に平成28年の一部を 追加		
	(1,987)	(1,426)	(71.7)	(平成32年9月)	(平成26年)	(家屋課税台帳に基づくS52年以前の建築 物の所有者 (1,800件) に対する調査を	
105 岡崎市	1,235	1,150	93.1	平成33年3月	平成26年		
	(1,215)	(1,130)	(93.0)	(平成33年3月)	(平成26年)	(課税台帳登記情報 (3,000件) による安 定器掘り起こし調査実施検討中)	
024 三重県	12,073	9,252	76.6	平成30年3月	平成26年に平成28年の一部を 追加	電気絶縁物処理協会リスト事業者(1,200 件) に対する調査を実施済 (独自の調査 として別表に整理)	
	(13,030)	(8,398)	(64.4)	(平成30年3月)	(平成26年に平成28年の一部を 追加)	(その他電気絶縁物処理協会リスト事業 者(1,200件)を調査を実施、別途法務局 建物登記情報による安定器調査を検討 中)	
滋賀県	025 滋賀県	8,558	7,016	81.9	平成31年9月	平成26年に平成28年の一部を 追加	
		(7,070)	(5,217)	(73.7)	(平成30年12月)	(平成26年)	(安定器掘り起こし調査を検討中)
115 大津市	1,412	1,026	72.6	未定	平成26年に平成28年の一部を 追加		
	(1,282)	(917)	(71.5)	(未定)	(平成26年)		
京都府	026 京都府	3,673	2,136	58.1	平成31年10月	平成26年に平成28年の一部を 追加	
		(3,424)	(1,605)	(46.8)	(平成30年8月)	(平成26年 (平成28年データ の一部を追加を検討))	
065 京都市	3,769	1,938	51.4	平成32年3月	平成28年		
	(3,769)	(1,173)	(31.1)	(平成30年3月)	(平成28年)		
大阪府	027 大阪府	16,871	7,058	41.8	平成30年3月	平成26年	未回答又は未達事業所については、H29 年度調査対象に含まれる。また、H29年 度調査の未回答事業所に最終通知実施。 (参考：9,300件に送付済。) 経済センサス (平成26年度) に基づく従 業員10名以上の事業者(22,500件) 対し 安定器調査を実施 (独自の調査として別 表に整理)
		(16,871)	(7,057)	(41.8)	(平成30年3月)	(平成26年)	(経済センサス-基礎調査結果に基づ く従業員10名以上の事業者 (21,855件) 対 する調査を実施)
	066 大阪市	23,695	22,267	93.9	平成33年3月	平成26年	大阪市独自の事業者データベース (PCB 特措法届出前のPCB保管事業者情報、過 去にPCB届出が提出されたが現在届出の 無い事業者情報、PCB機器を使用してい た自家工作物設置者情報を含むデー タベース) を基づく事業者(9,826件) 対 象にフォローアップ調査を実施
		(26,267)	(9,939)	(37.8)	(平成33年3月)	(平成26年)	(大阪市独自の事業者データベース及び 経済センサス (従業員10人以上) に基 づく事業所 (40,000件) に対する安定器掘 り起こし調査を予定)
067 堺市	3,458	2,603	75.2	平成32年9月	平成26年		
	(2,920)	(1,963)	(67.2)	(平成33年3月)	(平成26年)		

○自家用電気工作物設置者を対象とした掘り起こし調査（4/7）

上段：平成30年1月時点、下段：平成29年8月時点

自治体名		調査対象事業者数	回答事業者数	進捗率 (%)	調査完了 (予定) 日	調査対象及び調査方法	備考	
大阪府	068 東大阪市	4,392	1,396	31.7	未定	平成26年に平成28年の一部を追加		
		(5,342)	(32)	(0.5)	(未定)	(平成26年に平成28年の一部を追加)		
	106 高槻市	808	603	74.6	平成33年3月	平成26年		
		(975)	(463)	(47.4)	(未定)	(平成26年)		
	120 枚方市	1,633	1,351	82.7	平成32年3月	平成26年に平成28年の一部を追加		
		(1,627)	(1,185)	(72.8)	(平成32年3月)	(平成26年に平成28年の一部を追加)		
	118 豊中市	796	510	64.0	平成32年3月	平成26年		
		(796)	(429)	(53.8)	(平成32年3月)	(平成26年)		
	兵庫県	028 兵庫県	15,267	8,502	55.6	平成32年12月	平成28年	
			(16,533)	(7,997)	(48.3)	(平成31年9月)	(平成28年)	
		069 神戸市	8,595	7,062	82.1	平成32年10月	平成26年	
			(8,352)	(6,737)	(80.6)	(平成32年10月)	(平成26年)	
		070 姫路市	3,574	3,366	94.1	平成31年3月	平成26年に平成28年の一部を追加	
			(3,488)	(3,246)	(93.0)	(平成31年3月)	(平成26年)	(平成28年度提供自家用電気工作物設置者の一部(平成26年度版との重複等を除外したものの132件)に対する調査を予定)
071 尼崎市		1,735	1,600	92.2	未定	平成26年に平成28年の一部を追加		
	(1,735)	(1,598)	(92.1)	(未定)	(平成26年及び平成28年)			
099 西宮市	2,217	2,085	94.0	平成30年3月	平成26年に平成28年の一部を追加			
	(2,216)	(1,967)	(88.7)	(平成30年3月)	(平成26年に平成28年の一部を追加)			
奈良県	029 奈良県	5,764	5,064	87.8	平成31年3月	平成26年		
		(5,779)	(5,064)	(87.6)	(平成32年3月)	(平成26年(平成28年データの一部を追加を検討))	(昭和52年以前建築建物所有者に対する調査を検討中)	
和歌山県	102 奈良市	1,352	1,352	100.0	平成30年5月	平成28年度	従業員数5名以上の事業所(3953件)に対する調査を実施中(独自調査として別表に整理)	
		(1,339)	(489)	(36.5)	(平成31年3月)	(平成28年度)	(従業員数5名以上の事業所(3609件)に対する調査を実施)	
和歌山県	030 和歌山県	3,391	2,947	86.9	平成31年3月	平成26年	市町村(和歌山市を除く29件)に対する調査を実施(独自の調査として別表に整理)	
		(3,391)	(2,510)	(74.0)	(平成32年3月)	(平成26年)	(市町村(和歌山市を除く29件)に対する調査を実施)	
	072 和歌山市	2,048	1,605	78.3	平成31年3月	平成26年		
		(2,314)	(1,605)	(69.3)	(平成31年3月)	(平成26年)		
北九州事業対象地域	031 鳥取県	3,700	3,700	100.0	平成30年1月	平成26年	経済センサス情報を基に自家用電気工作物設置者リストを除いた従業員数10名以上の事業者(3,032件)を対象としたアンケート調査を実施(独自調査として別表に整理)	
		(3,700)	(3,530)	(95.4)	(平成29年12月)	(平成26年)	(経済センサス情報を基に自家用電気工作物設置者リストを除いた従業員数10名以上の事業者(3,032件)を対象としたアンケート調査を実施)	
	032 鳥根県	6,471	6,207	95.9	平成30年2月	平成26年	変圧器・コンデンサーのPCB含有有無は100%確認済み。安定器について一部確認中。 連絡先確認調査により連絡先が確認できなかった事業者及びP協台帳データの自称者(1,251件)を対象に実施(独自の調査として別表に整理)	
		(6,302)	(5,559)	(88.2)	(平成29年10月)	(平成26年及び未回答/未達事業所で、NTTタウンページデータによっても該当者が見つけられなかった事業者等の調査)	(平成25年環境省モデル事業を活用した掘り起こし調査の未達事業所で、NTTタウンページデータによっても該当者が見つけられなかった事業者等(532件)の調査の実施)	
	岡山県	033 岡山県	5,685	5,685	100.0	平成29年7月	平成26年	
			(6,009)	(5,633)	(93.7)	(平成29年10月)	(平成26年)	(NTTタウンページデータに基づく事業者(30,000件)を対象とした周知を実施)
		083 岡山市	4,679	4,679	100.0	平成29年8月	平成26年	
			(4,679)	(4,679)	(100.0)	(平成29年8月)	(平成26年)	
	100 倉敷市	2,965	2,965	100.0	平成29年12月	平成26年	その他電気関係報告規則に基づくPCB含有電気工作物届出事業者(121件)の調査を実施済(独自調査として別表に整理)	
		(2,965)	(2,638)	(88.9)	(平成29年12月)	(平成26年)	(その他電気関係報告規則に基づくPCB含有電気工作物届出事業者(121件)の調査を実施)	

○自家用電気工作物設置者を対象とした掘り起こし調査（5/7）

上段：平成30年1月時点、下段：平成29年8月時点

自治体名		調査対象 事業者数	回答 事業者数	進捗率 (%)	調査完了 (予定) 日	調査対象及び調査方法	備考	
北九州 事業対象地域	広島県	7,945	7,945	100.0	平成29年12月	平成26年及び平成28年	その他PCB使用電気工作物設置届出者のうち自家用電気工作物設置者リストから漏れていた事業者(6件)の調査を実施	
		(8,044)	(6,649)	(82.6)	(平成29年9月)	(平成26年及び平成28年)	(その他PCB使用電気工作物設置届出者のうち自家用電気工作物設置者リストから漏れていた事業者(6件)の調査を実施(独自調査として別表に整理))	
		5,314	5,314	100.0	平成30年1月	平成26年		
		(5,313)	(5,136)	(96.6)	(平成29年10月)	(平成26年)		
		1,354	1,354	100.0	平成30年1月	平成26年		
	(1,326)	(1,240)	(93.5)	(平成29年12月)	(平成26年)			
	091 福山市	3,856	3,856	100.0	平成30年1月	平成26年	電気絶縁物処理協会リストに基づく事業者(362件)に対する調査を実施(独自の調査として別表に整理)	
		(3,856)	(3,781)	(98.0)	(平成29年10月)	(平成26年)	(電気絶縁物処理協会リストに基づく事業者(362件)に対する調査を実施)	
	山口県	035 山口県	6,568	6,568	100.0	平成29年12月	平成26年	平成24年経済センサス・基礎調査結果に基づく、従業員数10人以上の事業者31,528事業者から調査対象事業者として抽出した12,086事業者(未達を含む)を対象としたアンケート調査を実施
			(6,642)	(6,059)	(91.2)	(平成29年10月)	(平成26年)	(平成24年経済センサス・基礎調査結果に基づく、従業員数10人以上の事業者31,528事業者から調査対象事業者として抽出した12,086事業者(未達を含む)を対象としたアンケート調査を実施)
075 下関市		1,303	1,303	100.0	平成29年12月	平成26年に平成28年の一部を追加	平成24年経済センサス・基礎調査結果に基づく、従業員数10人以上の事業所(2,447件)を対象としたアンケート調査を実施(平成26年度に実施済。)(独自の調査として別表に整理)	
	(1,303)	(1,303)	(100.0)	(平成29年12月)	(平成26年)	(平成24年経済センサス・基礎調査結果に基づく、従業員数10人以上の事業所(2,447件)を対象としたアンケート調査を実施)		
036 徳島県	3,888	3,888	100.0	平成29年9月	平成26年	フォロー調査以降は全調査対象事業所に対する現地状況の確認及び訪問調査し掘り起こしを完了。		
	(3,888)	(3,888)	(100.0)	(平成29年9月)	(平成26年)	(その他電気絶縁物処理協会情報に基づく事業者(4,903件)に対するアンケート調査を実施)		
香川県	037 香川県	5,000	5,000	100.0	平成29年5月	平成26年		
		(5,000)	(5,000)	(100.0)	(平成29年5月)	(平成26年)		
	097 高松市	2,987	2,987	100.0	平成29年8月	平成26年	電気絶縁物処理協会台帳データ40件について調査を実施(独自の調査として別表に整理)	
(2,987)		(2,987)	(100.0)	(平成29年8月)	(平成26年)			
愛媛県	038 愛媛県	4,967	4,967	100.0	平成30年1月	平成26年	掘り起こし調査票の回答欄に電気管理技術者名等の記載がなかった事業者992件に対し、追加で調査を実施。 平成24年経済センサス基礎調査結果に基づく、従業員数5人以上99人以下の事業者(12,226件)及び平成16年度電気事業法届出事業者(188件)を対象としたアンケート調査を実施済(独自の調査として別表に整理)	
		(4,967)	(4,790)	(96.4)	(平成29年12月)	(平成26年)	(平成24年経済センサス基礎調査結果に基づく、従業員数5人以上99人以下の事業者(12,226件)を対象としたアンケート調査を実施)	
	089 松山市	2,212	2,212	100.0	平成29年3月	平成26年		
(2,212)		(2,212)	(100.0)	(平成29年3月)	(平成26年)			
高知県	039 高知県	3,365	3,365	100.0	平成30年1月	平成26年		
		(3,361)	(2,673)	(79.5)	(平成30年3月)	(平成26年)	(その他電気保安協会の所有するPCB機器所有者リストから県が保有するリストを突合したデータ(2,417事業者)の調査を実施)	
	092 高知市	1,661	1,661	100.0	平成30年1月	平成26年	その他電気保安法人顧客リスト(1,813事業者)に基づく調査を実施(独自の調査として別表に整理)	
(1,583)		(1,396)	(88.1)	(平成29年11月)	(平成26年)	(その他電気保安法人顧客リスト(1,813事業者)に基づく調査を予定)		

○自家用電気工作物設置者を対象とした掘り起こし調査（6/7）

上段：平成30年1月時点、下段：平成29年8月時点

自治体名	調査対象事業者数	回答事業者数	進捗率 (%)	調査完了 (予定) 日	調査対象及び調査方法	備考	
福岡県	040 福岡県	13,642	13,642	100.0	平成29年10月	平成26年に平成28年の一部を追加	平成24年度（約17,500事業者）及び平成26年度（約35,000事業者）に経済センサデータを基にアンケート調査を実施済（独自の調査として別表に整理）
		(13,642)	(12,847)	(94.1)	(平成29年10月)	(平成26年に平成28年の一部を追加)	(平成24年度（約17,500事業者）及び平成26年度（約35,000事業者）に経済センサデータを基にアンケート調査を実施)
	076 北九州市	—	—	—	—	—	市内全事業者に対して調査完了
		(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(市内全事業者に対して調査完了)
	077 福岡市	7,562	7,562	100.0	平成29年10月	平成26年に平成28年の一部を追加	(①平成15年以前に建築された1,000㎡の倉庫・工場・店舗、病院（1192件）を対象とした、PCB含有電気機器の有無及び使用状況調査（平成22、23年度実施） ②昭和52年3月以前の建築物の所有者（14950件）に対する安定器確認通知文の送付（ビル管法の特定建築物にも再送付）（回答は求めていない）
		(7,108)	(6,833)	(96.1)	(平成29年10月)	(平成26年)	
	078 大牟田市	695	695	100.0	平成30年1月	平成26年	(固定資産税情報に基づくS52年以前の建築物の所有者（2,500件）に対するアンケート調査を予定)
		(696)	(497)	(71.4)	(平成29年9月)	(平成26年)	
	112 久留米市	1,950	1,950	100.0	平成29年9月	平成26年に平成28年の一部を追加	
		(1,950)	(1,928)	(98.8)	(平成29年9月)	(平成26年)	
	041 佐賀県	5,473	5,473	100.0	平成29年11月	平成28年	平成14年度に（一財）九州電気保安協会が保守点検契約を締結していた事業者リストの事業者（5,032件）に対し、聞き取り調査・現地調査を実施（独自の調査として別表に整理）
		(5,457)	(2,775)	(50.8)	(平成29年11月)	(平成28年)	(その他高圧受電設備を持つ事業所（4,932事業所）の調査を実施)
長崎県	042 長崎県	4,574	4,574	100.0	平成29年12月	平成26年	電気絶縁物処理協会データ（281事業所）に基づく掘り起こし調査を実施済（独自の調査として別表に整理）
		(4,574)	(4,419)	(96.6)	(平成29年9月)	(平成26年)	(平成21年経済センサスー基礎調査結果に基づく従業員5名以上の事業者に対するアンケート調査に加えて、電気絶縁物処理協会データ（281事業所）に基づく掘り起こし調査を実施)
	079 長崎市	1,905	1,905	100.0	平成29年7月	平成26年	平成24年経済センサスー基礎調査結果に基づく従業員5人以上の事業所（7659件）に対するアンケート調査の実施（独自の調査として別表に整理）
		(1,905)	(1,905)	(100.0)	(平成29年7月)	(平成26年)	(平成24年経済センサスー基礎調査結果に基づく従業員5人以上の事業所（7,659件）に対するアンケート調査の実施)
080 佐世保市	1,222	1,222	100.0	平成29年9月	平成26年	その他電気絶縁物処理協会情報に基づく事業者（66件）に対するアンケート調査を実施（独自の調査として別表に整理）	
	(1,223)	(1,223)	(100.0)	(平成29年7月)	(平成26年)	(その他電気絶縁物処理協会情報に基づく事業者（66者）に対するアンケート調査を実施)	
熊本県	043 熊本県	8,790	8,790	100.0	平成30年1月	平成26年に平成28年の一部を追加	
		(8,786)	(8,786)	(100.0)	(平成29年3月)	(平成26年に平成28年の一部を追加)	
081 熊本市	3,184	3,184	100.0	平成30年1月	平成26年	(経済センサデータ及び固定資産税データに基づく事業者（3924件）に対する調査を実施)	
大分県	044 大分県	5,003	5,003	100.0	平成30年1月	平成26年に平成28年の一部を追加	「PCB協会掲載リストのうち、事業所が特定できた事業所」及び「平成28年5月31日時点で高濃度PCB含有電気機器を使用していた事業所リスト」に対してフォローアップ調査を実施済（独自の調査として別表に整理）
		(5,063)	(4,802)	(94.8)	(平成29年10月)	(平成26年に平成28年の一部を追加)	平成30年1月から、環境省のモデル事業により、昭和64年当時のNITTAウンページデータをベースにした調査を実施中（件数：7,602件）
	088 大分市	568	568	100.0	平成29年8月	平成26年及び電気絶縁協会リスト	
		(568)	(568)	(100.0)	(平成29年2月)	(平成26年)	

○自家用電気工作物設置者を対象とした掘り起こし調査（7/7）

上段：平成30年1月時点、下段：平成29年8月時点

自治体名		調査対象 事業者数	回答 事業者数	進捗率 (%)	調査完了 (予定) 日	調査対象及び調査方法	備考
北九州事業 対象地域	宮崎県 045 宮崎県	5,670	5,670	100.0	平成30年1月	平成26年に平成28年の一部を 追加	
		(5,648)	(5,648)	(100.0)	(平成29年11月)	(平成26年に平成28年の一部を 追加)	
	093 宮崎市	2,575	2,575	100.0	平成30年2月	平成26年	
		(2,575)	(2,276)	(88.3)	(平成29年11月)	(平成26年)	
	鹿児島県 046 鹿児島県	10,012	10,012	100.0	平成29年12月	平成26年に平成28年の一部を 追加	
		(10,043)	(8,057)	(80.2)	(平成30年3月)	(平成26年に平成28年の一部を 追加)	
	082 鹿児島市	2,990	2,990	100.0	平成29年9月	平成26年	
		(2,990)	(2,990)	(100.0)	(平成29年9月)	(平成26年)	(安定器掘り起こし調査を検討中)
	沖縄県 047 沖縄県	5,837	5,837	100.0	平成30年1月	平成26年	
		(5,758)	(3,250)	(56.4)	(平成30年1月)	(平成26年)	
1,208		1,208	100.0	平成29年9月	平成26年		
119 那覇市	(1,208)	(1,208)	(100.0)	(平成29年9月)	(平成26年)	(資産税課家屋データに基づき、建築年 数で精査した事業者に対する安定器掘り 起こし調査を検討中)	

Ⅲ. PCB 使用安定器の掘り起こし調査の取組状況について

1. PCB 使用安定器の掘り起こし調査の実施について

(1) PCB 使用安定器の掘り起こし調査実施の有無

① 貴自治体の管轄事業者に対して PCB 使用安定器の掘り起こし調査の実施状況を御回答下さい。

回答 115自治体

内 容	今回調査
a 実施した	0自治体
b 実施中である	27自治体
c 実施予定である	83自治体
d 未定	8自治体

(未定理由の内容)

- ・ 調査対象を絞り込むことができず、次年度予算に計上することができなかつたため。
- ・ 現在、国において、より効果的な調査方法を検討するモデル事業を実施しているところであるため、調査方法が確立された後に実施したい。
- ・ リストの入手自体の困難さ、得られたとしてそのデータ（電子・紙媒体）から必要部分を抽出し、リスト化する作業量が膨大であること、各種リストによってカバー範囲が異なるが、どこまでを対象とすべきなのか不明瞭であること、等の課題が解決されていないため。
- ・ 現時点では、どのリストを使用するか決めておらず、入手するための手続きも行っていない。
- ・ 県・政令市で統一的な調査とするため、現在県と協議中。どのリストを入手するかどうかについても、現時点では上記と同様に未定。
- ・ 調査対象リストの入手手続き中で、調査可能なリストかどうかを確認後具体的に検討する。
- ・ 掘り起こしマニュアル記載の情報のみでは業務量を判断しかねるため、リスト等を入手し、対象を精査したうえで、実施すべきか検討することとしているため。
- ・ 今後、調査対象事業者リストを入手した上で、掘り起こし調査を実施するかどうかを検討するため、現時点では未定と回答する。

(2) 調査対象事業者リストについて

- ① 貴自治体が入手したリスト、入手の手続きを行っているリスト、入手の手続きを行ったが断念したリストについて御回答下さい。

調査対象 115自治体

内 容	今回調査
a 登記簿（不動産登記簿のうち建物登記簿）	60自治体
b 固定資産課税台帳（家屋課税台帳）	79自治体
c 総務省統計局「経済センサスー基礎調査結果」	23自治体
d 情報通信会社が提供する事業者情報	10自治体
e その他	2自治体

(その他の内容)

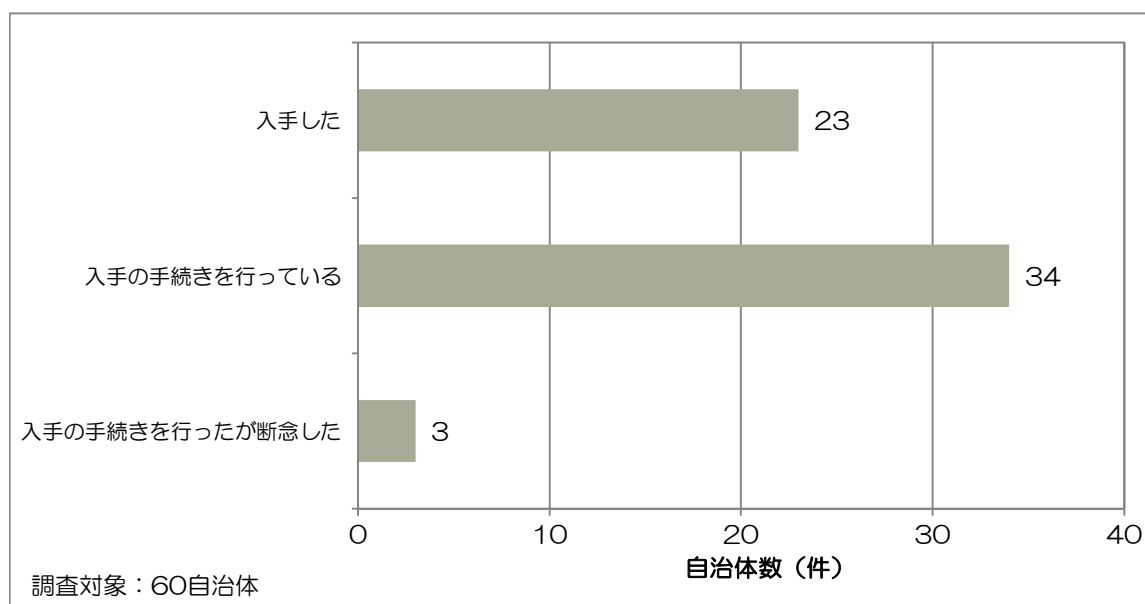
- ・ ビル管理法（第2条に定める特定建築物）及び建築基準法（第2条に定める特定建築物）。
- ・ 自家用電気工作物設置者に対する掘り起こし調査に併せて、実施。

- ② 各リストの入手状況について御回答下さい。

a 登記簿

回答数 60自治体

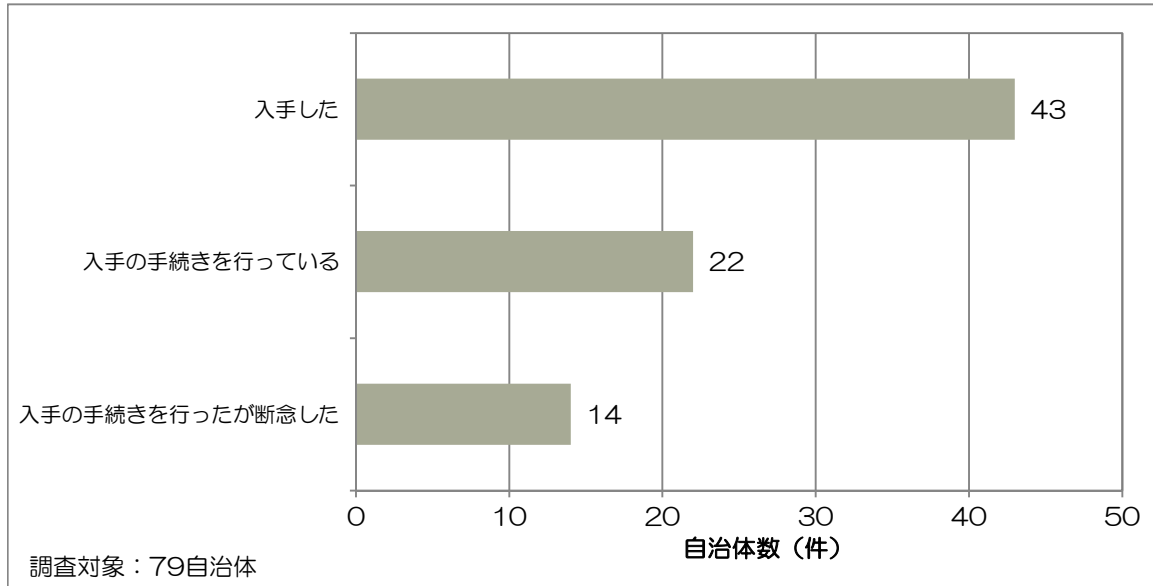
内 容	今回調査
入手した	23自治体
入手の手続きを行っている	34自治体
入手の手続きを行ったが断念した	3自治体



b 固定資産課税台帳

回答数 79自治体

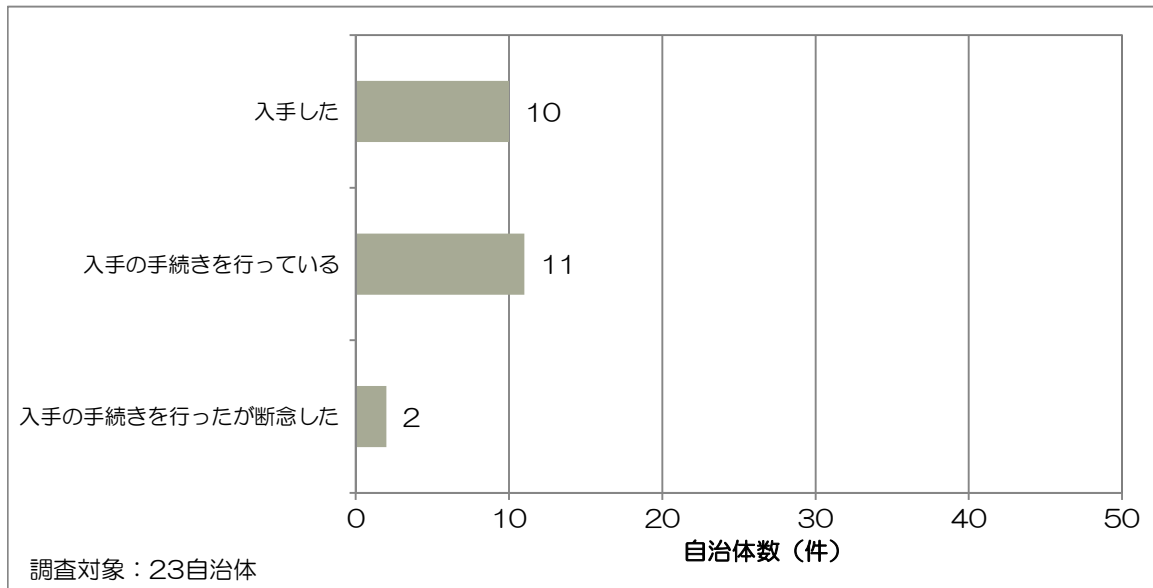
内 容	今回調査
入手した	43自治体
入手の手続きを行っている	22自治体
入手の手続きを行ったが断念した	14自治体



c 総務省統計局「経済センサス－基礎調査結果」

回答数 23自治体

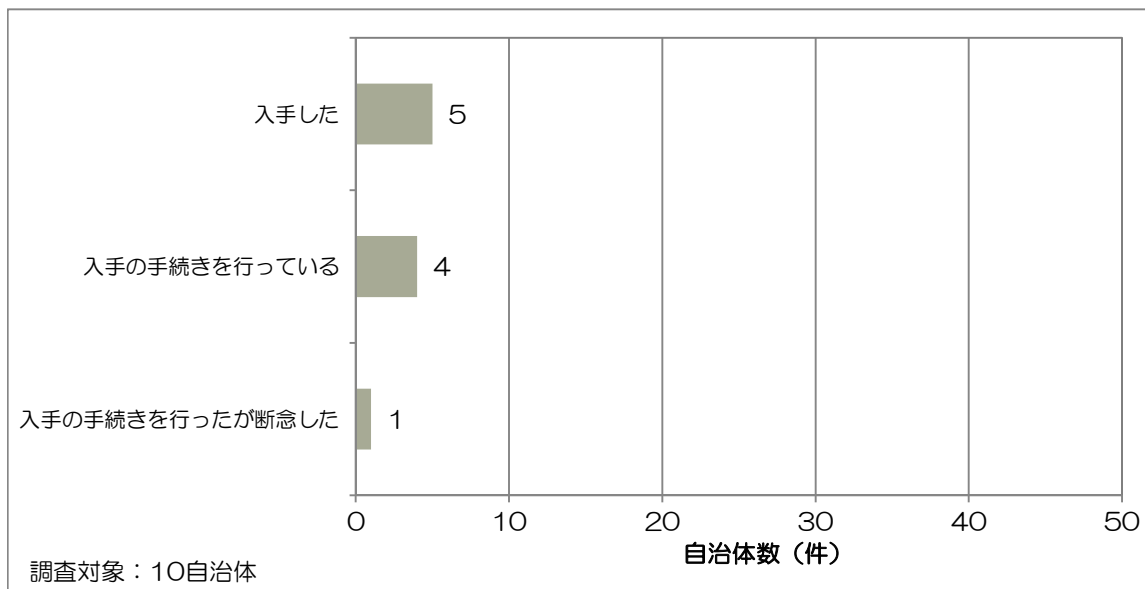
内 容	今回調査
入手した	10自治体
入手の手続きを行っている	11自治体
入手の手続きを行ったが断念した	2自治体



d 情報通信会社が提供する事業者情報

回答数 10自治体

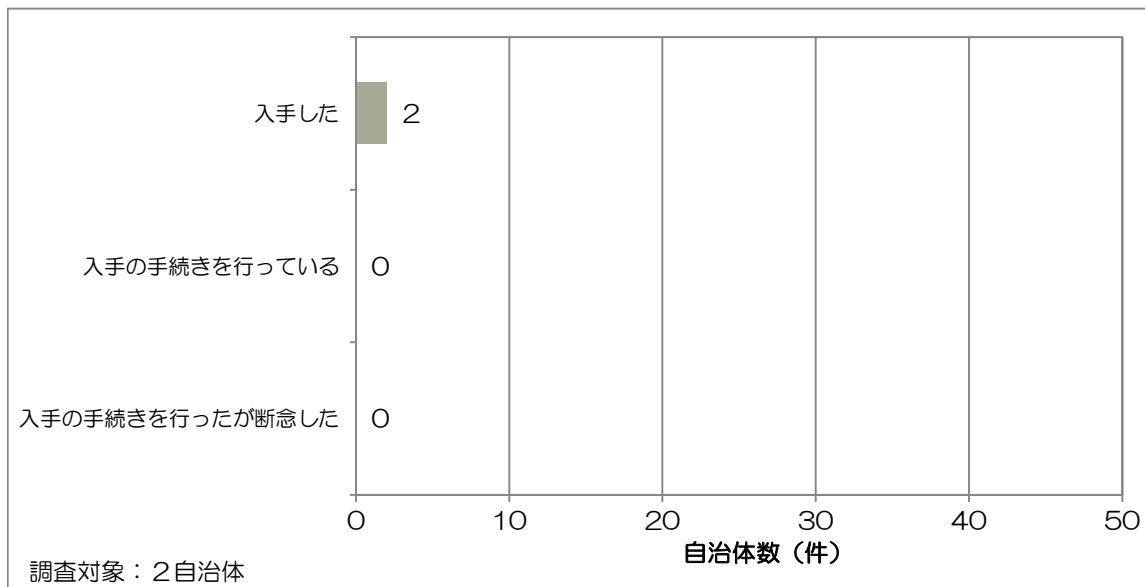
内 容	今回調査
入手した	5自治体
入手の手続きを行っている	4自治体
入手の手続きを行ったが断念した	1自治体



e その他

回答数 2自治体

内 容	今回調査
入手した	2自治体
入手の手続きを行っている	0自治体
入手の手続きを行ったが断念した	0自治体



IV. 都道府県市自ら保管及び所有する高濃度 PCB 廃棄物及び高濃度 PCB 使用製品について

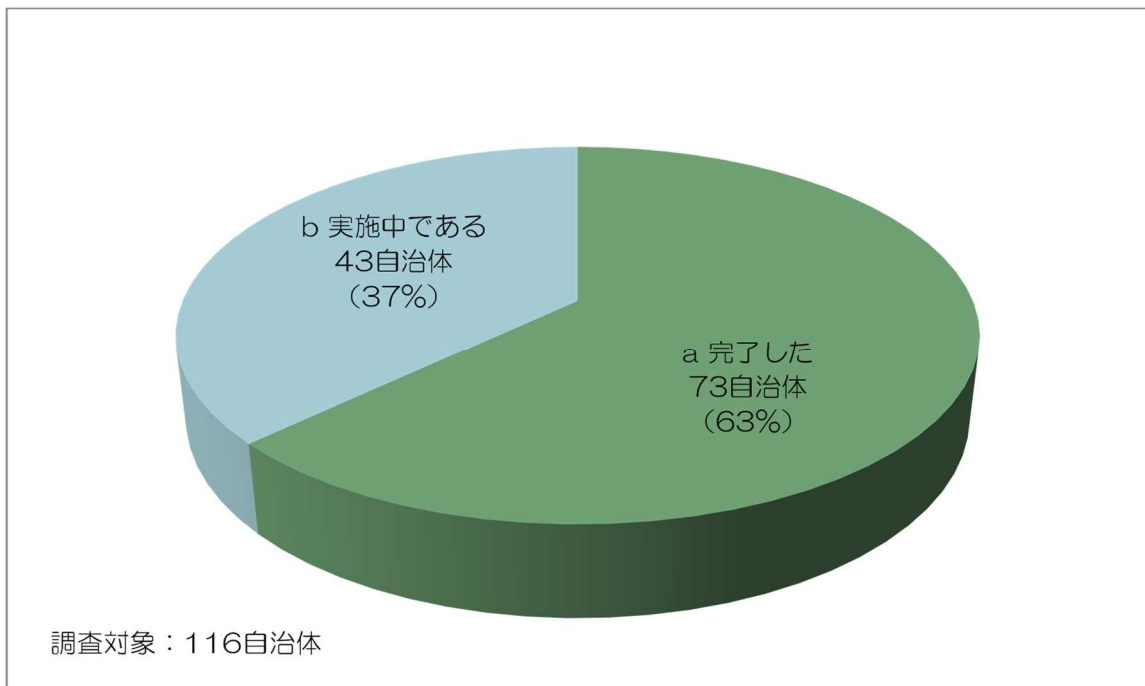
1. 貴都道府県市が自ら保管及び所有する高濃度 PCB 廃棄物及び高濃度 PCB 使用製品の掘り起こし状況について

(1) 掘り起こし状況

貴都道府県市が自ら保管及び所有する高濃度 PCB 廃棄物及び高濃度 PCB 使用製品（都道府県においては政令市を除く貴都道府県管内の市町村が管理しているものを含む。）の掘り起こし状況について御回答ください。

調査対象 116自治体

内 容	今回調査
a 完了した	73自治体
b 実施中である	43自治体



(2) 終了予定年月

処分の終了予定年月を御回答ください。未定の場合はその理由をご記入ください。

調査対象 43自治体

内 容	今回調査
②-1 終了予定年月を回答	35自治体
②-2 未定と回答	9自治体

(未定理由の内容)

- ・ 市町村の掘り起こし状況については把握していないため（平成 30 年度に処分に係る説明会を開催予定）。
- ・ あくまで予算措置は各自治体であり、県が一方的に終了予定年月を決めることはできないため。
- ・ 管内市町村の PCB 廃棄物等について、見通しが立っていないため。
- ・ 各部局において実施中であるため。
- ・ 一部の自治体において未定となっているため。
- ・ 県が管理する施設の高濃度 PCB 廃棄物等の調査は平成 26 年度までに完了。現在は、管理する道路の照明灯の安定器の実態調査を実施中。平成 33 年 3 月 31 日までに処分予定である。
- ・ 安定器調査のための予算措置を行っている施設もあるため。
- ・ 安定器の掘り起こし調査について未定。
- ・ 昭和 52 年 3 月までに建築・改修されたすべての施設において照明器具の点検を実施しているが、点検対象が相当数あるため、現時点で終了予定の見通しがたっていない。

自治体名	完了	実施中	終了予定年月	未定	自治体名	完了	実施中	終了予定年月	未定
001 北海道	○		-	-	062 静岡市	○		-	-
002 青森県	○		-	-	063 浜松市		○	平成32年3月	
003 岩手県	○		-	-	064 名古屋市	○		-	-
004 宮城県		○	平成31年3月		065 京都市	○		-	-
005 秋田県	○		-	-	066 大阪市		○	平成30年8月	
006 山形県		○	平成31年3月		067 堺市		○	平成31年3月	
007 福島県		○	平成34年3月		068 東大阪市	○		-	-
008 茨城県		○	平成31年3月		069 神戸市		○	平成31年3月	
009 栃木県		○	平成31年3月		070 姫路市	○		-	-
010 群馬県		○		○	071 尼崎市		○		
011 埼玉県		○	平成33年3月		072 和歌山市		○	平成31年3月	
012 千葉県	○		-	-	073 広島市	○		-	-
013 東京都		○	平成34年3月		074 呉市	○		-	-
014 神奈川県		○	平成30年8月		075 下関市	○		-	-
015 新潟県		○		○	076 北九州市	○		-	-
016 富山県	○		-	-	077 福岡市	○		-	-
017 石川県	○		-	-	078 大牟田市	○		-	-
018 福井県	○		-	-	079 長崎市		○	平成31年3月	
019 山梨県		○	平成30年9月		080 佐世保市	○		-	-
020 長野県	○		-	-	081 熊本市	○		-	-
021 岐阜県	○		-	-	082 鹿児島市		○		○
022 静岡県	○		-	-	083 岡山市	○		-	-
023 愛知県		○		○	084 宇都宮市	○		-	-
024 三重県		○	平成31年3月		085 富山市	○		-	-
025 滋賀県		○		○	086 秋田市	○		平成33年3月	
026 京都府	○		-	-	087 郡山市	○		-	-
027 大阪府	○		-	-	088 大分市	○		-	-
028 兵庫県	○		-	-	089 松山市	○		-	-
029 奈良県	○		-	-	090 豊田市		○	平成31年3月	
030 和歌山県	○		-	-	091 福山市	○		-	-
031 鳥取県	○		-	-	092 高知市	○		-	-
032 島根県		○		○	093 宮崎市		○	平成31年3月	
033 岡山県	○		-	-	094 いわき市		○	平成32年2月	
034 広島県	○		-	-	095 長野市	○		-	-
035 山口県	○		-	-	096 豊橋市	○		-	-
036 徳島県	○		-	-	097 高松市	○		-	-
037 香川県	○		-	-	098 相模原市	○		-	-
038 愛媛県	○		-	-	099 西宮市	○		-	-
039 高知県	○		-	-	100 倉敷市		○	平成32年3月	
040 福岡県	○		-	-	101 さいたま市	○		-	-
041 佐賀県	○		-	-	102 奈良市	○		-	-
042 長崎県	○		-	-	103 川崎市		○	平成32年3月	
043 熊本県	○		-	-	104 船橋市	○		-	-
044 大分県		○	平成33年3月		105 岡崎市	○		-	-
045 宮崎県		○		○	106 高槻市	○		-	-
046 鹿児島県	○			○	108 青森市		○	平成32年3月	
047 沖縄県		○	平成32年3月		109 八王子市		○	平成31年3月	
050 旭川市		○	平成31年3月		110 盛岡市	○		-	-
051 札幌市	○		-	-	111 柏市		○	平成31年3月	
052 函館市		○		○	112 久留米市	○		-	-
054 仙台市	○		-	-	114 前橋市	○		-	-
055 千葉市	○		-	-	115 大津市		○	平成32年3月	
056 横浜市		○	平成31年3月		116 高崎市	○		-	-
057 川崎市	○		-	-	118 豊中市	○		-	-
058 横須賀市		○	平成32年3月		119 那覇市	○		-	-
059 新潟県		○	平成30年11月		120 枚方市	○		-	-
060 金沢市		○	平成31年9月		121 越谷市		○	平成33年3月	
061 岐阜市	○		-	-	122 八戸市		○	平成32年3月	
					計	73	43		9

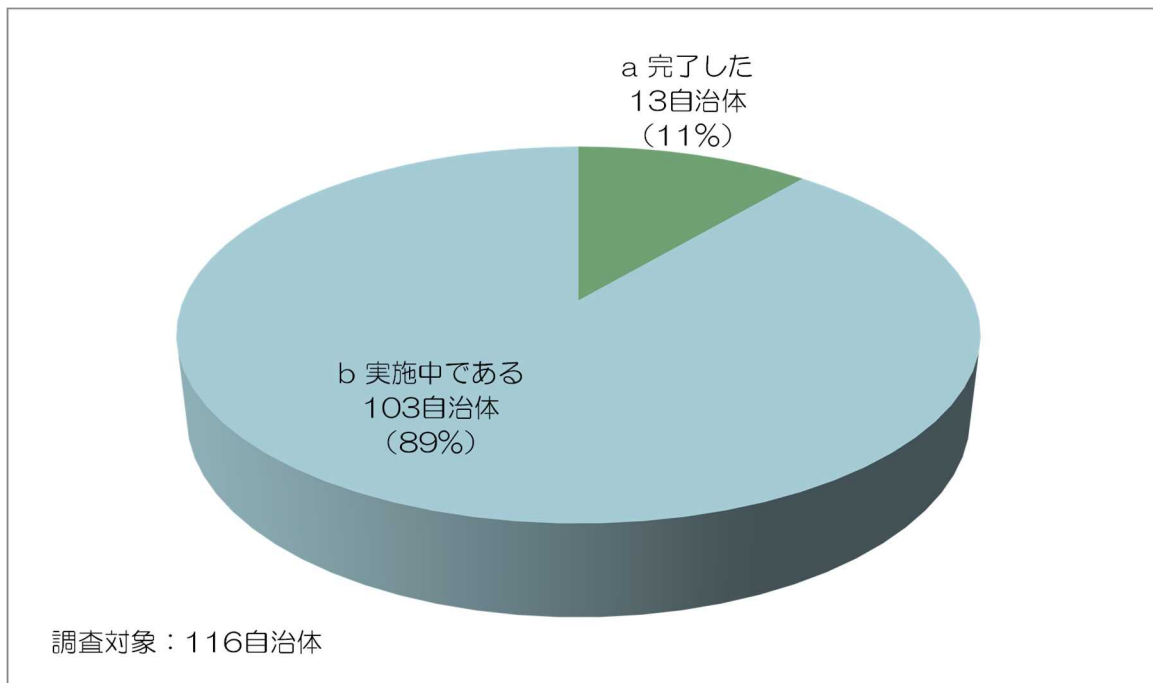
2. 貴都道府県市が自ら保管及び所有する高濃度 PCB 廃棄物及び高濃度 PCB 使用製品の処分状況について

(1) 処分状況

貴都道府県市が自ら保管及び所有する高濃度 PCB 廃棄物及び高濃度 PCB 使用製品（都道府県においては政令市を除く貴都道府県管内の市町村が管理しているものを含む。）の処分状況について御回答ください。

調査対象 116自治体

内 容	今回調査
a 完了した	13自治体
b 実施中である	103自治体



② 処分の終了予定年月を御回答ください。未定の場合はその理由をご記入ください。

調査対象 103自治体

内 容	今回調査
②-1 終了予定年月を回答	81自治体
②-2 未定と回答	22自治体

(未定理由の内容)

- ・ 当県では部局ごとに予算立てし、それぞれの計画に沿って処理しているため。
- ・ 処分期間が迫っている等の注意喚起は当課で行っているが、処分については各部局の判断

で行うため。

- ・ 管内市町村保有の PCB 廃棄物等について、処分予定年月を把握していないため。
- ・ 一部の自治体において未定となっているため。
- ・ 処理期限までには処分する意志を示している市町村もあり、その時期については未定である。
- ・ 県内の保管分は早々に処理を完結。A 事務所・B 事務所保管の安定器のみが搬出待ち状態。JESCO から受入れ連絡があり次第処分する。
- ・ 安定器の処分年月について、JESCO と調整中であるため。
- ・ 県が管理する施設の高濃度 PCB 廃棄物等の調査は平成 26 年度までに完了。現在は、管理する道路の照明灯の安定器の実態調査を実施中。平成 33 年 3 月 31 日までに処分予定である。
- ・ 処分費用についても予算措置中のため。
- ・ 安定器の処分について未定
- ・ 掘り起こし調査が終了しておらず、全数量を把握できていないため。
- ・ 予算措置が必要なため。
- ・ 現在、当市は自ら保管・所有する高濃度 PCB 廃棄物および高濃度 PCB 使用製品の掘り起こし調査を実施しており、今後、新たに高濃度 PCB 廃棄物および高濃度 PCB 使用製品が発見される可能性があるため。
- ・ 処分終了後に発見された安定器があることから、再度、確認作業を行っているため。また、財務部局との調整が終了していないため。
- ・ 解体工事等で新たに発見された安定器があり、平成 30 年度中の処分完了を予定している。
- ・ 高濃度の変圧器・コンデンサーについては処分済みである。安定器については、遅くとも、平成 32 年度における JESCO の県下少量保管事業場を対象にした処分予定月間（12 月）で処分を行う。
- ・ 安定器について調査中の施設があるため。遅くとも平成 33 年 3 月末までに処分終了する。
- ・ PCB 廃棄物及び使用製品を保管・所有する部課等の処理予定年月日を把握していない。
- ・ 現在保管中の高濃度 PCB 廃棄物については、平成 32 年度までには処分する予定であるが、高濃度 PCB 使用製品については、所有する所管課等において、処理費の予算を確保することや実際に処理を行う（取外しや交換等）を行う時期が未定となっているため。
- ・ 安定器の JESCO 搬入時期について、協議が整っていないため。また、安定器については、再度掘り起こし調査を予定しているため。
- ・ 設問 1 で回答した庁内調査で新規に確認された高濃度 PCB 廃棄物の有無によるが、概ね計画的完了期限の 1 年前を目処に処分を行う前提で行っている。
- ・ 所管が多数あるため。
- ・ 掘り起こし調査等により数量が確定していないため。

自治体名	完了	実施中	終了予定年月	未定	自治体名	完了	実施中	終了予定年月	未定
001 北海道		○	平成34年3月		062 静岡市		○	平成33年3月	
002 青森県		○	平成34年3月		063 浜松市		○	平成33年3月	
003 岩手県		○	平成32年3月		064 名古屋市		○	平成33年3月	
004 宮城県		○	平成33年3月		065 京都市		○	平成33年3月	
005 秋田県		○	平成32年3月		066 大阪市		○	平成32年3月	
006 山形県		○	平成32年3月		067 堺市		○	平成33年3月	
007 福島県		○	平成35年3月		068 東大阪市		○	平成31年3月	
008 茨城県		○	平成33年3月		069 神戸市		○	平成32年3月	
009 栃木県		○	平成32年3月		070 姫路市		○	平成32年3月	
010 群馬県		○	平成35年3月		071 尼崎市		○	平成33年3月	
011 埼玉県		○	平成34年3月		072 和歌山市		○	平成32年3月	
012 千葉県		○	平成35年3月		073 広島市		○	平成33年3月	
013 東京都		○	平成34年3月		074 呉市		○		○
014 神奈川県		○	平成35年3月		075 下関市		○	平成32年3月	
015 新潟県		○		○	076 北九州市	○	-	-	-
016 富山県		○	平成35年3月		077 福岡市		○	平成31年3月	
017 石川県		○	平成34年3月		078 大牟田市	○	-	-	-
018 福井県		○	平成32年3月		079 長崎市		○	平成32年12月	
019 山梨県		○	平成31年9月		080 佐世保市		○	平成30年4月	
020 長野県		○		○	081 熊本市	○	-	-	-
021 岐阜県		○	平成32年3月		082 鹿児島市		○		○
022 静岡県		○	平成33年3月		083 岡山市		○		○
023 愛知県		○		○	084 宇都宮市		○	平成31年3月	
024 三重県		○	平成34年3月		085 富山市		○	平成35年3月	
025 滋賀県		○	平成33年3月		086 秋田市		○	平成33年3月	
026 京都府		○	平成32年3月		087 郡山市		○	平成31年3月	
027 大阪府		○	平成33年3月		088 大分市	○	-	-	-
028 兵庫県		○	平成30年3月		089 松山市	○	-	-	-
029 奈良県		○	平成32年3月		090 豊田市		○	平成33年3月	
030 和歌山県		○	平成33年3月		091 福山市	○	-	-	-
031 鳥取県		○	平成30年3月		092 高知市	○	-	-	-
032 島根県		○		○	093 宮崎市		○	平成33年3月	
033 岡山県		○		○	094 いわき市		○		○
034 広島県		○	平成33年3月		095 長野市		○	平成33年3月	
035 山口県		○		○	096 豊橋市		○	平成32年12月	
036 徳島県	○	-	-	-	097 高松市		○	平成31年3月	
037 香川県		○		○	098 相模原市		○	平成34. 35年3月	
038 愛媛県		○		○	099 西宮市		○	平成33年3月	
039 高知県	○	-	-	-	100 倉敷市		○	平成32年3月	
040 福岡県		○	平成33年3月		101 さいたま市		○		○
041 佐賀県		○	平成32年3月		102 奈良市		○	平成33年3月	
042 長崎県	○	-	-	-	103 川崎市		○		○
043 熊本県	○	-	-	-	104 船橋市		○	平成34. 35年3月	
044 大分県		○	平成33年3月		105 岡崎市		○	平成32年3月	
045 宮崎県		○		○	106 高槻市		○	平成33年3月	
046 鹿児島県		○		○	108 青森市		○		○
047 沖縄県		○	平成33年3月		109 八王子市		○		○
050 旭川市		○		○	110 盛岡市		○		○
051 札幌市		○		○	111 柏市		○	平成34年3月	
052 函館市		○		○	112 久留米市	○	-	-	-
054 仙台市		○	平成35年3月		114 前橋市		○	平成31年3月	
055 千葉市		○	平成34年3月		115 大津市		○	平成33年3月	
056 横浜市		○	平成35年3月		116 高崎市	○	-	-	-
057 川崎市		○	平成35年3月		118 豊中市		○	平成31年3月	
058 横須賀市		○	平成34年3月		119 那覇市		○	平成32年3月	
059 新潟市		○	平成35年3月		120 枚方市		○	平成33年3月	
060 金沢市		○	平成33年10月		121 越谷市		○	平成31年	
061 岐阜市		○	平成32年3月		122 八戸市		○	平成32年3月	
					計	13	103		22

V. 保管事業者への指導等の状況について

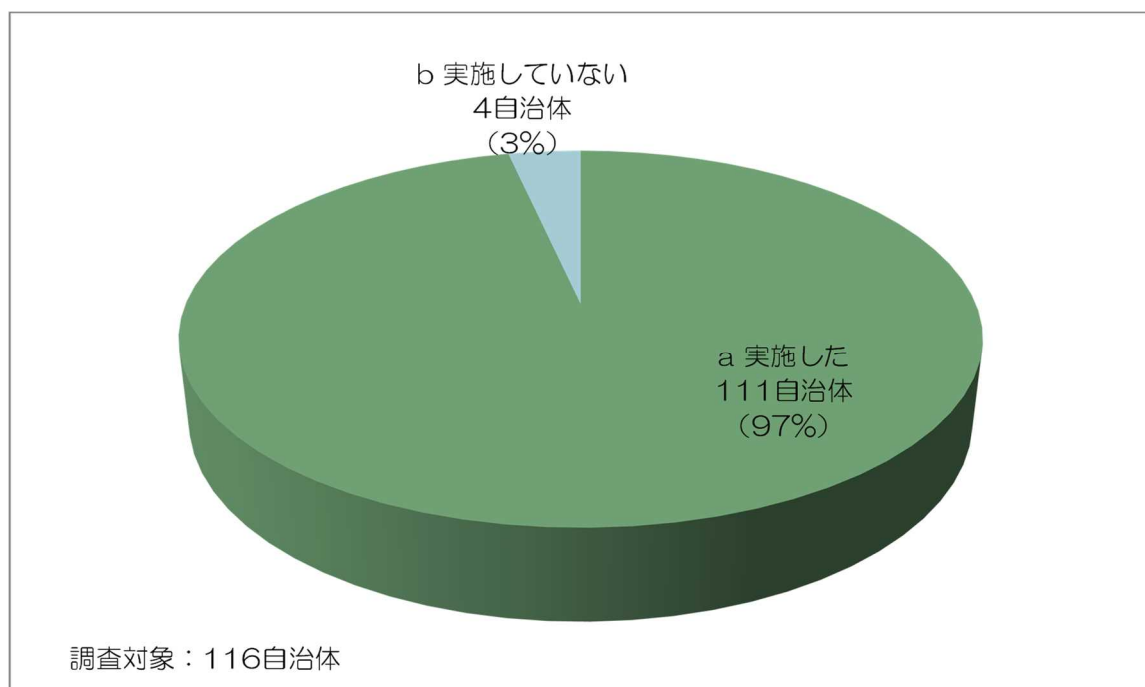
1. 保管事業者への指導・助言について

(1) 立入検査の実施状況

貴都道府県市において、PCB 特措法第 8 条に基づき届出を行っている保管事業者又は高濃度 PCB 廃棄物であることの疑いのあるものを保管する事業者等に対して、平成 29 年 1 月 1 日から平成 30 年 1 月 31 日の間、立入検査等（法令に基づく立入検査の他、任意の保管場所の確認等を含む。）を実施状況について御回答ください。

調査対象 116 自治体

内 容	今回調査
a 実施した	112 自治体
b 実施していない	4 自治体



(未実施理由の内容)

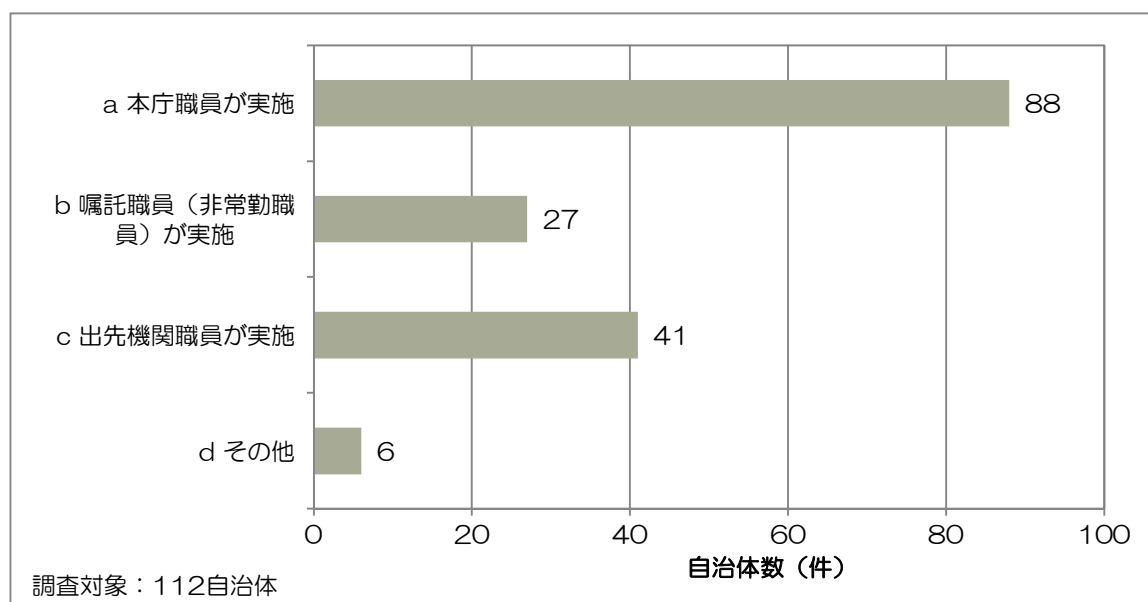
- ・ PCB 特措法第 8 条に基づき届出を行っている保管事業者又は高濃度 PCB 廃棄物であることの疑いのあるものを保管する事業者等が存在しない。
- ・ 掘り起こし調査がある程度完了した後に、集約して立入検査を実施するため。
- ・ フォローアップ調査の実施に時間を要したため。
- ・ 掘り起こし調査終了後、処分に向けた指導を実施する予定。

(2) 立入検査の実施体制

(①の回答が a の場合御回答ください) 保管場所の立入検査等(法令に基づく立入検査の他、任意の保管場所の確認等を含む。)について、どのような体制で行っているか御回答ください。

調査対象 112自治体 (複数回答)

内 容	今回調査
a 本庁職員が実施	88自治体
b 嘱託職員(非常勤職員)が実施	27自治体
c 出先機関職員が実施	41自治体
d その他	6自治体



(その他の内容)

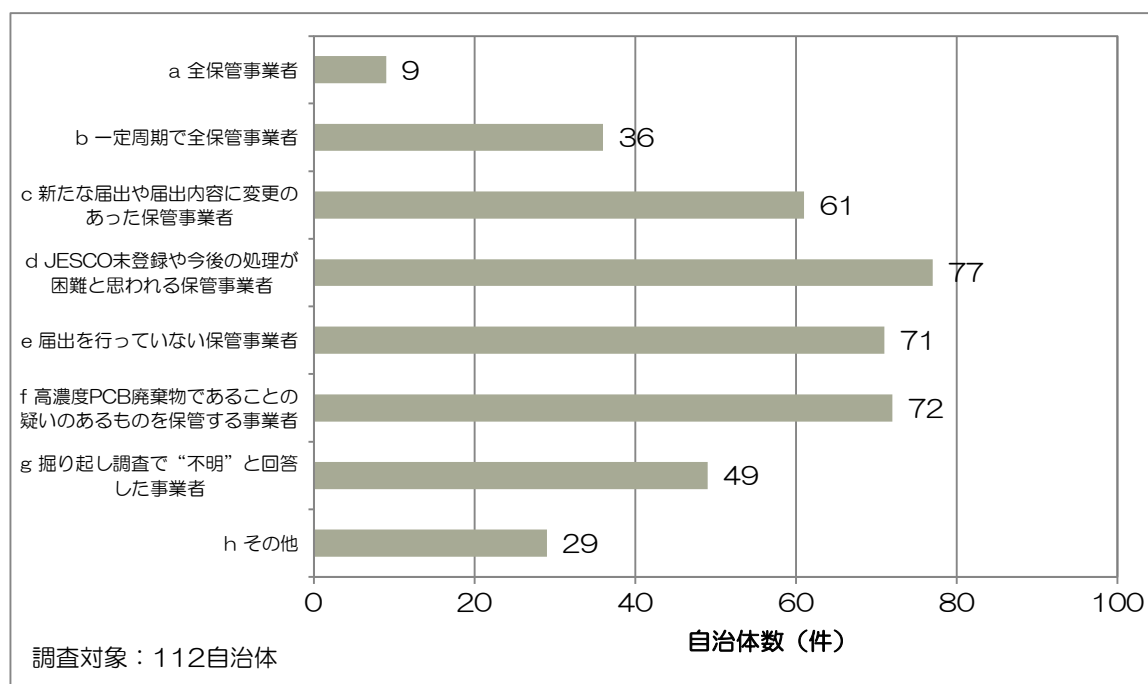
- ・ 掘り起こし調査において「高濃度 PCB 廃棄物を保管している」と回答のあった事業者については、当該調査受託業者が現場の確認を実施
- ・ JESCO 職員と共同で実施
- ・ 嘱託職員が職員の補助を実施 (一部の立入検査)
- ・ 臨時職員が実施
- ・ JESCO 豊田、JESCO 北九州処理事業所、産業廃棄物処理振興財団と合同で立入検査を実施

(3) 立入検査の実施対象者

(①の回答が a の場合御回答ください) 保管場所の立入検査等(法令に基づく立入検査の他、任意の保管場所の確認等を含む。)について、どのような事業者を対象に行っているか御回答ください。

調査対象 112自治体(複数回答)

内 容	今回調査
a 全保管事業者	9自治体
b 一定周期で全保管事業者	36自治体
c 新たな届出や届出内容に変更のあった保管事業者	61自治体
d JESCO未登録や今後の処理が困難と思われる保管事業者	77自治体
e 届出を行っていない保管事業者	71自治体
f 高濃度PCB廃棄物であることの疑いのあるものを保管する事業者	72自治体
g 掘り起し調査で“不明”と回答した事業者	49自治体
h その他	29自治体



(その他の内容)

- ・ 高濃度 PCB 廃棄物の保管に係る届出があった事業者及び掘り起こし調査で高濃度 PCB 廃棄物の保管の回答をした事業者
- ・ 安定器等分解作業実施事業者
- ・ 紛失、不法投棄等が疑われる事案等
- ・ 大量保管事業者
- ・ 不適正な保管状況が疑われる苦情があった事業者

- ・ 他法令に基づき立入検査を行った際に PCB を保管していた事業者
- ・ 工場立入時、PCB 廃棄物の保管の有無および届出状況を確認
- ・ 高濃度廃棄物保管事業者のうち、届出様式の処理業者との調整状況の欄が空欄の事業者
- ・ 掘り起こし調査結果に基づく指導対象事業場
- ・ 他法令の立入時に併せて実施
- ・ 出先機関ごとに判断して立入検査を実施
- ・ 保管している機器について PCB 含有かどうか相談があった事業者
- ・ 高濃度 PCB 廃棄物を保管するすべての事業者
- ・ 高濃度 PCB 含有変圧器・コンデンサーを保管している事業者
- ・ 高濃度 PCB 廃棄物を複数保管している事業者
- ・ PCB 以外にも要件があり、立入検査を行う事業者（他要件の立入検査の際、PCB 保管の現状確認）
- ・ 自家用電気工作物設置者の掘り起こし調査において未回答の事業者
- ・ 掘り起こし調査で“未回答”及び“未達”であった事業者
- ・ 期限までに保管状況等届出を提出しなかった事業者、不適正処理が疑われる事業者等
- ・ 市の関係部局、広報等により問い合わせを受けた事業者
- ・ 掘り起こし調査で、廃業し連絡先が得られない事業者の保管しているであろう現場の立ち入り
- ・ 掘り起こし調査で高濃度又は低濃度の保有を回答した事業者
- ・ 多量排出事業者等、他の届出等の関係も含め立入を行っている事業者
- ・ 現在使用中の機器で、濃度不明により濃度分析が必要な業者に対して、濃度分析を依頼
- ・ 掘り起こし調査で、連絡先確認のため現地調査と併せて立入検査を実施

自治体名	立入検査の対象者							
	a 全保管事業者	b 一定周期で全保管事業者	c 新たな届出や届出内容に変更のあった者	d JESCO未登録や今後の処理が困難である者	e 未届出の保管事業者	f 高濃度疑いの物を保管する者	g 掘り出し調査で“不明”と回答した事業者	h その他
001 北海道		○	○	○	○			
002 青森県								○
003 岩手県		○	○	○	○	○		
004 宮城県	○		○	○	○	○	○	
005 秋田県	○	○	○	○				
006 山形県		○	○	○	○	○		
007 福島県		○	○		○	○	○	
008 茨城県			○			○		
009 栃木県						○		
010 群馬県		○	○	○	○	○	○	
011 埼玉県	○	○	○	○	○	○	○	○
012 千葉県		○	○	○	○	○		
013 東京都				○	○	○	○	○
014 神奈川県		○			○			
015 新潟県		○		○				○
016 富山県					○		○	
017 石川県		○		○	○			
018 福井県		○	○	○	○	○		○
019 山梨県								
020 長野県		○		○	○		○	
021 岐阜県		○		○	○	○		○
022 静岡県		○			○	○	○	
023 愛知県			○	○	○	○	○	○
024 三重県			○	○	○	○		○
025 滋賀県		○	○	○	○		○	○
026 京都府			○	○	○			○
027 大阪府				○	○	○	○	○
028 兵庫県			○		○			○
029 奈良県		○			○	○	○	
030 和歌山県						○		
031 鳥取県	○		○	○	○	○	○	
032 島根県			○			○		○
033 岡山県		○	○	○	○	○		
034 広島県		○	○	○	○	○	○	
035 山口県				○		○	○	
036 徳島県				○	○	○	○	
037 香川県			○	○	○	○	○	
038 愛媛県		○		○	○	○	○	
039 高知県				○		○	○	
040 福岡県		○	○	○	○	○		
041 佐賀県			○	○				
042 長崎県	○				○	○	○	
043 熊本県				○		○	○	
044 大分県								○
045 宮崎県	○							
046 鹿児島県				○		○		○
047 沖縄県				○	○	○		
050 旭川市		○	○	○	○			
051 札幌市		○	○		○		○	
052 函館市		○	○	○			○	
054 仙台市				○		○	○	
055 千葉市			○					○
056 横浜市				○	○			
057 川崎市		○	○	○	○	○		
058 横須賀市	○						○	
059 新潟市								
060 金沢市			○	○		○		
061 岐阜市		○	○	○	○	○	○	

自治体名	立入検査の対象者							
	a 全保管事業者	b 一定周期で全保管事業者	c 新たな届出や届出内容に変更のあった者	d JESCO未登録や今後の処理が困難である者	e 未届出の保管事業者	f 高濃度疑いの物を保管する者	g その他	g その他
062 静岡市					○	○	○	
063 浜松市				○	○	○	○	
064 名古屋市			○	○	○	○	○	○
065 京都市				○	○			
066 大阪市				○	○	○	○	
067 堺市								
068 東大阪市			○	○	○	○		
069 神戸市					○	○		○
070 姫路市				○	○	○	○	
071 尼崎市			○	○	○	○	○	
072 和歌山市			○	○	○	○	○	
073 広島市				○	○	○	○	
074 呉市				○		○	○	○
075 下関市				○	○	○		
076 北九州市		○	○	○	○	○	○	
077 福岡市			○	○	○	○	○	○
078 大牟田市								
079 長崎市			○	○	○	○	○	○
080 佐世保市				○	○	○		
081 熊本市			○	○		○		
082 鹿児島市						○		
083 岡山市			○	○	○	○		
084 宇都宮市		○		○				
085 富山市		○	○					
086 秋田市				○				
087 郡山市			○		○	○		
088 大分市				○				
089 松山市			○	○	○	○		
090 豊田市		○	○	○	○	○	○	
091 福山市			○	○	○	○	○	
092 高知市				○	○	○		
093 宮崎市	○						○	○
094 いわき市								○
095 長野市				○				
096 豊橋市			○	○	○	○	○	○
097 高松市				○	○	○		
098 相模原市		○	○		○		○	
099 西宮市			○	○	○	○		
100 倉敷市			○	○		○		
101 さいたま市		○	○					
102 奈良市				○	○	○	○	○
103 川越市			○					
104 船橋市		○	○			○		○
105 岡崎市			○	○				
106 高槻市								○
108 青森市		○	○	○				
109 八王子市				○	○	○		
110 盛岡市				○	○			
111 柏市			○	○	○			
112 久留米市	○		○	○	○	○	○	
114 前橋市		○	○					
115 大津市		○	○					
116 高崎市					○	○		
118 豊中市						○	○	
119 那覇市			○	○	○	○	○	○
120 枚方市			○	○	○	○	○	
121 越谷市			○				○	○
122 八戸市		○						
計	9	36	61	77	71	72	49	29

(4) 立入検査の実施回数

(①の回答がaの場合御回答ください) 保管場所の立入検査(法令に基づく立入検査のほか、任意の保管場所の確認等も含む。)について、平成29年1月1日から平成30年1月31日の間に行ったおおよその回数を御記入ください。

調査対象 112自治体

自治体名		回数 (程度)	自治体名		回数 (程度)	自治体名		回数 (程度)			
北海道 事業 対象 地域	北海道	001 北海道	900	東京 事業 対象 地域	東京都	013 東京都	400	北 九 州 事 業 対 象 地 域	岡山県	083 岡山市	50
		050 旭川市	38		東京都	109 八王子市	10		岡山県	100 倉敷市	62
		051 札幌市	200		神奈川 県	014 神奈川県	158		広島 県	034 広島県	350
		052 函館市	30			056 横浜市	109			073 広島市	50
	青森 県	002 青森県	248			057 川崎市	20			074 呉市	500
		108 青森市	40			058 横須賀市	16			091 福山市	1,000
		122 八戸市	20			098 相模原市	57			山口 県	035 山口県
	岩手 県	003 岩手県	600		静岡 県	022 静岡県	540		075 下関市		50
		110 盛岡市	5			062 静岡市	100		036 徳島県	300	
	宮城 県	004 宮城県	1,600	063 浜松市		648	香川 県		037 香川県	300	
		054 仙台市	180	岐阜 県	021 岐阜県	65			097 高松市	20	
	秋田 県	005 秋田県	100		061 岐阜市	81	愛媛 県		038 愛媛県	500	
		086 秋田市	2	愛知 県	023 愛知県	276		089 松山市	20		
	福島 県	006 山形県	100		064 名古屋市	223	高知 県	039 高知県	15		
		007 福島県	1,500		090 豊田市	63		092 高知市	30		
		087 郡山市	80		096 豊橋市	290	福岡 県	040 福岡県	125		
	094 いわき市	10	105 岡崎市	41	076 北九州市	179					
	茨城 県	008 茨城県	150	024 三重県	280	077 福岡市		450			
		栃木 県	009 栃木県	40	滋賀 県	025 滋賀県		106	078 大牟田市	—	
	084 宇都宮市		40	115 大津市		30	112 久留米市	300			
	群馬 県	010 群馬県	0571	京都 府	026 京都府	51	041 佐賀県		4		
			114 前橋市		15	065 京都市	50	長崎 県	042 長崎県	100	
		116 高崎市	2	大阪 府	027 大阪府	500	079 長崎市		280		
	新潟 県	015 新潟県	100		066 大阪市	180	080 佐世保市	20			
		059 新潟市	—		067 堺市	—	熊本 県	043 熊本県	60		
	山梨 県	019 山梨県	—		068 東大阪市	30		081 熊本市	50		
富山 県		016 富山県	50		106 高槻市	10	大分 県	044 大分県	50		
	085 富山市	10	120 枚方市		36	088 大分市		5			
石川 県	017 石川県	50	118 豊中市		12	宮崎 県	045 宮崎県	1,000			
	060 金沢市	40	兵庫 県	028 兵庫県	87		093 宮崎市	49			
長野 県	018 福井県	54		069 神戸市	1,000	鹿児 島 県	046 鹿児島県	60			
	020 長野県	1,000		070 姫路市	140		082 鹿児島市	1			
東京 事 業 対 象 地 域	埼玉 県	095 長野市	15	071 尼崎市	50	沖縄 県	047 沖縄県	50			
		011 埼玉県	505	099 西宮市	42		119 那覇市	116			
		101 さいたま市	80	奈良 県	029 奈良県	110	北海道		7,790		
		103 川越市	15		102 奈良市	30	東京		2,136		
	121 越谷市	50	和歌 山 県	030 和歌山県	100	豊田		2,607			
	千葉 県	012 千葉県		568	072 和歌山市	60	大阪		2,624		
		055 千葉市	80	031 鳥取県		114	北九州		6,500		
		104 船橋市	25	032 島根県		100	全国		21,657		
	111 柏市	43	岡山 県	033 岡山県	60						

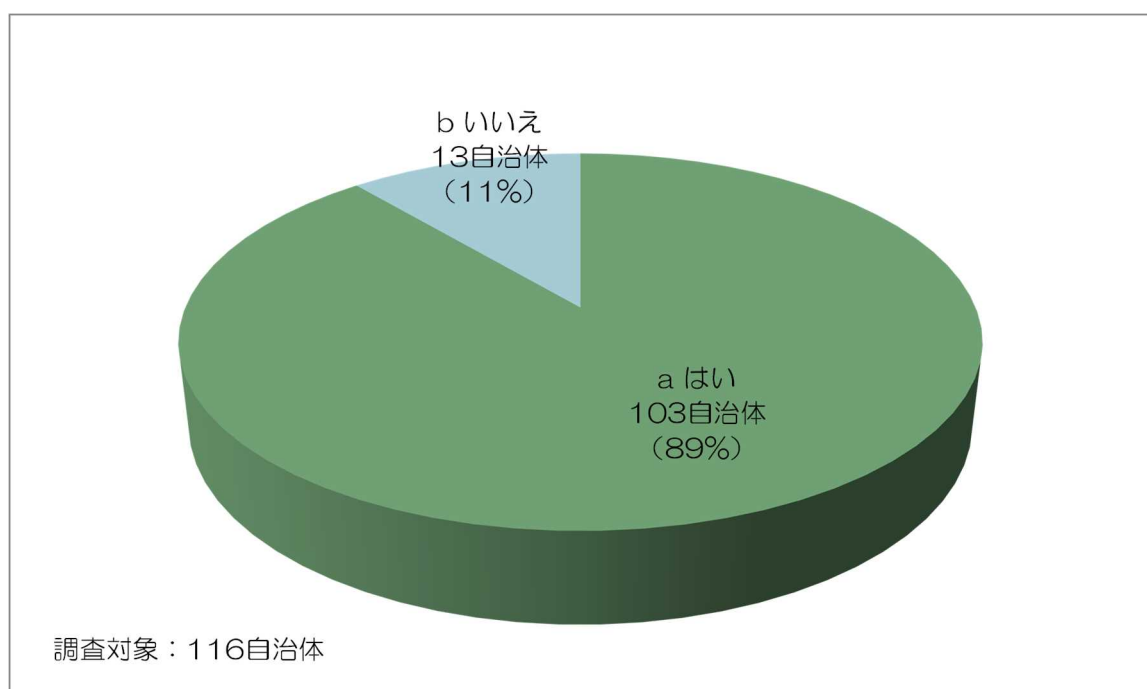
2. 高濃度 PCB 廃棄物の処理に関する指導・助言について

(1) JESCO 登録状況の把握

貴都道府県市において、PCB 特措法第 8 条の届出を行っている保管事業者の JESCO への登録状況を把握しているか御回答ください。

調査対象 116 自治体

内 容	今回調査
a はい	103 自治体
b いいえ	13 自治体



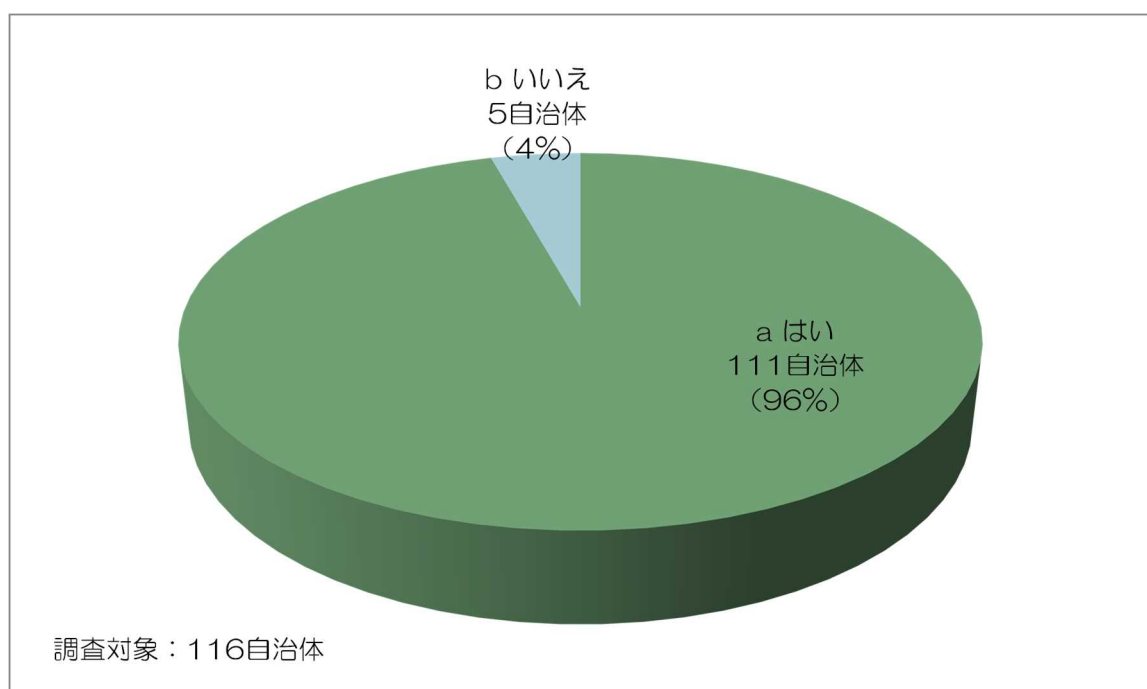
自治体名	登録状況把握		自治体名	登録状況把握		自治体名	登録状況把握	
	把握	未把握		把握	未把握		把握	未把握
001 北海道	○		041 佐賀県	○		084 宇都宮市	○	
002 青森県	○		042 長崎県	○		085 富山市	○	
003 岩手県	○		043 熊本県	○		086 秋田市	○	
004 宮城県	○		044 大分県	○		087 郡山市		○
005 秋田県	○		045 宮崎県	○		088 大分市	○	
006 山形県	○		046 鹿児島県	○		089 松山市	○	
007 福島県	○		047 沖縄県	○		090 豊田市	○	
008 茨城県	○		050 旭川市	○		091 福山市	○	
009 栃木県	○		051 札幌市	○		092 高知市	○	
010 群馬県		○	052 函館市		○	093 宮崎市	○	
011 埼玉県	○		054 仙台市	○		094 いわき市		○
012 千葉県	○		055 千葉市	○		095 長野市	○	
013 東京都	○		056 横浜市	○		096 豊橋市	○	
014 神奈川県		○	057 川崎市		○	097 高松市	○	
015 新潟県	○		058 横須賀市	○		098 相模原市	○	
016 富山県	○		059 新潟市	○		099 西宮市	○	
017 石川県	○		060 金沢市	○		100 倉敷市	○	
018 福井県	○		061 岐阜市	○		101 さいたま市		○
019 山梨県	○		062 静岡市		○	102 奈良市	○	
020 長野県	○		063 浜松市	○		103 川越市	○	
021 岐阜県	○		064 名古屋市	○		104 船橋市	○	
022 静岡県	○		065 京都市		○	105 岡崎市	○	
023 愛知県	○		066 大阪市	○		106 高槻市	○	
024 三重県	○		067 堺市		○	108 青森市	○	
025 滋賀県	○		068 東大阪市	○		109 八王子市	○	
026 京都府		○	069 神戸市	○		110 盛岡市	○	
027 大阪府	○		070 姫路市	○		111 柏市	○	
028 兵庫県		○	071 尼崎市	○		112 久留米市	○	
029 奈良県	○		072 和歌山市	○		114 前橋市	○	
030 和歌山県	○		073 広島市	○		115 大津市	○	
031 鳥取県	○		074 呉市	○		116 高崎市		○
032 島根県	○		075 下関市	○		118 豊中市	○	
033 岡山県	○		076 北九州市	○		119 那覇市	○	
034 広島県	○		077 福岡市	○		120 枚方市	○	
035 山口県	○		078 大牟田市	○		121 越谷市	○	
036 徳島県	○		079 長崎市	○		122 八戸市	○	
037 香川県	○		080 佐世保市	○				
038 愛媛県	○		081 熊本市	○				
039 高知県	○		082 鹿児島市	○				
040 福岡県	○		083 岡山市	○		計	103	13

(2) JESCO 登録への指導・助言等実施

貴都道府県市において、PCB 特措法第 8 条の届出を行っている保管事業者の JESCO への登録を促進することとして、平成 29 年 1 月 1 日～平成 30 年 1 月 31 日の間に指導・助言等を実施したか御回答ください。

調査対象 116 自治体

内 容	今回調査
a はい	111 自治体
b いいえ	5 自治体



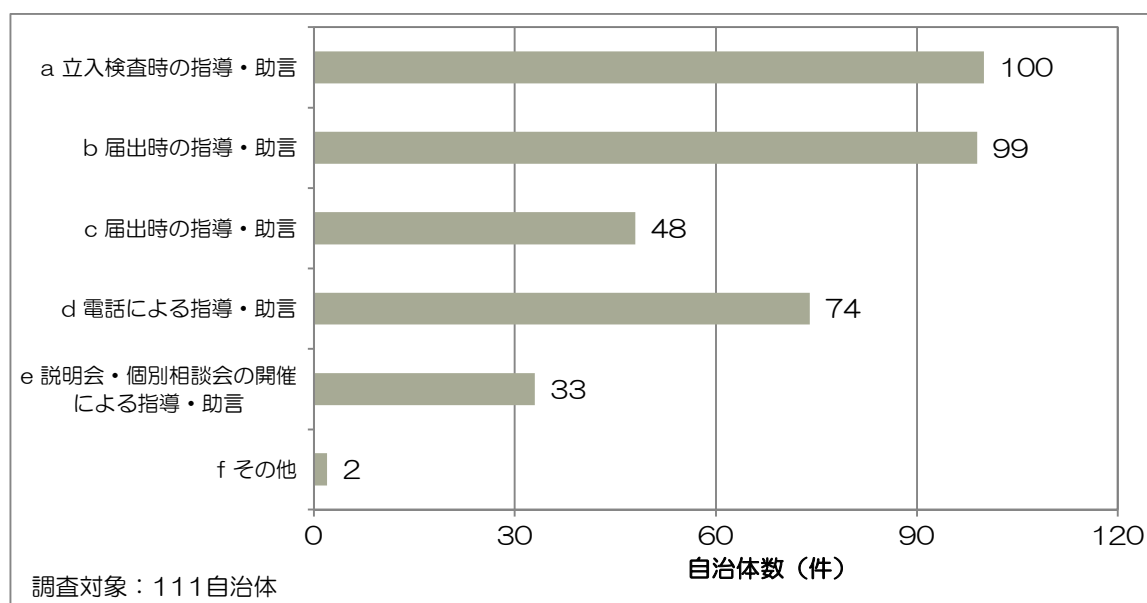
自治体名	指導・助言		自治体名	指導・助言		自治体名	指導・助言	
	実施	未実施		実施	未実施		実施	未実施
001 北海道	○		041 佐賀県	○		084 宇都宮市	○	
002 青森県	○		042 長崎県	○		085 富山市	○	
003 岩手県	○		043 熊本県	○		086 秋田市	○	
004 宮城県	○		044 大分県	○		087 郡山市	○	
005 秋田県	○		045 宮崎県	○		088 大分市	○	
006 山形県	○		046 鹿児島県	○		089 松山市	○	
007 福島県	○		047 沖縄県	○		090 豊田市	○	
008 茨城県	○		050 旭川市	○		091 福山市	○	
009 栃木県	○		051 札幌市	○		092 高知市	○	
010 群馬県	○		052 函館市	○		093 宮崎市	○	
011 埼玉県	○		054 仙台市	○		094 いわき市	○	
012 千葉県	○		055 千葉市	○		095 長野市	○	
013 東京都	○		056 横浜市	○		096 豊橋市	○	
014 神奈川県	○		057 川崎市	○		097 高松市	○	
015 新潟県	○		058 横須賀市		○	098 相模原市	○	
016 富山県	○		059 新潟市		○	099 西宮市	○	
017 石川県	○		060 金沢市	○		100 倉敷市	○	
018 福井県	○		061 岐阜市	○		101 さいたま市		○
019 山梨県		○	062 静岡市	○		102 奈良市	○	
020 長野県	○		063 浜松市	○		103 川越市	○	
021 岐阜県	○		064 名古屋市	○		104 船橋市	○	
022 静岡県	○		065 京都市	○		105 岡崎市	○	
023 愛知県	○		066 大阪市	○		106 高槻市	○	
024 三重県	○		067 堺市	○		108 青森市	○	
025 滋賀県	○		068 東大阪市	○		109 八王子市	○	
026 京都府	○		069 神戸市	○		110 盛岡市	○	
027 大阪府	○		070 姫路市	○		111 柏市	○	
028 兵庫県	○		071 尼崎市	○		112 久留米市	○	
029 奈良県	○		072 和歌山市	○		114 前橋市	○	
030 和歌山県	○		073 広島市	○		115 大津市	○	
031 鳥取県	○		074 呉市	○		116 高崎市	○	
032 島根県	○		075 下関市	○		118 豊中市	○	
033 岡山県	○		076 北九州市		○	119 那覇市	○	
034 広島県	○		077 福岡市	○		120 枚方市	○	
035 山口県	○		078 大牟田市	○		121 越谷市	○	
036 徳島県	○		079 長崎市	○		122 八戸市	○	
037 香川県	○		080 佐世保市	○				
038 愛媛県	○		081 熊本市	○				
039 高知県	○		082 鹿児島市	○				
040 福岡県	○		083 岡山市	○		計	111	5

(3) 指導・助言等の方法

((2)の回答がaの場合御回答ください) 指導・助言の方法を御回答ください。

調査対象 111自治体(複数回答)

内 容	今回調査
a 立入検査(法令に基づく立入検査の他、任意の保管場所の確認等を含む。)時の指導・助言	100自治体
b 届出時の指導・助言	99自治体
c 通知・文書による指導・助言	48自治体
d 電話による指導・助言	74自治体
e 説明会・個別相談会の開催による指導・助言	33自治体
f その他	2自治体



(その他の内容)

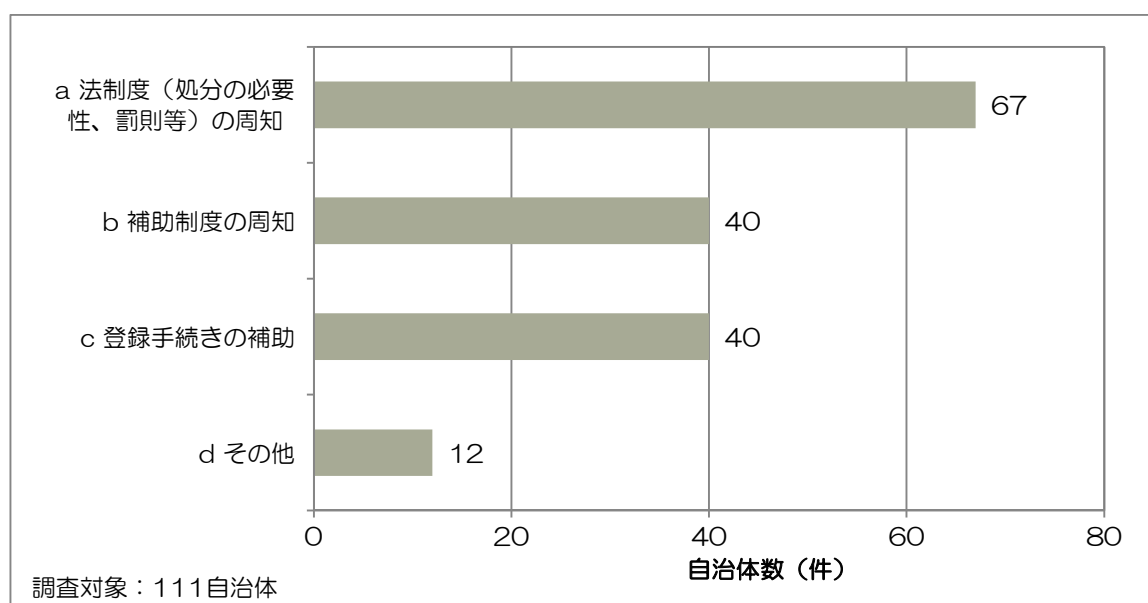
- ・ 濃度 PCB 廃棄物保管事業者であって JESCO 未登録事業者を対象に JESCO とともに事業所を訪問するなど連携した処理の必要性の説明や指導の実施
- ・ チラシやポスターによる PCB 廃棄物の早期処理呼びかけを実施

(4) 指導・助言等の効果

((2)の回答がaの場合御回答ください) JESCO への登録へと繋がった際に決め手となった指導の内容を御回答ください。

調査対象 111自治体（複数回答）

内 容	今回調査
a 法制度（処分の必要性、罰則等）の周知	67自治体
b 補助制度の周知	40自治体
c 登録手続きの補助	40自治体
d その他	12自治体



(その他の内容)

- ・ 自治体から JESCO 営業担当へ連絡し、現地に出向いて相談に応じてもらうよう依頼
- ・ 指導後、JESCO 登録の実施状況について確認していない
- ・ 期限までに契約を行わないと、処分費用の補助を受けることができない旨を伝えること。
- ・ JESCO 同席により、指導・助言等を実施
- ・ 県内の保管事業者を対象とした JESCO への集中搬入期間内に搬入しなければ、収集運搬費用が割高になることの周知
- ・ JESCO に登録しても処分までに長期間待たされるという誤解の払拭
- ・ JESCO 職員同行で伺うと、登録から処理の流れや、中小企業軽減制度など一括で説明できるため効果的である
- ・ 特別登録期間中の登録推進
- ・ JESCO への登録状況を把握していない(事業者を確認していない)ため、指導後の詳細については不明

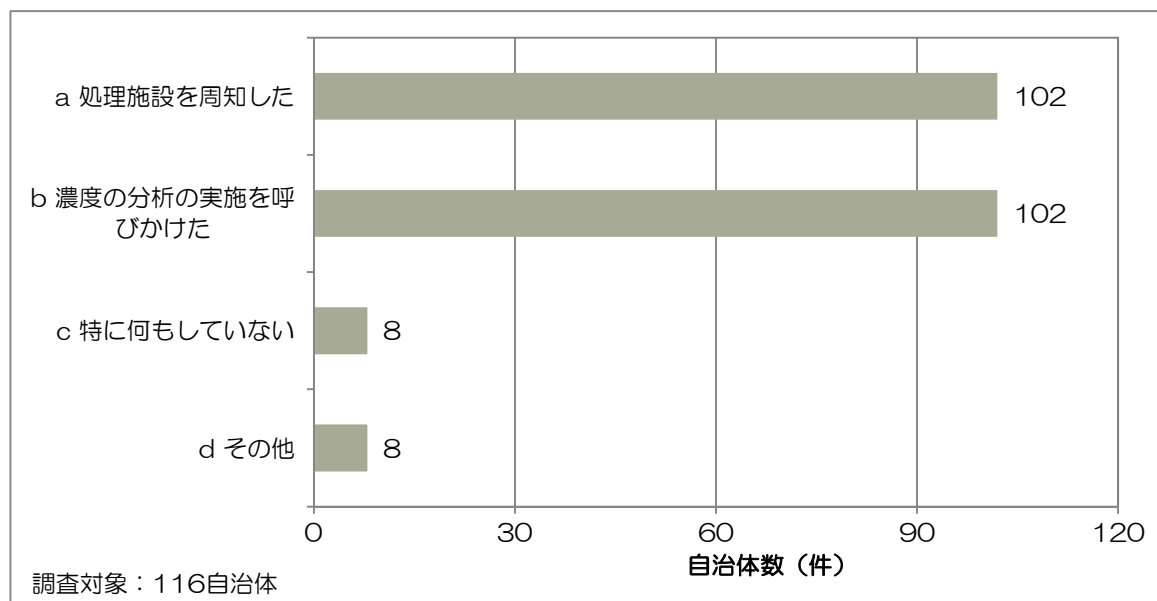
3. 微量 PCB 汚染廃電気機器等について

(1) 微量 PCB 汚染廃電気機器等所有事業者に対する指導・助言

貴都道府県市において、微量 PCB 汚染廃電気機器等を所有している事業者（使用中を含む。）に対して、平成 29 年 1 月 1 日～平成 30 年 1 月 31 日の間に指導・助言したことがあるか御回答ください。また、どのような内容を実施したか御回答ください。

調査対象 116 自治体（複数回答）

内 容	今回調査
a 処理施設を周知した（無害化処理認定事業者等に関する情報提供を行った）	102 自治体
b 濃度の分析の実施を呼びかけた	102 自治体
c 特に何もしていない	8 自治体
d その他	8 自治体



(その他の内容)

- ・ 微量の PCB に汚染された可能性がある使用中のコンデンサーについて、計画的な更新を行うよう呼びかけを実施
- ・ 処理期限等の周知、無害化処理施設の情報提供
- ・ 収集運搬業者による合積み制度を行っている業者もあることを説明した。PCB 特措法の内容並びに低濃度 PCB 廃棄物に係る処理期限の周知
- ・ 説明会を開催し、期限内処理について周知
- ・ 発生から処分までの流れ、処分料金の目安等
- ・ PCB 廃棄物等の保管及び処分状況等届出書（様式第一号（一））の届出を指導

自治体名	指導・助言内容				自治体名	指導・助言内容			
	処理施設の周知	濃度分析の実施	未実施	その他		処理施設の周知	濃度分析の実施	未実施	その他
001 北海道	○	○		○	062 静岡市	○	○		
002 青森県	○	○			063 浜松市	○	○		
003 岩手県	○	○			064 名古屋市	○	○		
004 宮城県	○	○			065 京都市	○	○		
005 秋田県	○	○			066 大阪市	○	○		
006 山形県	○	○			067 堺市	○	○		
007 福島県	○	○			068 東大阪市	○	○		
008 茨城県		○			069 神戸市	○	○		
009 栃木県	○				070 姫路市	○	○		
010 群馬県	○	○			071 尼崎市	○	○		
011 埼玉県	○	○			072 和歌山市	○	○		
012 千葉県	○	○			073 広島市	○	○		
013 東京都	○	○			074 呉市	○	○		
014 神奈川県	○	○			075 下関市	○	○		
015 新潟県	○	○			076 北九州市	○	○		
016 富山県	○	○			077 福岡市	○	○		
017 石川県	○	○			078 大牟田市	○	○		
018 福井県	○	○			079 長崎市	○	○		
019 山梨県			○		080 佐世保市	○	○		
020 長野県	○	○			081 熊本市	○	○		
021 岐阜県	○	○			082 鹿児島市	○	○		
022 静岡県	○	○			083 岡山市	○	○		
023 愛知県	○	○			084 宇都宮市	○	○		
024 三重県	○	○			085 富山市	○	○		
025 滋賀県	○	○			086 秋田市	○	○		
026 京都府	○	○			087 郡山市	○	○		
027 大阪府	○	○			088 大分市	○	○		
028 兵庫県	○	○			089 松山市	○	○		
029 奈良県	○	○			090 豊田市	○	○		
030 和歌山県		○			091 福山市	○	○		○
031 鳥取県	○	○			092 高知市	○	○		
032 島根県		○			093 宮崎市	○			
033 岡山県	○	○			094 いわき市	○	○		
034 広島県	○	○			095 長野市	○	○		
035 山口県		○			096 豊橋市	○	○		○
036 徳島県	○	○			097 高松市	○	○		
037 香川県	○	○			098 相模原市	○	○		
038 愛媛県	○	○			099 西宮市	○	○		
039 高知県	○	○			100 倉敷市	○	○		
040 福岡県	○	○			101 さいたま市			○	
041 佐賀県			○		102 奈良市	○	○		○
042 長崎県			○		103 川越市	○	○		
043 熊本県				○	104 船橋市	○	○		
044 大分県			○		105 岡崎市	○	○		
045 宮崎県	○	○			106 高槻市	○			
046 鹿児島県	○	○			108 青森市	○	○		
047 沖縄県		○		○	109 八王子市	○	○		
050 旭川市	○	○			110 盛岡市	○	○		○
051 札幌市	○	○			111 柏市	○	○		
052 函館市	○	○			112 久留米市	○	○		
054 仙台市	○	○			114 前橋市	○	○		
055 千葉市	○	○			115 大津市			○	
056 横浜市	○			○	116 高崎市	○	○		
057 川崎市	○	○			118 豊中市			○	
058 横須賀市	○	○			119 那覇市	○	○		
059 新潟市			○		120 枚方市	○	○		
060 金沢市	○	○			121 越谷市	○	○		
061 岐阜市	○	○			122 八戸市	○			
					計	102	102	8	8

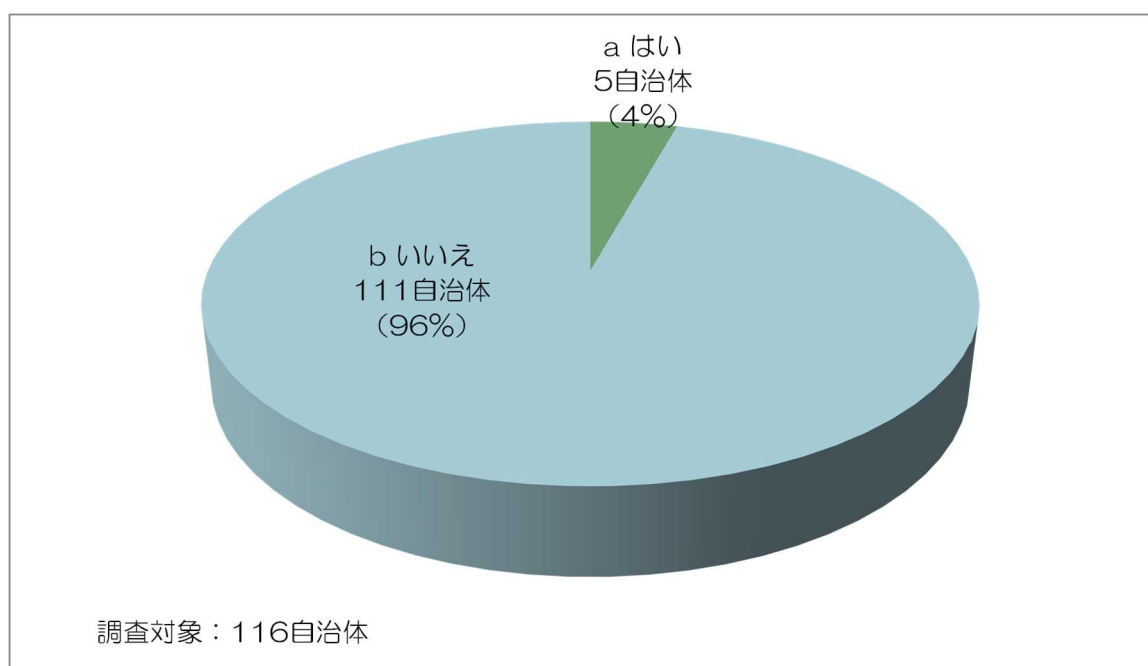
4. 都道府県市における処理支援策について

(1) 処理費用・収集運搬費用等の補助制度及び実績の有無

貴都道府県市において、PCB 廃棄物の保管事業者（変圧器・コンデンサー、安定器等汚染物、微量 PCB 汚染廃電気機器等）に対して、処理費用・収集運搬費用等の補助制度を設けていますか。

調査対象 116 自治体

内 容	今回調査
a はい	5 自治体
b いいえ	111 自治体



(補助制度の内容)

- ・ 【北海道】
北海道内の事業所等で電気機器を保有する者（一定要件を満たす者）（PCB 濃度分析に要する経費の 1 / 2（補助金の上限額：1 台あたり 15,000 円））
- ・ 【宮城県】
低濃度 PCB 廃棄物の保管事業者のうち、処理困難者（事業を廃止した者等）に対する補助制度（処分費用の一部及び分析費用の一部）を実施している
- ・ 【東京都】
 1. 東京都微量 PCB 廃棄物処理支援事業
 <対象者> 都内に微量 PCB 廃棄物を保管している個人、中小企業者等
 <補助対象> ①微量 PCB に汚染された可能性のある変圧器及びコンデンサー類の電気機器の絶縁油の分析費用 ②微量 PCB 含有が確認された絶縁油・容器・電気機器の

処理・運搬費用 <補助率等>①分析費：試料採取費及び分析費の 1/2（1 台当たりの上限額 12,500 円） ②処理費：汚染のない絶縁油・電気機器の処理経費との差額の 1/2（処理量に応じた上限額有）

<申請期間>平成 33 年 3 月 31 日まで

2. 東京都高濃度 PCB 廃棄物収集運搬支援事業

<対象者>都内に高濃度 PCB 廃棄物を保管している個人、中小企業者等

<補助対象>JESCO 東京 PCB 処理事業所へ搬入する高濃度 PCB 廃棄物の収集運搬等に要する経費 <補助率等>中小企業者等：対象経費の 1/2、個人等：対象経費の 95/100（中小企業者等・個人等ともに廃棄物の種類に応じた上限額有）

<申請期間>平成 33 年 3 月 31 日まで

・ 【鳥取県】

①微量 PCB 汚染廃電気機器の処分費用について機器 1 台当たりの処分費の 1/2（上限 10 万円）を補助

②照明器具の安定器について PCB 含有当否確認調査費用の 1/2（上限あり）を補助

・ 【愛媛県】

低濃度 PCB 廃棄物の収集運搬費用（解体又は抜油を伴う場合に限る。）に対して補助を実施

対象者：県内で保管している低濃度 PCB 廃棄物を処分する中小企業者等

補助額：収集運搬費用の 1/2（ただし、1 台当たりの上限 5 万円）

貴都道府県市において、PCB 廃棄物の保管事業者（変圧器・コンデンサー、安定器等汚染物、微量 PCB 汚染廃電気機器等）に対して設けている処理費用・収集運搬費用等の補助制度を活用した支援実績はありますか。「b いいえ」と御回答いただいた場合、未活用となった理由及び対応策について御回答ください。

調査対象 5 自治体

内 容	今回調査
a はい	5 自治体
b いいえ	0 自治体

(未活用の理由および対応策について)

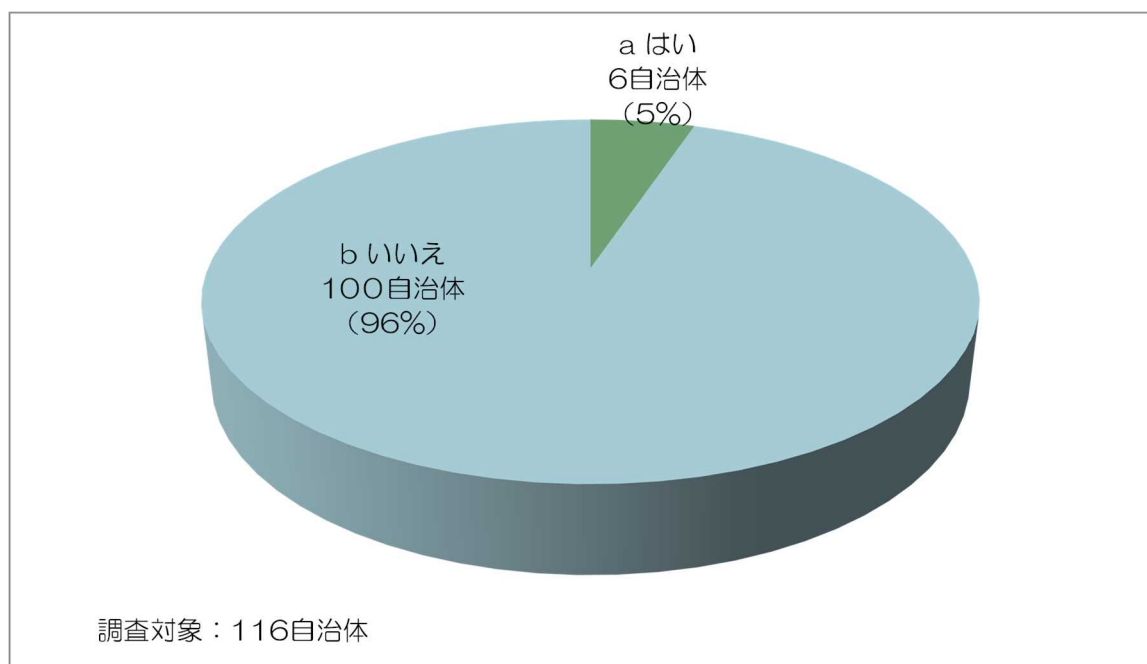
該当なし

(2) 処理費用・収集運搬費用等の融資制度及び実績の有無

貴都道府県市において、PCB 廃棄物の保管事業者（変圧器・コンデンサー、安定器等汚染物、微量 PCB 汚染廃電気機器等）に対して、処理費用・収集運搬費用等の融資制度を設けていますか。

調査対象 116自治体

内 容	今回調査
a はい	6自治体
b いいえ	110自治体



(融資制度の内容)

- ・ 【群馬県】
ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理資金（群馬県環境生活保全創造資金融資）
- ・ 【埼玉県】
「埼玉県環境みらい資金融資」民間事業者が温室効果ガス排出量の削減対策や公害防止対策の環境問題に取り組むために必要な設備等資金について、金融機関からの資金調達を低金利かつ長期固定により支援するもの。PCBに係るものとしては、PCB使用製品に代わる製品の買替費用（代替製品の条件あり）及び廃棄物の運搬、処分に係る費用が融資対象となる。
- ・ 【新潟県】
PCB 廃棄物処理資金融資制度
- ・ 【島根県】
平成29年度は、融資限度額2億円、融資利率年1.45%~1.30%、融資期間15年以内（2

年以内据置・元金均等月賦)

- ・ 【福岡県】
県内の中小企業者又は中小企業団体に対する融資制度
- ・ 【名古屋市】
以下、①及び②の融資を実施。金利は全て名古屋市が補助。
 - ①PCB 廃棄物判定のための試料採取及び分析に要する費用
 - ②PCB 廃棄物の抜油、収集運搬及び処分に要する費用

貴都道府県市において、PCB 廃棄物の保管事業者（変圧器・コンデンサー、安定器等汚染物、微量 PCB 汚染廃電気機器等）に対して設けている処理費用・収集運搬費用等の融資制度を活用した支援実績はありますか。「b いいえ」と御回答いただいた場合、未活用となった理由及び対応策について御回答ください。

調査対象 5 自治体

内 容	今回調査
a はい	0 自治体
b いいえ	5 自治体

(未活用の理由)

- ・ PCB 廃棄物の処理の必要性が、事業者には必ずしも十分に理解されていないことが理由として考えられる。
- ・ 補助ではなく融資であるため、事業者にとってハードルが高い。また、県が用意している融資とはいえ、審査に合格しなければ融資対象とならないため、二の足を踏む事業者が少なからず存在する。
- ・ 申請事例がなかったため。
- ・ 申し込みがなかったため。

(対応策について)

- ・ 広報を強化し、周知に努める。（立入調査時のチラシ配付や、新聞・地元テレビ・ラジオ等で広報）
- ・ PCB 廃棄物の処理に係る費用は事業者負担が基本であることを根気強く周知し、理解を求めている。
- ・ 国に対して、補助制度を創設するよう要望を続けている。

(3) その他の支援の有無

貴都道府県市において、PCB 廃棄物の保管事業者（変圧器・コンデンサー、安定器等汚染物、微量 PCB 汚染廃電気機器等）に対して、処理費用・収集運搬費用等の補助制度あるいは融資制度以外に、財政的、技術的支援を行っている場合、その内容について御記入ください。

(その他の支援の内容)

- ・ 電気保安法人及び電気工事工業組合等に周知と、ユーザーから問い合わせがあった際は対応するよう依頼
- ・ PCB 濃度分析費用補助
- ・ 中小企業者等が PCB 含有の有無が不明な電気機器等中の PCB 濃度分析を行う場合、その経費に対して補助金を交付する。

(4) 今後実施する支援の有無

貴都道府県市において、PCB 廃棄物の保管事業者（変圧器・コンデンサー、安定器等汚染物、微量 PCB 汚染廃電気機器等）に対して、新たに支援を行う予定があればその内容について御記入ください。

(新たな支援の内容)

- ・ 環境省の掘り起こし支援業務を活用し、保管事業者への支援実施を検討。

VI. 事業者への期限内処理の必要性等の周知・広報について

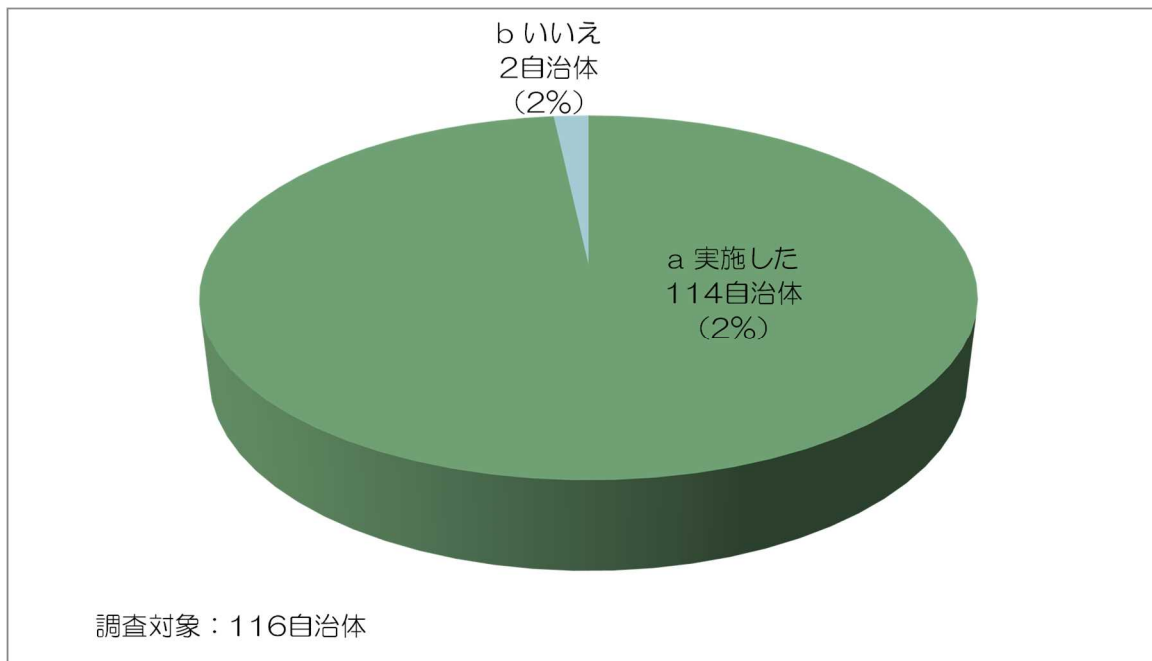
1. 保管事業者への指導・助言について

(1) 周知・広報の実施状況

貴都道府県市において、平成29年1月1日から平成30年1月31日の間に、事業者等に期限内処理の必要性等の周知・広報の実施状況について御回答ください。

調査対象 116自治体

内 容	今回調査
a 実施した	114自治体
b 実施していない	2自治体



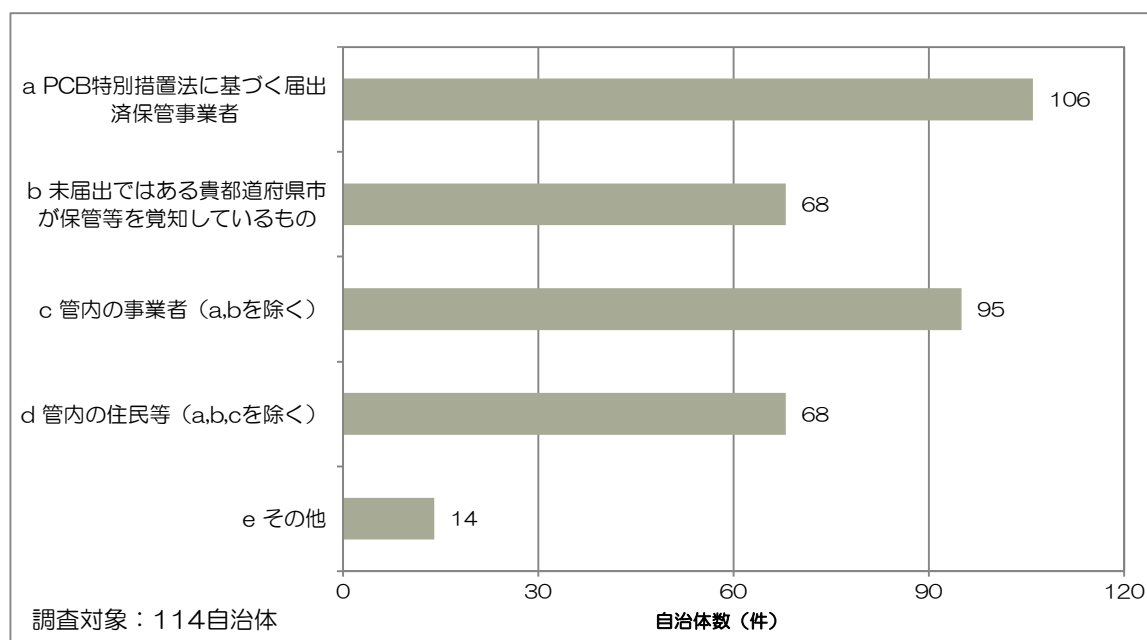
自治体名	期限内処理の必要性等の周知・広報を新たに実施したか	自治体名	期限内処理の必要性等の周知・広報を新たに実施したか	自治体名	期限内処理の必要性等の周知・広報を新たに実施したか
001 北海道	○	041 佐賀県	○	084 宇都宮市	○
002 青森県	○	042 長崎県	○	085 富山市	○
003 岩手県	○	043 熊本県	○	086 秋田市	○
004 宮城県	○	044 大分県	○	087 郡山市	○
005 秋田県	○	045 宮崎県	○	088 大分市	○
006 山形県	○	046 鹿児島県	○	089 松山市	○
007 福島県	○	047 沖縄県	○	090 豊田市	○
008 茨城県	○	050 旭川市	○	091 福山市	○
009 栃木県	○	051 札幌市	○	092 高知市	○
010 群馬県	○	052 函館市	○	093 宮崎市	○
011 埼玉県	○	054 仙台市	○	094 いわき市	○
012 千葉県	○	055 千葉市	○	095 長野市	○
013 東京都	○	056 横浜市	○	096 豊橋市	○
014 神奈川県	○	057 川崎市	○	097 高松市	○
015 新潟県	○	058 横須賀市	○	098 相模原市	○
016 富山県	○	059 新潟市	—	099 西宮市	○
017 石川県	○	060 金沢市	—	100 倉敷市	○
018 福井県	○	061 岐阜市	○	101 さいたま市	○
019 山梨県	○	062 静岡市	○	102 奈良市	○
020 長野県	○	063 浜松市	○	103 川越市	○
021 岐阜県	○	064 名古屋市	○	104 船橋市	○
022 静岡県	○	065 京都市	○	105 岡崎市	○
023 愛知県	○	066 大阪市	○	106 高槻市	○
024 三重県	○	067 堺市	○	108 青森市	○
025 滋賀県	○	068 東大阪市	○	109 八王子市	○
026 京都府	○	069 神戸市	○	110 盛岡市	○
027 大阪府	○	070 姫路市	○	111 柏市	○
028 兵庫県	○	071 尼崎市	○	112 久留米市	○
029 奈良県	○	072 和歌山市	○	114 前橋市	○
030 和歌山県	○	073 広島市	○	115 大津市	○
031 鳥取県	○	074 呉市	○	116 高崎市	○
032 島根県	○	075 下関市	○	118 豊中市	○
033 岡山県	○	076 北九州市	○	119 那覇市	○
034 広島県	○	077 福岡市	○	120 枚方市	○
035 山口県	○	078 大牟田市	○	121 越谷市	○
036 徳島県	○	079 長崎市	○	122 八戸市	○
037 香川県	○	080 佐世保市	○		
038 愛媛県	○	081 熊本市	○		
039 高知県	○	082 鹿児島市	○		
040 福岡県	○	083 岡山市	○	計	114

(2) 周知・広報を行った対象及び取組み内容について

((1) の回答が a の場合御回答ください) 周知・広報を行った対象について御回答ください。

調査対象 114 自治体 (複数回答)

内 容	今回調査
a PCB 特別措置法に基づく届出済保管事業者	106 自治体
b PCB 特別措置法に基づく届出を行っていないものの、貴都道府県市が PCB 使用製品・廃棄物の保管等を覚知しているもの	68 自治体
c 管内の事業者 (a、b を除く)	95 自治体
d 管内の住民等 (a、b、c を除く)	68 自治体
e その他	14 自治体



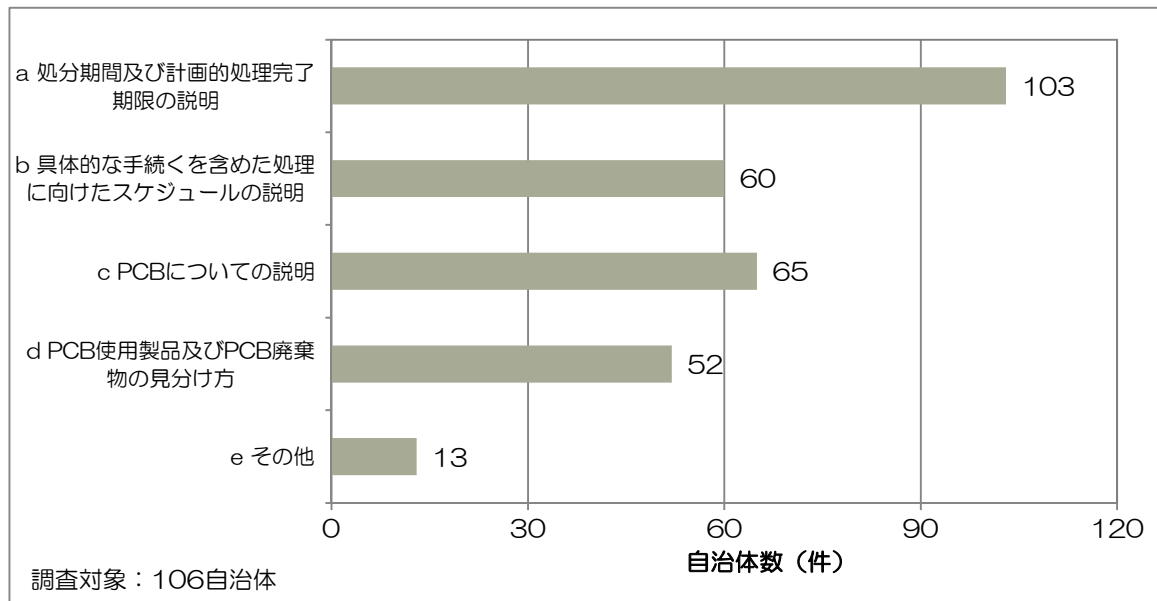
(その他の内容)

- ・ 商工会議所など各事業者が加盟・組織する団体
- ・ 現地調査を行った事業者
- ・ 電気保安事業者団体等
- ・ 産業廃棄物協会の構成員、ビルメンテナンス協会の構成員
- ・ 電気工事業者、電気工事業者組合
- ・ 当市職員
- ・ ホームページ等の閲覧者
- ・ JESCO への入門許可を持つ全収集運搬事業者
- ・ 電気保安法人、電気工事工業組合、電気主任技術者、電気工事士など
- ・ 北九州 PCB 処理事業所における処理対象事業者

「a PCB 特別措置法に基づく届出済保管事業者」に対する取組内容について御回答ください。

調査対象 106自治体（複数回答）

内 容	今回調査
a 処分期間及び計画的処理完了期限の説明	103自治体
b 具体的な手続きを含めた処理に向けたスケジュールの説明	60自治体
c PCB についての説明	65自治体
d PCB 使用製品及び PCB 廃棄物の見分け方	52自治体
e その他	13自治体



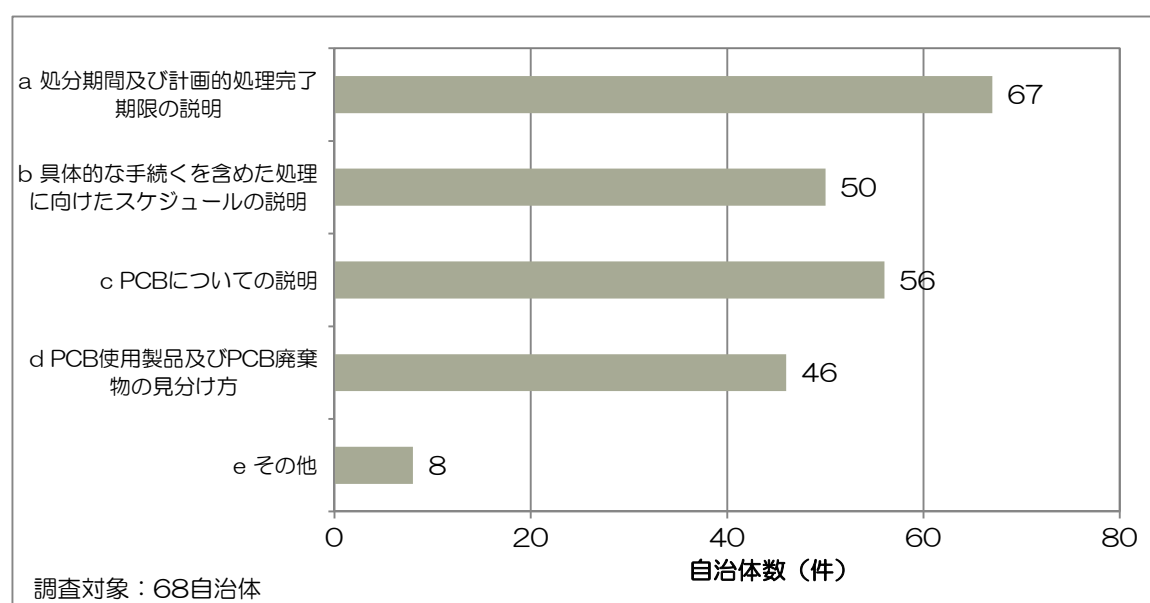
(その他の内容)

- ・ JESCO への手続きの必要性について
- ・ PCB 含有蛍光灯安定器の仕分けについて（各種研修会）
- ・ （高濃度）補助制度の周知
- ・ 届出の周知
- ・ JESCO 特別登録の案内
- ・ 安定器の発見事例について
- ・ 国の PCB 使用照明器具 LED 化補助についての周知文書の送付
- ・ メーカー、処分業者、分析機関の問合せ先及び保管方法について説明
- ・ 処分期間内に処分されない場合の改善命令及び罰則等について説明
- ・ H28.8PCB 特措法の改正や届出様式変更等について

「b PCB 特別措置法に基づく届出を行っていないものの、貴都道府県市が PCB 使用製品・廃棄物の保管等を覚知しているもの」に対する取組内容について御回答ください。

調査対象 68自治体（複数回答）

内 容	今回調査
a 処分期間及び計画的処理完了期限の説明	67自治体
b 具体的な手続きを含めた処理に向けたスケジュールの説明	50自治体
c PCBについての説明	56自治体
d PCB使用製品及びPCB廃棄物の見分け方	46自治体
e その他	8自治体



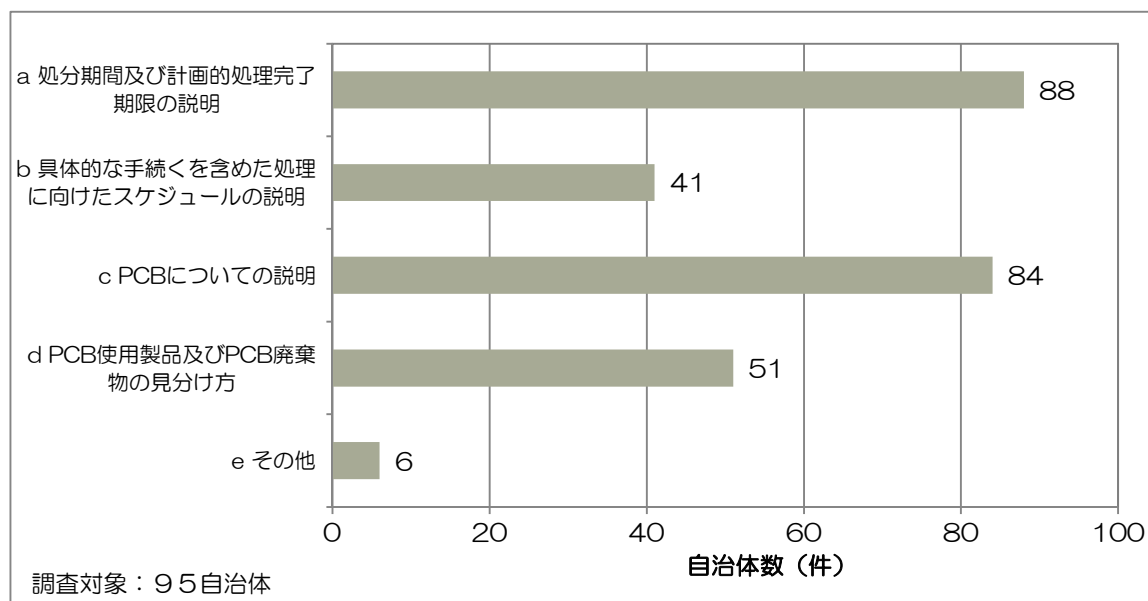
（その他の内容）

- ・ JESCO への手続きの必要性について
- ・ （高濃度）補助制度の周知
- ・ 届出の周知
- ・ 安定器の発見事例について
- ・ メーカー、処分業者、分析機関の問合せ先及び保管方法について説明
- ・ 処分期間内に処分されない場合の改善命令及び罰則等について説明

「c 管内の事業者（a、bを除く）」に対する取組内容について御回答ください。

調査対象 95自治体（複数回答）

内 容	今回調査
a 処分期間及び計画的処理完了期限の説明	88自治体
b 具体的な手続きを含めた処理に向けたスケジュールの説明	41自治体
c PCBについての説明	84自治体
d PCB使用製品及びPCB廃棄物の見分け方	51自治体
e その他	6自治体



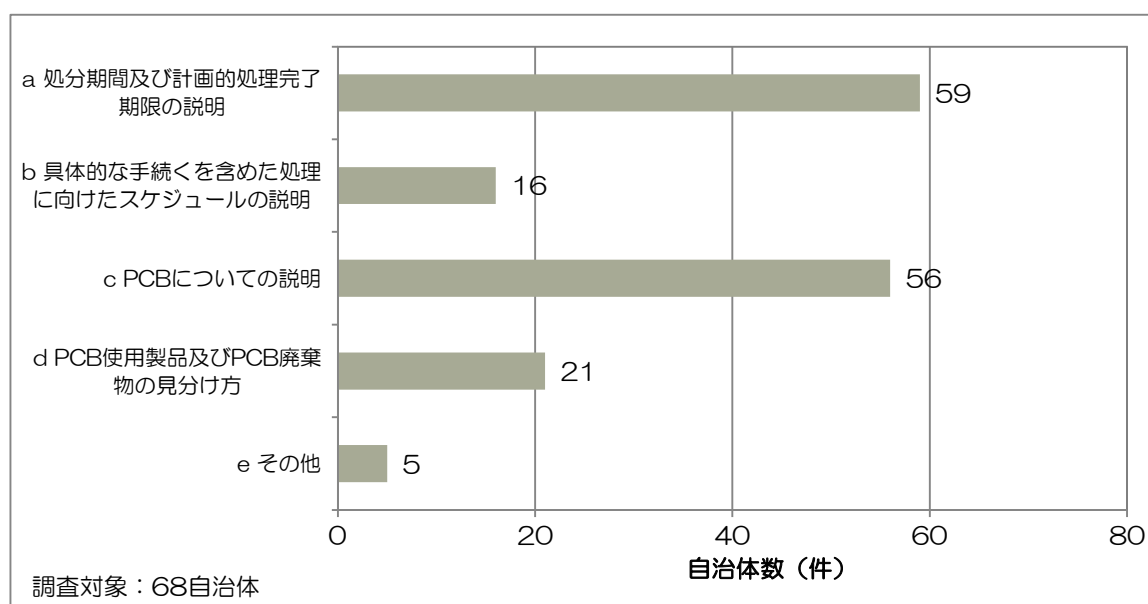
(その他の内容)

- ・ 届出の周知
- ・ 掘り起こし調査実施のお知らせ
- ・ 保管方法について
- ・ 処分期間内に処分されない場合の改善命令及び罰則等について説明

「d 管内の住民等（a、b、cを除く）」に対する取組内容について御回答ください。

調査対象 68自治体（複数回答）

内 容	今回調査
a 処分期間及び計画的処理完了期限の説明	59自治体
b 具体的な手続きを含めた処理に向けたスケジュールの説明	16自治体
c PCBについての説明	56自治体
d PCB使用製品及びPCB廃棄物の見分け方	21自治体
e その他	5自治体



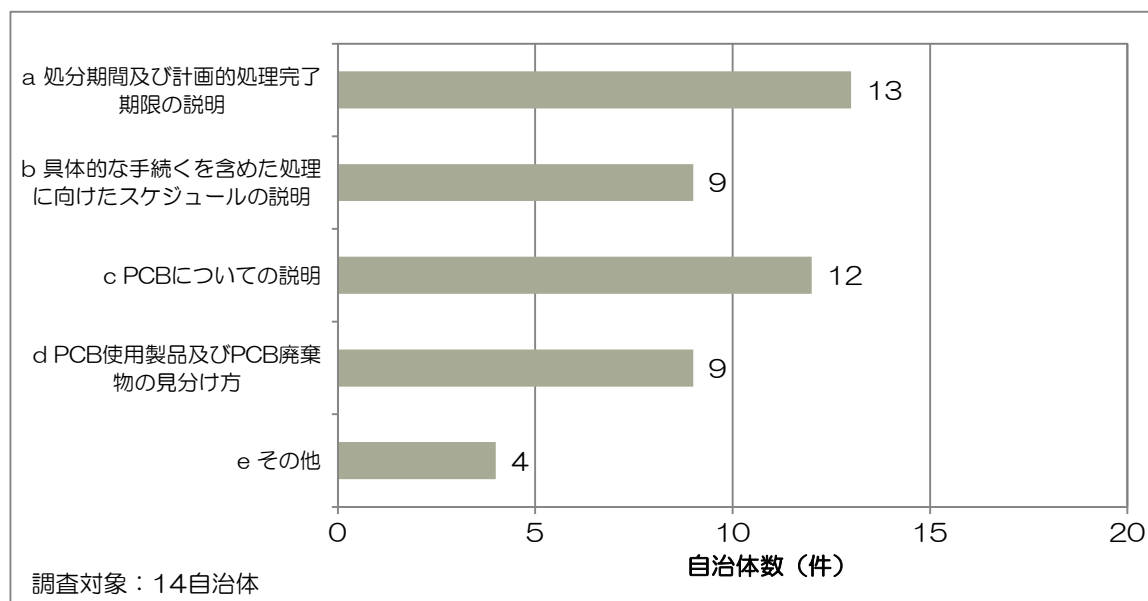
(その他の内容)

- ・ 保管方法について
- ・ 届出の周知
- ・ 処分期間内に処分されない場合の改善命令及び罰則等について説明
- ・ 環境省がツイートした「【事業用の蛍光灯安定器に PCB が含まれている場合があります】」のリツイート
- ・ PCB 特措法全般

「e その他」に対する取組内容について御回答ください。

調査対象 14自治体（複数回答）

内 容	今回調査
a 処分期間及び計画的処理完了期限の説明	13自治体
b 具体的な手続きを含めた処理に向けたスケジュールの説明	9自治体
c PCBについての説明	12自治体
d PCB使用製品及びPCB廃棄物の見分け方	9自治体
e その他	4自治体



(その他の内容)

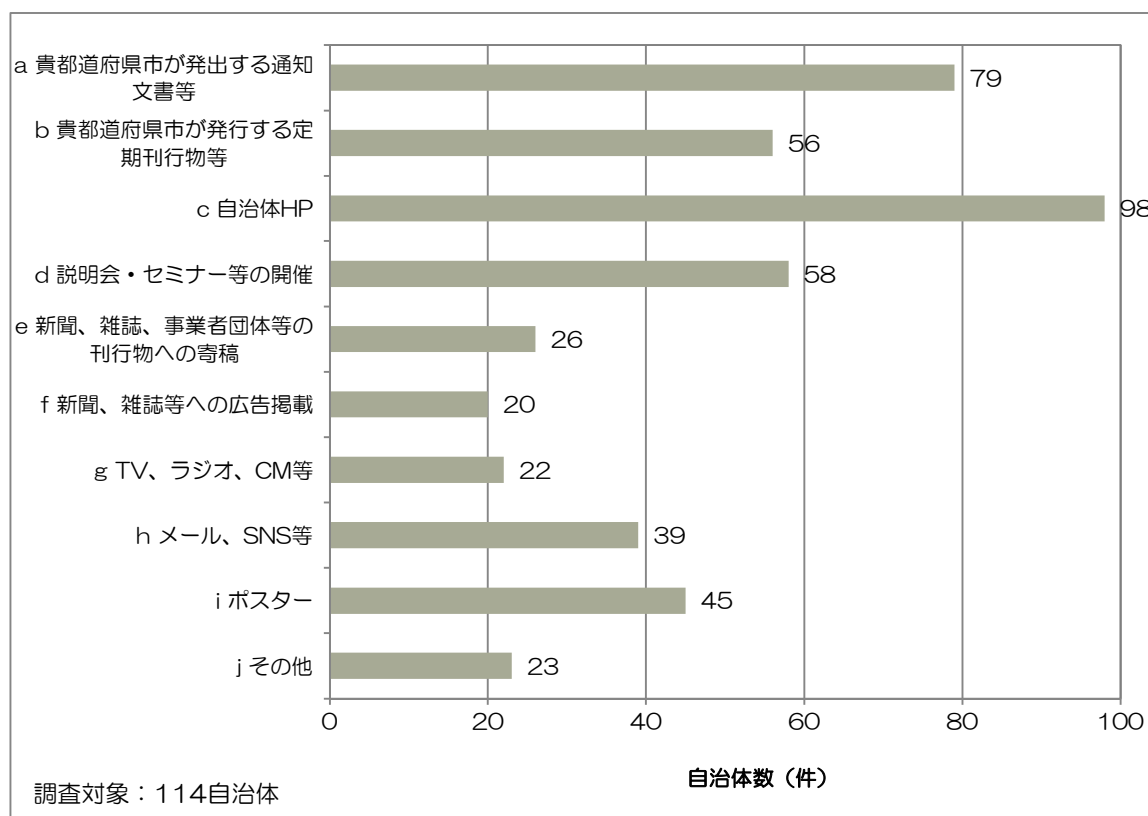
- ・ 保管方法について
- ・ (高濃度) 補助制度の周知
- ・ 届出の周知

(3) 周知・広報の方法について

（(1) の回答が a の場合御回答ください）周知・広報を行った方法について御回答ください。

調査対象 114自治体（複数回答）

内 容	今回調査
a 貴都道府県市が発出する通知文書等	79自治体
b 貴都道府県市（都道府県下の市町村を含む。）が発行する定期刊行物等	56自治体
c 自治体HP	98自治体
d 説明会・セミナー等の開催	58自治体
e 新聞、雑誌、事業者団体等の刊行物への寄稿	26自治体
f 新聞、雑誌等への広告掲載	20自治体
g TV、ラジオ、CM等	22自治体
h メール、SNS等	39自治体
i ポスター	45自治体
j その他	23自治体



（その他の内容）

- ・ 自家用電気工作物設置者への道独自作成パンフレットの送付
- ・ チラシを作成し、県出先機関や各市町村の窓口に配架した。

- ・ 商工会議所等の総会や勉強会などにおける説明
- ・ 現地調査の際に事業者に国が作成したパンフレットや、県が作成した資料を交付し周知
- ・ パンフレットの作成
- ・ 関係団体が主催する研修・会議等での講演
- ・ 事業者団体等と連絡会を開催し、情報共有
- ・ 新聞折り込みチラシ
- ・ 県オリジナルパンフレット作成、事業者ごとに特化したリード文作成、ショッピングセンター・コンビニエンスストアへの資料配架、課内掲示等
- ・ twitter による呼びかけ
- ・ 環境省作成のパンフレット及び県作成のチラシの配布等
- ・ 届出の提出案内を発送する際、案内文中に説明を記載
- ・ 本市当局が実施する講習会やイベントに参加して説明及びチラシ配付（配架）
- ・ 本市当局の他部署による事業所立入指導時におけるチラシ配付（通年）
- ・ 業界団体が実施するセミナー等や廃棄物管理責任者講習会に講師を派遣して説明
- ・ 電気保安協会の「連絡責任者との打合せ」での講義
- ・ 市（廃棄物対策課）が発行するチラシ
- ・ 市中心部にある商店街組合員に PCB 周知ビラを配布
- ・ 平成 29 年度に市内事業所（約 16, 500 事業所）を対象に実施したアンケートに、PCB に関するチラシを同封
- ・ 新聞折込チラシ
- ・ 環境省、経産省共同発行の期限内処理に向けたパンフレット

自治体名	周知・助言方法について									
	a 通知文書等	b 定期刊行物等	c 自治体HP	d 説明会・セミナー等	e 新聞、雑誌、事業者団体等の刊行物	f 新聞、雑誌等への広告	g TV、ラジオ、CM等	h メール、SNS等	i ポスター	j その他
001 北海道	○			○						
002 青森県	○									
003 岩手県										
004 宮城県										○
005 秋田県			○		○			○		
006 山形県	○		○							
007 福島県	○		○				○			○
008 茨城県	○		○	○						
009 栃木県			○		○					
010 群馬県		○	○	○						
011 埼玉県	○	○	○	○						
012 千葉県	○		○	○	○				○	○
013 東京都	○		○	○	○					
014 神奈川県	○		○		○					○
015 新潟県	○		○	○	○					
016 富山県	○			○	○					
017 石川県	○		○	○						○
018 福井県	○			○						○
019 山梨県	○		○							
020 長野県	○		○	○				○		
021 岐阜県	○				○					○
022 静岡県	○	○	○		○			○		
023 愛知県	○				○					○
024 三重県	○		○	○	○			○		
025 滋賀県		○	○	○	○	○		○		
026 京都府	○	○	○	○			○			
027 大阪府	○	○	○	○		○		○	○	○
028 兵庫県	○	○	○	○	○					
029 奈良県	○	○	○					○		
030 和歌山県	○	○					○	○		
031 鳥取県	○	○	○	○						
032 島根県						○				
033 岡山県	○	○	○	○	○		○	○		
034 広島県	○		○	○	○			○		
035 山口県	○		○							○
036 徳島県	○	○	○	○				○		○
037 香川県	○	○	○	○	○			○		
038 愛媛県	○	○	○	○						
039 高知県	○	○	○			○			○	
040 福岡県	○		○	○						
041 佐賀県	○									
042 長崎県	○		○							
043 熊本県					○		○	○		
044 大分県			○	○		○				
045 宮崎県	○		○	○	○	○		○		
046 鹿児島県	○	○				○		○		
047 沖縄県			○	○		○	○		○	
050 旭川市	○									
051 札幌市	○		○					○		
052 函館市								○		○
054 仙台市	○	○		○						
055 千葉市	○	○	○						○	
056 横浜市	○	○						○		
057 川崎市	○		○						○	
058 横須賀市										○
059 新潟市	○		○							
060 金沢市										
061 岐阜市	○	○	○							

自治体名	周知・助言方法について									
	a 通知文書等	b 定期刊行物等	c 自治体HP	d 説明会・セミナー等	e 新聞、雑誌、事業者団体等の刊行物	f 新聞、雑誌等への広告	g TV、ラジオ、CM等	h メール、SNS等	i ポスター	j その他
062 静岡市	○	○	○	○						
063 浜松市					○					
064 名古屋市		○	○		○					○
065 京都市	○		○					○		
066 大阪市	○		○	○						
067 堺市	○	○	○	○				○		
068 東大阪市	○		○	○						
069 神戸市	○				○			○		
070 姫路市	○	○	○		○					
071 尼崎市	○	○	○							○
072 和歌山市		○	○							
073 広島市	○	○	○					○		
074 呉市	○	○	○							
075 下関市	○	○	○	○				○		
076 北九州市			○							
077 福岡市	○	○	○	○				○		
078 大牟田市		○	○							
079 長崎市	○	○	○							○
080 佐世保市	○	○	○				○	○		
081 熊本市		○	○				○	○		
082 鹿児島市										
083 岡山市	○	○	○	○						
084 宇都宮市	○		○					○		○
085 富山市			○	○						○
086 秋田市	○		○					○		
087 郡山市	○									
088 大分市	○		○							
089 松山市	○	○	○	○						
090 豊田市		○		○		○				
091 福山市										
092 高知市	○		○							○
093 宮崎市	○					○				
094 いわき市	○		○							
095 長野市			○	○						
096 豊橋市	○	○	○							
097 高松市	○	○	○							
098 相模原市	○		○		○		○		○	
099 西宮市	○	○								
100 倉敷市			○	○	○		○	○		
101 さいたま市				○						○
102 奈良市		○	○	○		○		○		
103 川越市										
104 船橋市	○		○					○		
105 岡崎市	○	○						○		
106 高槻市	○		○	○						○
108 青森市	○			○						
109 八王子市	○			○						
110 盛岡市			○							
111 柏市			○		○					
112 久留米市		○	○	○				○		
114 前橋市				○						
115 大津市		○	○	○	○					
116 高崎市			○							
118 豊中市	○	○	○							
119 那覇市		○	○					○		
120 枚方市		○	○	○	○		○			
121 越谷市	○	○		○						
計	79	48	81	50	27	11	11	34	7	21

Ⅶ. 不適切な取扱い・法令違反への対応について

1. 漏えい等の事故事例について

貴都道府県市管内において、PCBの漏えいが判明した事案（※）について平成29年1月1日～平成30年1月31日の間の件数を御回答ください。

※「漏えいが判明した事案」とは、機器が破損・転倒したり、保管基準を遵守していなかったこと等により環境中（土壌等）にPCBが漏えいした事案

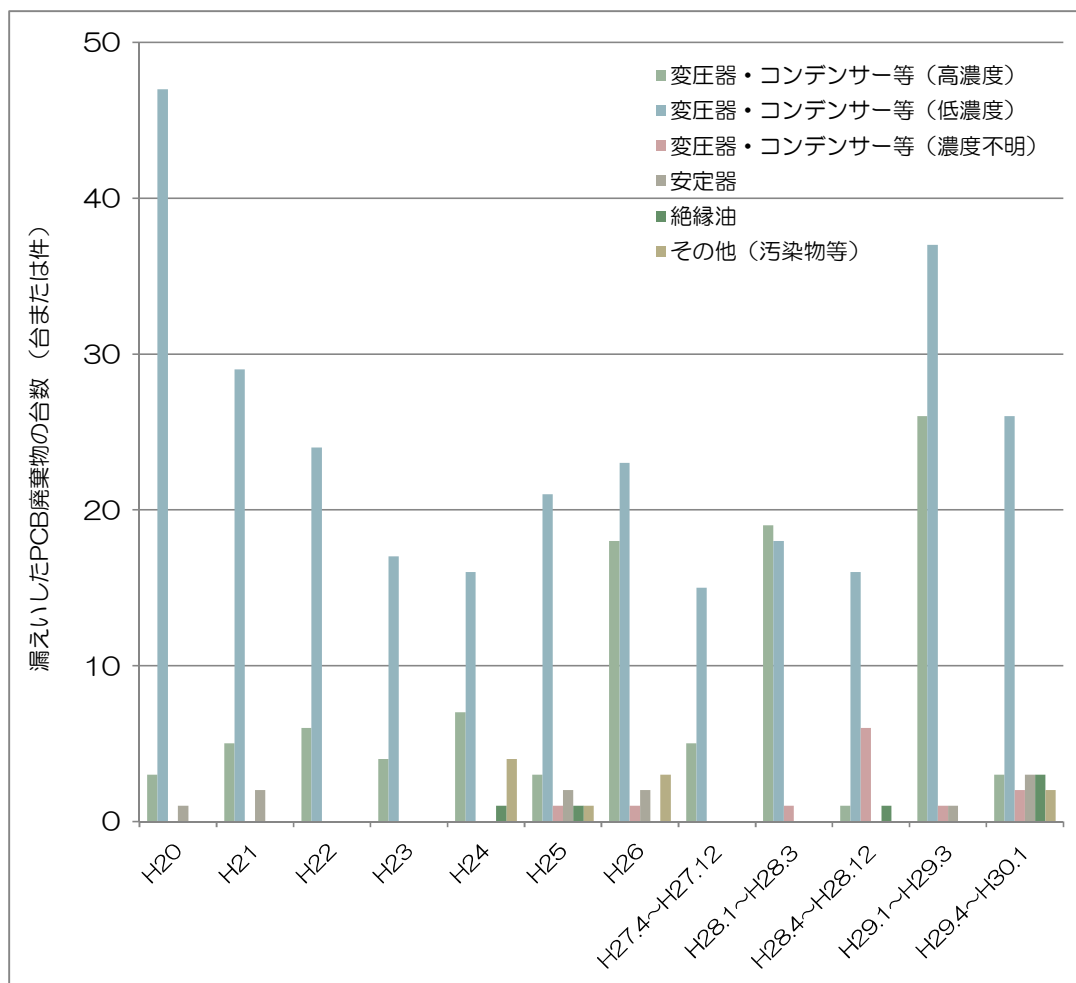
調査対象^{注1)} 116自治体

年度	件数 (件)	漏えいしたPCB廃棄物の台数					
		変圧器・コンデンサー（台）			安定器 (台)	絶縁油 (件)	その他（汚染物等） (件)
		高濃度	低濃度 ^{注2)}	濃度不明			
平成20年度	35	3	47	—	1	—	—
平成21年度	43	5	29	—	2	—	—
平成22年度	42	6	24	—	0	—	—
平成23年度	21	4	17	—	0	—	—
平成24年度	27	7	16	—	0	1	4
平成25年度	29	3	21 ^{注3)}	1	2	1	1
平成26年度	34	18	23	1	2	0	3
平成27年度 (4～12月)	16	5	15	0	0	0	0
平成27年度 (1月～3月)	3	19	18	1	0	0	0
平成28年度 (4月～12月)	20	1	16	6	0	1	0
平成28年度 (1月～3月)	10	26	37	1	1	0	0
平成29年度 (4月～H30.1月)	21	3	26	2	3	3	2

注1) 平成20～23年度は110自治体、平成24年度は112自治体、平成25、26年度は113自治体、平成28年度は115自治体、平成29年度は116自治体

注2) 平成20～24年度は微量汚染として調査

注3) 台数不明が1件ある



具体的な事案について

○変圧器・コンデンサー（高濃度）

●使用中・保管中に関するもの 2件

- ・ 保管していたコンデンサーから経年劣化により漏洩した。（同様事例他 1 件）

●抜油作業時に関するもの 1件

- ・ 銘板がない変圧器 1 台の絶縁油を分析するため、油のサンプリングをする際、油が床に漏えい。分析の結果、当該絶縁油は高濃度 PCB 油であると判明した。

●その他 1件

- ・ 駐輪場の地下室から水に浸かった状態の PCB 機器が発見され、水質検査の結果 PCB が検出された

○変圧器・コンデンサー（低濃度）

●使用中・保管中に関するもの 2件

- ・ 柱上変圧器置場で屋外保管していた柱上変圧器から漏洩した。（同様事例他 2 件）
- ・ 保管していたコンデンサーから経年劣化により漏洩した。

- ・ 放置されていた施設に変圧器が残置されており、腐食して中の絶縁油が漏洩し、土中から PCB が検出された。
- ・ 工場解体後の更地に低濃度 PCB 含有機器を露天で保管した際に、漏洩があったもの。
- ・ 変圧器 1 台から PCB が漏れ出ていた。金属パンの上に保管されていたため床面への漏洩はなかったが、密閉容器には保管されていなかった（揮発防止措置が取られていなかったため、廃掃法違反（特管産廃保管基準違反）で文書指導）。
- ・ 屋外に保管していた PCB 汚染の変圧器の上部フランジ部からの油漏れを発見。
- ・ 放置されていた施設に変圧器が残置されており、腐食して中の絶縁油が漏洩し、土中から PCB が検出された。

●移動時に関するもの 3件

- ・ ビルの解体に伴い発生した、PCB 汚染の変圧器を吊り卸す作業中に変圧器が落下し、一部が破損。内部の油が漏れた。
- ・ 低濃度の変圧器 2 台の撤去作業を行ったところ、PCB 含有油の漏洩があったことが判明し、基礎及び周辺土壌の掘削撤去を行った。
- ・ 工事車両が電柱に接触し、柱状変圧器 2 台から油が漏洩。

●その他 2件

- ・ 駐輪場の地下室から水に浸かった状態の PCB 機器が発見され、水質検査の結果 PCB が検出された
- ・ 自動運転の雨水排水ポンプが停止し、保管庫が浸水。その後ポンプが稼働したため PCB を含む絶縁油が漏洩した。

○変圧器・コンデンサー（濃度不明）

●使用中・保管中に関するもの 2件

- ・ 平成 29 年 1 月に変圧器から PCB 油の漏れを確認。
- ・ 電柱上に設置した柱上用変圧器から絶縁油が歩道上に漏れ出ていることを電力会社社員が確認。

●移動時に関するもの 1件

- ・ 1 階建物内において、搬出運搬の前段取りとして、変圧器と架台を切り離すため、セーバーソーにて切断中、誤って変圧器底部を切断してしまい、PCB を漏れいさせた。

○安定器

●使用中・保管中に関するもの 4件

- ・ 高濃度 PCB 含有蛍光灯安定器 1 台が破裂し、少量の PCB 油が漏れ出る事故が発生。
- ・ PCB を含有する恐れのある Hg 灯安定器の年次点検を行ったところ、1 本の安定器から絶縁油が漏れいしていることが判明した。
- ・ ホール（定員 200～250 人）の舞台上で使われている蛍光灯安定器より PCB を含む油が漏れ、舞台上に直径 15cm 程度の油シミができていた。

- ・ 天井に設置してある照明器具から油が滴下。撤去機器の安定器型番から PCB 含有が判明。その後、所管教育委員会が学校内の調査を実施。

○絶縁油

●使用中・保管中に関するもの 3件

- ・ 事業所の所有者から、敷地内に保管しているドラム缶の油漏れがあるとの連絡を受け、現地確認を実施。
- ・ ドラム缶に保管していた PCB 絶縁油を含む水がドラム缶の腐食により漏洩した。
- ・ 従前から屋外で保管していた変圧器を処分するため絶縁油の濃度分析を行ったところ、土壌への漏えいが判明。

○その他（汚染物等）

●使用中・保管中に関するもの 1件

- ・ 低濃度 PCB 廃棄物が入ったドラム缶を鍵付きコンテナに入れて保管していた。コンテナに敷かれたシートや、コンテナ周囲の地面の一部に PCB が混じった油が漏れ出た形跡（シミ）が確認された。

2. PCB 廃棄物が紛失した事例

貴都道府県市管内における PCB 廃棄物の紛失が判明した事案（疑いを含む）について、平成 29 年 1 月 1 日～平成 30 年 1 月 31 日の間の件数を教えてください。

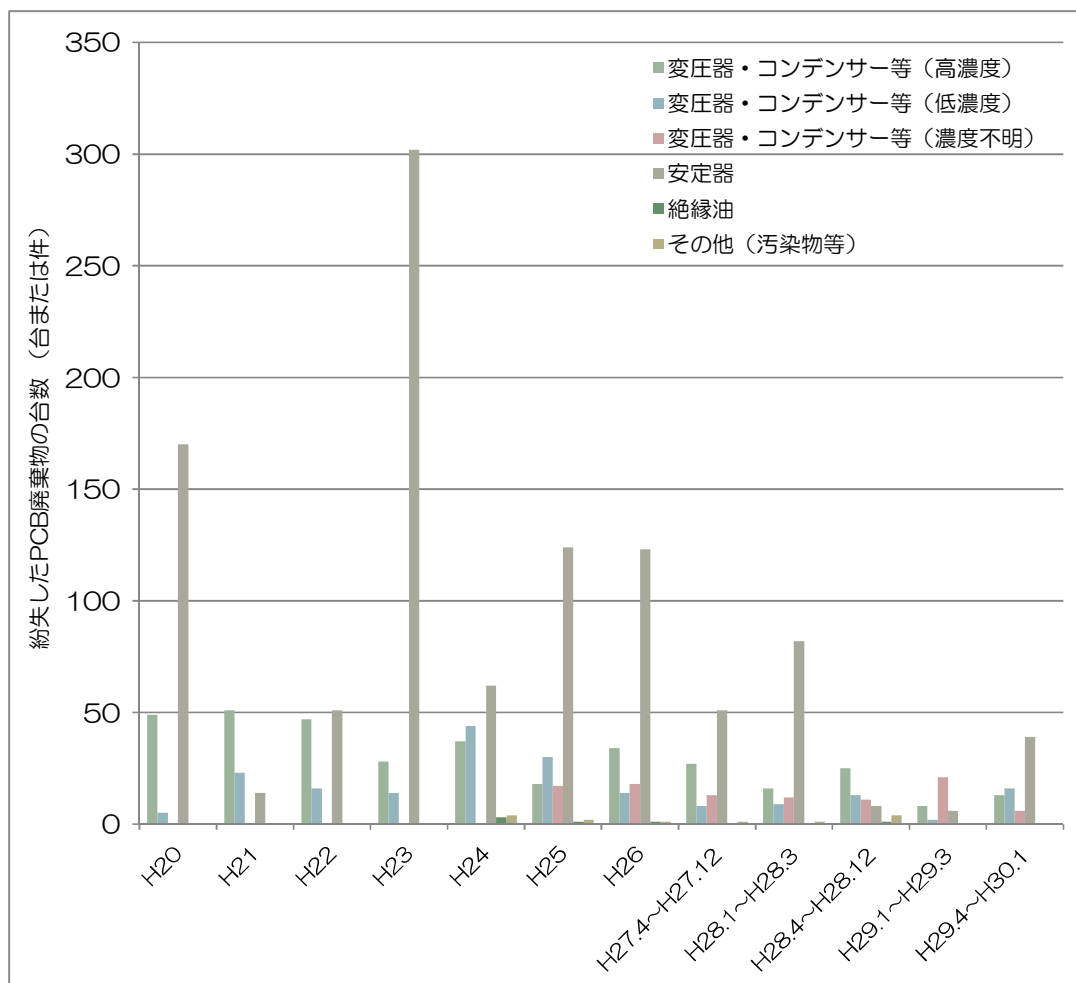
調査対象^{注1)} 116自治体

年度	件数 (件)	紛失した PCB 廃棄物の台数					
		変圧器・コンデンサー (台)			安定器 (台)	絶縁油 (件)	その他 ^(汚染物等) (件)
		高濃度	低濃度 ^{注2)}	濃度不明			
平成 20 年度	34	49	5	—	170	—	—
平成 21 年度	47	51	23	—	14	—	—
平成 22 年度	42	47	16	—	51	—	—
平成 23 年度	35	28	14	—	302	—	—
平成 24 年度	50	37	44	—	62	3	4
平成 25 年度	46	18	30	17	124	1	2
平成 26 年度	46	34	14	18	123 ^{注3)}	1	1
平成 27 年度 (4～12月)	38	27	8	13	51	0	1
平成 27 年度 (1月～3月)	20	16	9	12	82	0	1
平成 28 年度 (4月～12月)	46	25	13	11	8	1	4
平成 28 年度 (1月～3月)	11	8	2	21	6	0	0
平成 29 年度 (4月～H30.1月)	28	13	16	6	39	0	0

注 1) 平成 20～23 年度は 110 自治体、平成 24 年度は 112 自治体、平成 25、26 年度は 113 自治体

注 2) 平成 20～24 年度は微量汚染として調査

注 3) 台数不明が 1 件ある



具体的な事案について

○変圧器・コンデンサー（高濃度）

●解体工事時に関するもの 7件

- 工場内に保管されていた高濃度 PCB 含有廃コンデンサー1 台が、当該工場の解体撤去に伴い紛失した。
- 高濃度 PCB 含有コンデンサーが 2 台保安監督部に届出られていたが、平成 15 年に建物を解体して新しい建物を建設しており、電気機器についてどのように処分されたかは不明。
- キュービクル内に保管していたが、廃業に伴い、事業場を別事業者売却。事業者が変わる際に、持ち去られたものと考えられる。
- 建物解体後、その更地で PCB 廃棄物を保管していた。保管場所を変更する準備をしていたところ、その後不適正管理により紛失した。
- 倉庫の解体を解体業者に委託した際に、同施設に PCB 廃棄物（高濃度コンデンサー25kg）が保管されていることを伝えなかったため、解体時に紛失したもの。
- 法人は破産。工場は、他法人に売却され、建物を解体し、更地となった。その後 PCB 廃棄物が所在不明である。
- 工場閉鎖に向けて工場内の機械類等の処分を進めている途中で、所在不明となったもの。関係先を確認するも見つからなかった。

●盗難に関するもの 3件

- ・ 保管していた PCB 廃棄物を PCB 不含有のコンデンサーと同じ倉庫に保管していたため、誤って有価物として搬出。引き取り業者が気づき、倉庫前まで返却したが、保管事業者が倉庫へ戻すことを失念し、盗難により所在不明。
- ・ 平成13年から届出がされていたが、平成29年9月に届出者が現物を確認したところ、当該廃棄物が見当たらなかった。関係者への聞き取り調査をしたが所在は不明。
- ・ 平成16年から届出がされていたが、平成29年5月に届出者が現物を確認したところ、当該廃棄物が見当たらなかった。関係者への聞き取り調査をしたが所在は不明。

●事業者の不存在 1件

- ・ 当該事業者は JESCO に登録があるが、JESCO から事業者と連絡が取れないと県に連絡があり現地確認を行ったところ、JESCO に登録されていたコンデンサーが所在不明となっていた。

●その他 6件

- ・ 高濃度 PCB 含有コンデンサーが1台保安監督部に届出られていたが、現地を別の事業者が更地の状態で購入しており、当時届出していた事業者もいつ頃、土地や建物を売却し解体したかも不明。
- ・ 保管していたコンデンサーが行方不明となっている。
- ・ PCB 特措法の届出では使用中の高濃度コンデンサー1台があることになっているが、病院内には該当する機器はないことが判明した。
- ・ 製材所内に保管しているコンデンサー（高濃度）を JESCO で処分するため、平成29年9月に製材所の社員が現物確認したところ、変圧器（低濃度）とともに所在不明となっていたもの。関係先を確認したところ、コンデンサーは見つからず、変圧器内の廃油は売却され使用済みであった。
- ・ JESCO への機器登録を行う際に現物を確認しようとしたところ、紛失していることが発覚した。
- ・ 震災時に電気室が全壊し、その後に行方不明になり、H30.1に発覚し報告。

○変圧器・コンデンサー（低濃度）

●解体工事時に関するもの 2件

- ・ 低濃度 PCB 廃棄物と認識して保管していた変圧器の製造番号を処分直前に再確認したところ、別の製造番号となっていた。工場移設に伴い、紛失したものと見られる。
- ・ 保管場所であるプラントの売却・解体時に、PCB が含有しないものとして誤って持ち出され、低濃度変圧器については抜油された油と破碎された金属が転売され、濃度不明のコンデンサーについては所在が不明となったもの。

●保管時に関するもの 1件

- ・ 廃棄予定であった変圧器（3台）を屋外で保管していたところ、1台の所在が不明となったもの。

●その他 2件

- ・ 廃業に伴い建物の所有権移転があったが、現在の所有者に渡るまでの数年の間に紛失していることが判明した。
- ・ 使用していないキュービクル内に保管していたコンデンサー（低濃度）1台を処分するため、平成29年8月に現地確認したところ、所在不明となっていたもの。関係先を確認するも見つからなかった。

○変圧器・コンデンサー（濃度不明）

●保管中に関するもの 2件

- ・ PCB含有の疑いのある変圧器1台を工場の敷地内で屋外保管していたところ、紛失していることが判明した。
- ・ 保管していた濃度不明コンデンサー2台について濃度分析を行おうとしたところ、機器の紛失が判明。

●破産・閉鎖時に関するもの 2件

- ・ 法人は破産。工場は、他法人に売却された。現地を調査したところ、PCB廃棄物は発見できず。紛失したと思われる。
- ・ 平成27年10月24日の診療所閉院後、診療所内に保管していたが、平成29年3月にPCB保管室を確認したところ、コンデンサーの紛失が判明した。紛失の原因究明を行ったが不明。

●その他 2件

- ・ 平成20年10月頃に使用を止め、平成23年～25年頃、無料回収業者に引き渡した。
- ・ 保管者は個人で、建物の所有権がH24年度に移っていることを理由にし、処理責任を放棄、H28年度に県出先機関が立入検査を実施したところ、PCB廃棄物が紛失していることが判明した。

○安定器

●工事に関するもの 2件

- ・ 保管事業場の改修工事中に紛失した。
- ・ 工場の水銀灯をLEDに交換する工事を実施した際に取り外したPCB含有水銀灯安定器34台のうち2台が紛失。紛失した2台について、紛失したままなのか、産廃処理されたのかは不明。

●その他 3件

- ・ 定期的な保管確認を管理者が怠ったため所在不明となったもの。
- ・ 金属回収業者がPCB含有機器と知らずに仕入れた。JESCOより「処分契約を結んでいる事業者が、ドラム缶に保管していた安定器11台を紛失したようだ。」と情報提供があり、事実確認をして判明。
- ・ 保管していたPCB含有安定器を盗まれた。

3. 不適正処分事例

貴都道府県市管内における PCB 廃棄物の不適正処分（※）（疑いを含む）事案について、平成 29 年 1 月 1 日～平成 30 年 1 月 31 日の間に判明した事案の件数を教えてください。

※「不適正処分」とは、PCB 廃棄物を一般の産業廃棄物として故意に又は誤って処分した事例等

調査対象^{注1)} 116 自治体

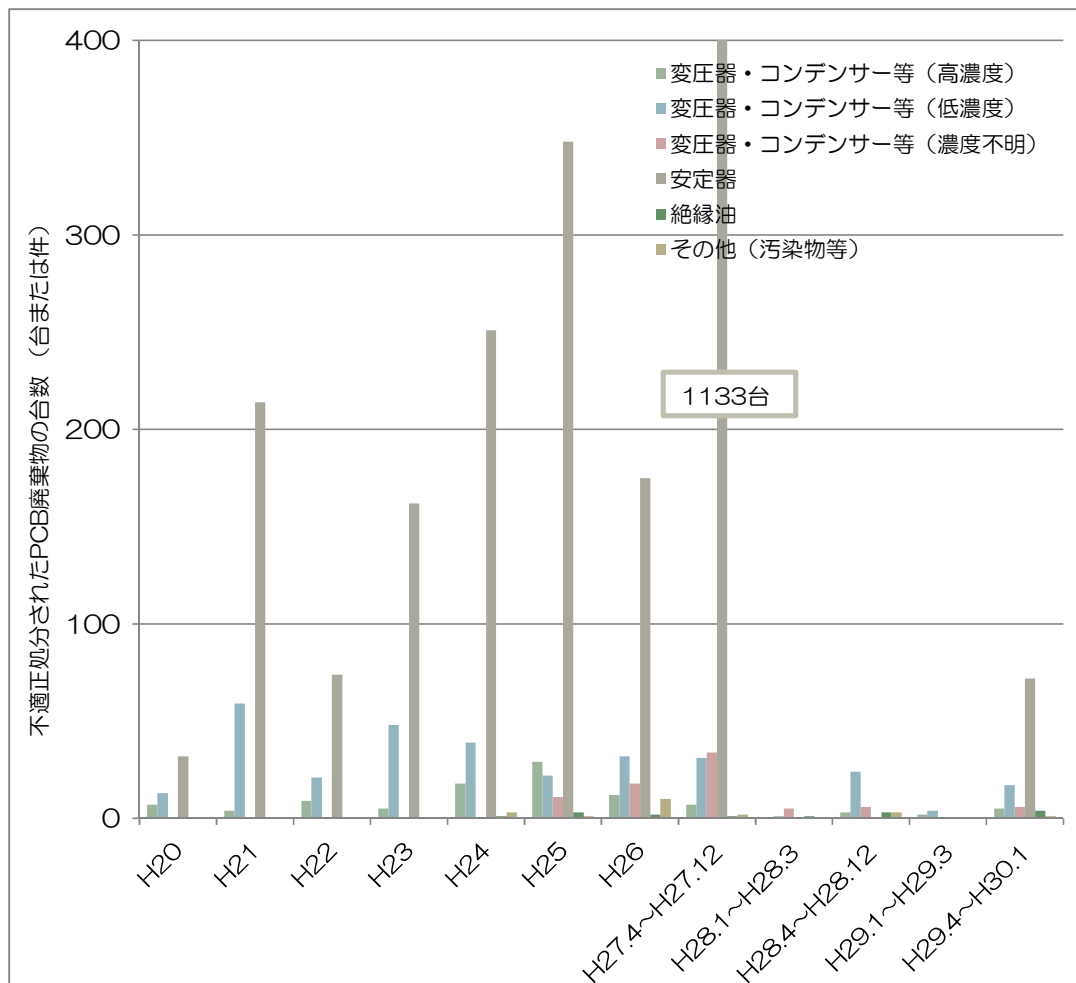
年度	件数 (件)	不適正処分した PCB 廃棄物の台数					
		変圧器・コンデンサー（台）			安定器 (台)	絶縁油 (件)	その他 ^(汚染物等) (件)
		高濃度	低濃度 ^{注2)}	濃度不明			
平成 20 年度	24	7	13	—	32	—	—
平成 21 年度	15	4	59	—	214	—	—
平成 22 年度	22	9	21	—	74	—	—
平成 23 年度	32	5	48	—	162	—	—
平成 24 年度	37	18	39	—	251	1	3
平成 25 年度	28	29	22	11	348	3	1
平成 26 年度	35	12	32	18	175	2	10
平成 27 年度 (4～12月)	25 ^{注3)}	7	31	34 ^{注4)}	1133	1	2
平成 27 年度 (1月～3月)	4	0	1	5	0	1	0
平成 28 年度 (4月～12月)	24	3	24	6	0	3	3
平成 28 年度 (1月～3月)	4	2	4	0	0	0	0
平成 29 年度 (4月～H30.1月)	32	5	17	6	72	4	1

注 1) 平成 20～23 年度は 110 自治体、平成 24 年度は 112 自治体、平成 25、26 年度は 113 自治体

注 2) 平成 20～24 年度は微量汚染として調査

注 3) 平成 27 年 12 月の事案が 1 件確認されたため追加した

注 4) 平成 27 年 12 月の事案として濃度不明の変圧器・コンデンサーを 7 台追加した



② 具体的な事案について

○変圧器・コンデンサー（高濃度）

●売却・譲渡に関するもの 2件

- ・ H25 まで保管状況等届出書が出ていたA病院について、現在の状況確認を行ったところ、H25.10にA病院が建物を売却する際にPCB廃棄物も一緒に売却。現在も売却した事業者の土地に保管されているとのことであったため、当該PCB廃棄物についてはA病院の管理下に戻し、適正処理を行うよう指導。
- ・ 工場のキュービクル内に保管していたコンデンサーをキュービクル更新工事の際に保管事業者の無知により工事業者に引渡したもの。コンデンサーの追跡調査をするも行方は分からなかった。

●誤って処分したもの 3件

- ・ 保管事業者が産業廃棄物である変圧器等を処分する際に、誤って高濃度PCB廃棄物も合わせて処分してしまったもの。
- ・ 約10年前に、保管していた高濃度PCB廃棄物が処理業者に誤って引き渡された。保管事業者の申し出により電気機器は返却されたが、銘板情報が届出情報と異なる電気機器が返却されていることが、今年度判明した。

- ・ A 自治体の事業者が保管していた高濃度 PCB 含有コンデンサーを、B 自治体内の電気設備業者が請け負ったキュービクル更新工事で発生した廃棄物と一緒に持ち帰り、誤廃棄した。当該コンデンサーは、B 自治体の電気設備業者から B 自治体の鉄くず回収業者に鉄くずとして売却され、その後、海外に搬出されたもよう。なお、当該コンデンサーは鉄くず回収業者において抜油やスクラップはされていなかった。

○変圧器・コンデンサー（低濃度）

●売却・譲渡に関するもの 2 件

- ・ PCB 廃棄物としてではなく、有価物として処分されたと思われる事案あり。（マニフェストもなく、処分先は不明） 当該事業所に対して報告徴収及び指導をおこなった。
- ・ 低濃度 PCB 機器（変圧器 1 台）を保管していた事業者が、産廃処理の許可をもたない看板工事業者に引渡した。同工事業者は油を抜き取り、変圧器本体をスクラップ業者に売却、油を A 自治体の山中に投棄したと申し立てている。その後、変圧器本体は見つかり、元の保管事業者により適正に処理された（E 票確認待ち）。また A 自治体によると油を投棄したとする現場で、土壌、河川水とも PCB の検出はなかったとのことだった。

●誤って処分したもの 10 件

- ・ 変圧器取替工事後に PCB 廃棄物と非 PCB 機器（普通産廃）を混在して保管していたため、非 PCB 機器（普通産廃）を廃棄する際に PCB 廃棄物と取り違えた。自治体で立入検査等の調査を行った結果、低濃度 PCB 機器（変圧器 2 台）がスクラップ業者に搬入された後、絶縁油は廃油リサイクル業者が変圧器から抜油し、アルミ又はセメント製造のいずれかの工場の熱源として高温で焼却された可能性が高いことがわかった。筐体はスクラップ卸業者に売却後、鉄鋼メーカーで高温で溶解処理された可能性が高いことがわかった。このことから本件による著しい環境汚染のおそれはないと考えられる。
- ・ 変圧器を処分する際、PCB 汚染の変圧器を、PCB 非該当の変圧器と間違えて処分した。
- ・ F 社は、平成 27 年 4 月に変圧器を取り替えた際、PCB 含有機器を不含機器と取り違えて、処分業者に引き渡してしまい、PCB 含有機器は通常産廃として処理されてしまった。その後、補助金を受けて、PCB 含有機器（実は不含機器）を処分しようとしたところ、現物が見当たらず、取り違えて引き渡してしまったことに気付いた。
- ・ 保管事業者が誤って変圧器本体より低濃度 PCB 廃棄物部位を取外さないまま、変圧器本体を売却処分してしまったもの。
- ・ 建物解体予定現場において PCB 廃棄物を保管。場内異動を行った後、一部確認できないコンデンサー（低濃度）が 2 台あることが判明した。
- ・ 施設撤去工事の際に低濃度 PCB 機器（変圧器 1 台）が、PCB 不含有の変圧器と取り違えられ誤処分された。追跡調査の結果、変圧器の PCB 油は燃料油として、鉄スクラップは製鉄原料としていずれも高温で焼却等されており、著しい環境汚染のおそれはないと考えられる。
- ・ 電気室から誤って搬出。
- ・ 保管していた変圧器を施設台帳の不備で誤って PCB が含有していない機器として誤廃棄してしまった。
- ・ 低濃度 PCB 廃棄物である変圧器を、PCB 非該当の変圧器と取り違え、普通産廃として処理業

者に引渡したもの。なお、環境中で PCB は検出されていない。

- ・ 低濃度 PCB 廃棄物であるコンデンサーを、PCB 非該当のコンデンサーと取り違え、普通産廃として処理業者に引渡したもの。なお、環境中で PCB は検出されていない。

●その他 4件

- ・ A 社は、社屋解体に伴い、屋上にあった変圧器の収集運搬及び処分について、解体業者 B 社から紹介された PCB 廃棄業務仲介業者 C 社に依頼したところ、適正処分されずに行方不明となった。
- ・ 使用中の PCB 含有変圧器を通常産廃として不適正処分した。
- ・ 平成 25 年 12 月、低濃度 PCB 含有変圧器 1 台を、PCB に係る分析結果報告書と現物の銘板等を照合ししなかったため、非 PCB の変圧器であると思い産業廃棄物として処理した。
- ・ 電気設備の管理を委託されていた電気主任技術者が、事業者は無断で持ち出し、不適正に処理を行った。

○変圧器・コンデンサー（濃度不明）

●売却・譲渡に関するもの 2件

- ・ PCB 含有の可能性のあるコンデンサー 2 台を使用していたが、建物解体時に当該コンデンサーを資源回収業者へ売却してしまった。
- ・ 平成 27 年 11 月、電気室高圧電気部品の更新工事の際、PCB 含有の分析指示をせずに工事を発注し無償で下取りされたが、金属スクラップ（有価物）として売却されていた。28 年 6 月の届出時に現物確認を怠り、29 年 6 月の届出時に判明した。

●誤って処分したもの 2件

- ・ 微量 PCB 廃棄物に該当する 5 台のうち 1 台を検査した際に、該当しないものと間違えて処理してしまった。
- ・ キュービクル撤去の際、工事の元請け業者に情報伝達を行わなかったため、PCB 含有の疑いのあるコンデンサー 1 台が誤処分されてしまった。

●その他 1件

- ・ 倉庫内のエアークンプレッサーと鉄くずの処理を業者にたのんだ際、高圧コンデンサーもいっしょに持って行ってしまった。

○安定器

●売却・譲渡に関するもの 2件

- ・ D 病院は照明用安定器を院内の保管庫で保管していたが、処分について相談していた電気工事業者 E 社から自社倉庫で預かる旨の申し出があったため、安定器を引き渡したところ、適正処分されずに行方不明となった。
- ・ 街路灯の交換工事で除去した廃安定器を、PCB が含まれるものと知らずに工事請負業者が廃品回収業者に引き渡した。

●その他 1件

- ・ PCB 含有安定器 1 1 個分について、照明用コンデンサーと残部材に分解した。残部材について、分析することなく、普通の産業廃棄物として、工事事業者が処分した。

○絶縁油

●売却・譲渡に関するもの 1件

- ・ 変圧器（低濃度）から抜油された絶縁油を購入し他の廃油と混合し再生油として売却したものの。

●その他 1件

- ・ 廃油のリサイクル業者が製造した RF 製品から PCB が微量検出され、X 県、Y 県の販売先で保管されることになった（販売先ではセメント焼成用補助燃料として 1400℃以上で焼却）。原料油の購入時に PCB を受け入れたとされるが、受入先の特定はできていない。PCB 廃棄物の処理は当リサイクル業者が進めるとして、現在、販売先から引き取り、処理業者に搬出中で、H29 年度末に処理を終える予定。

○その他（汚染物等）

●その他 1件

- ・ 照明器具から PCB 油が漏洩した際に、PCB 油を拭き取ったウエス等汚染物を一般廃棄物として処分した。当該の PCB 汚染物は、1500 度で熔融処理が行われていることから、著しい環境汚染のおそれはないと考えられる。

4. 不法投棄事例

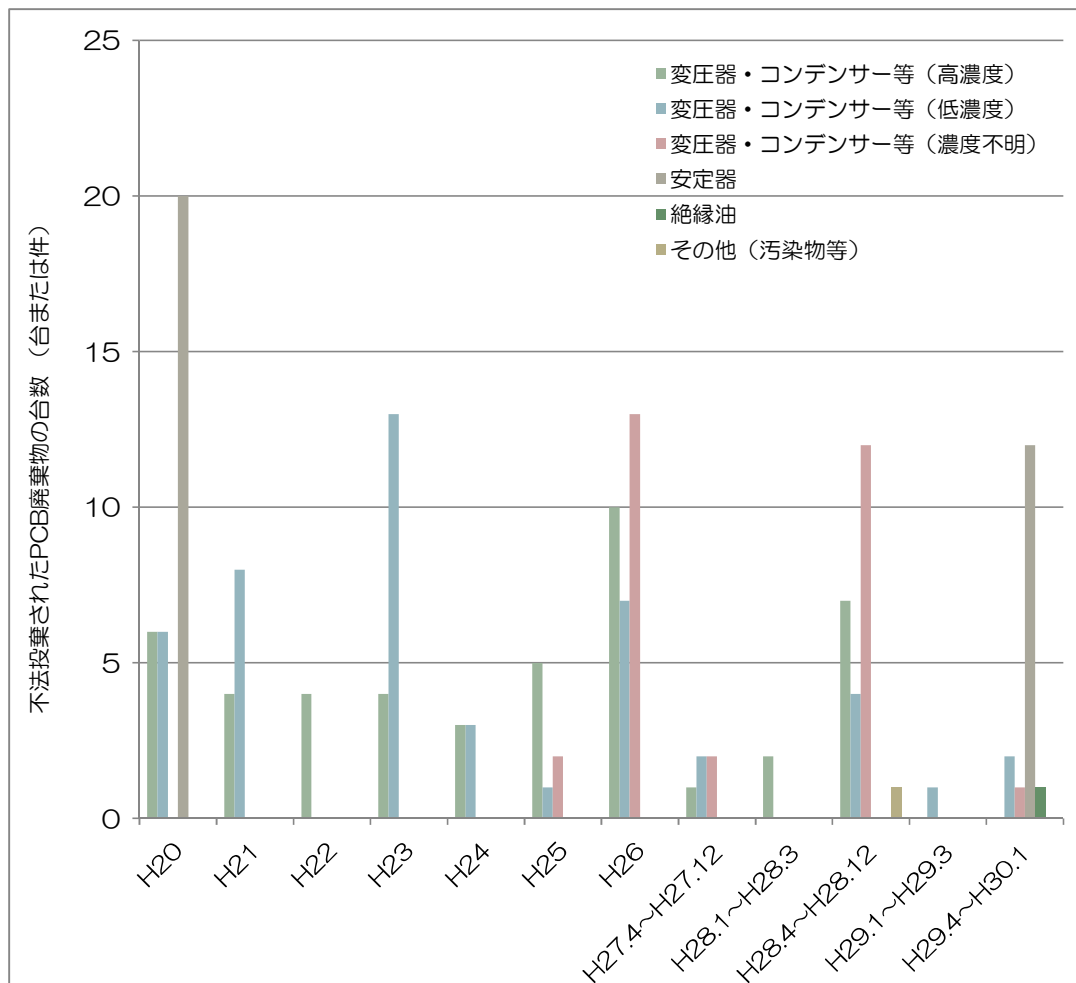
貴都道府県市管内における PCB 廃棄物の不法投棄（疑いを含む）事案について、平成 29 年 1 月 1 日～平成 30 年 1 月 31 日の間に判明した事案の件数を教えてください。

調査対象^{注1)} 116自治体

年度	件数 (件)	不法投棄された PCB 廃棄物の台数					
		変圧器・コンデンサー（台）			安定器 (台)	絶縁油 (件)	その他 ^(汚染物等) (件)
		高濃度	低濃度 ^{注2)}	濃度不明			
平成 20 年度	5	6	6	—	20	—	—
平成 21 年度	9	4	8	—	0	—	—
平成 22 年度	5	4	0	—	0	—	—
平成 23 年度	5	4	13	—	0	—	—
平成 24 年度	5	3	3	—	0	0	0
平成 25 年度	6	5	1	2	0	0	0
平成 26 年度	9	10	7	13	0	0	0
平成 27 年度 (4～12月)	3	1	2	2	0	0	0
平成 27 年度 (1月～3月)	1	2	0	0	0	0	0
平成 28 年度 (4月～12月)	7	7	4	12	0	0	1
平成 28 年度 (1月～3月)	1	0	1	0	0	0	0
平成 29 年度 (4月～H30.1月)	5	0	2	1	12	1	0

注 1) 平成 20～23 年度は 110 自治体、平成 24 年度は 112 自治体、平成 25、26 年度は 113 自治体

注 2) 平成 20～24 年度は微量汚染として調査



② 具体的な事案について

○変圧器・コンデンサー（低濃度）

- ・ 市の管理地にコンデンサー1台が不法投棄され、濃度分析の結果、低濃度の機器と判明したため、市で処分を行った。
- ・ 変圧器に入った廃油を、PCB含有有無を確認せず、自社敷地内で投棄した疑い（詳細は調査中）
- ・ 普段、人の出入りがない建物の裏に投棄されていた。

○変圧器・コンデンサー（濃度不明）

- ・ 道路上に投棄

○安定器

- ・ 家庭用ごみ置き場に投棄されていたもの。投棄者が不明である。

○絶縁油

- ・ A自治体内の業者がB自治体内で不法投棄したとの疑いあり。

5. PCB 特措法第8条の違反事例

貴都道府県市管内における PCB 特措法第8条の法令違反（疑いを含む）に関する事案について、平成29年1月1日～平成30年1月31日の間の件数を教えてください。

自治体名	H28.4 ～ H28.12	H29.1 ～ H29.3	H29.4 ～ H30.1	自治体名	H28.4 ～ H28.12	H29.1 ～ H29.3	H29.4 ～ H30.1	自治体名	H28.4 ～ H28.12	H29.1 ～ H29.3	H29.4 ～ H30.1
001 北海道	0	0	0	041 佐賀県	0	0	0	084 宇都宮市	0	0	0
002 青森県	1	0	0	042 長崎県	0	0	1	085 富山市	0	0	0
003 岩手県	40	0	9	043 熊本県	0	0	0	086 秋田市	0	0	0
004 宮城県	0	0	0	044 大分県	0	0	0	087 郡山市	21	0	0
005 秋田県	0	0	0	045 宮崎県	0	0	0	088 大分市	0	0	0
006 山形県	33	0	0	046 鹿児島県	0	0	5	089 松山市	0	0	0
007 福島県	0	0	0	047 沖縄県	0	0	0	090 豊田市	0	0	0
008 茨城県	0	0	0	050 旭川市	0	0	0	091 福山市	0	0	0
009 栃木県	1	0	0	051 札幌市	0	0	0	092 高知市	0	0	0
010 群馬県	0	0	0	052 函館市	0	0	0	093 宮崎市	0	0	0
011 埼玉県	0	0	0	054 仙台市	0	0	0	094 いわき市	0	0	0
012 千葉県	32	32	31	055 千葉市	0	0	0	095 長野市	0	0	0
013 東京都	700	0	0	056 横浜市	7	0	6	096 豊橋市	0	0	0
014 神奈川県	複数	24	31	057 川崎市	0	0	0	097 高松市	0	0	0
015 新潟県	6	0	0	058 横須賀市	1	0	4	098 相模原市	0	0	0
016 富山県	未集計	0	0	059 新潟市	20	0	0	099 西宮市	0	0	1
017 石川県	0	37	37	060 金沢市	0	0	0	100 倉敷市	0	0	0
018 福井県	5	3	7	061 岐阜市	0	0	0	101 さいたま市	2	0	7
019 山梨県	0	0	0	062 静岡市	0	0	0	102 奈良市	0	0	0
020 長野県	0	0	0	063 浜松市	0	0	0	103 川越市	0	0	0
021 岐阜県	28	0	10	064 名古屋市	54	54	74	104 船橋市	0	0	4
022 静岡県	0	0	0	065 京都市	113	90	125	105 岡崎市	0	0	0
023 愛知県	9	0	0	066 大阪市	0	0	0	106 高槻市	0	0	0
024 三重県	未集計	0	0	067 堺市	0	0	0	108 青森市	0	0	0
025 滋賀県	1	0	0	068 東大阪市	0	0	0	109 八王子市	0	0	0
026 京都府	13	0	0	069 神戸市	0	0	0	110 盛岡市	0	0	0
027 大阪府	0	0	0	070 姫路市	0	0	0	111 柏市	0	0	1
028 兵庫県	0	0	0	071 尼崎市	0	0	0	112 久留米市	0	0	0
029 奈良県	0	0	0	072 和歌山市	11	2	7	114 前橋市	0	0	0
030 和歌山県	9	0	0	073 広島市	0	0	0	115 大津市	0	0	0
031 鳥取県	0	0	0	074 呉市	12	0	10	116 高崎市	0	0	0
032 島根県	0	0	0	075 下関市	0	0	0	118 豊中市	0	0	0
033 岡山県	0	0	0	076 北九州市	0	0	0	119 那覇市	0	0	0
034 広島県	0	0	0	077 福岡市	0	0	0	120 枚方市	0	0	0
035 山口県	0	0	0	078 大牟田市	0	0	0	121 越谷市	0	0	0
036 徳島県	0	0	0	079 長崎市	0	0	0				
037 香川県	0	0	0	080 佐世保市	0	0	0				
038 愛媛県	0	0	0	081 熊本市	未集計	0	0				
039 高知県	0	1	0	082 鹿児島市	0	0	0				
040 福岡県	0	0	1	083 岡山市	0	0	0	計	1,119	243	371

② 具体的な事案について（対応に困った事例、特徴的な事例等）

●届出拒否に関するもの 11件

- ・ 建て替え工事を実施している病院（以下「A」）から保管状況の届出提出が滞っている。Aの連絡先に電話すると系列病院（以下「B」）に連絡するよう自動音声が出る。Bに電話すると、「Aの担当者が不在であるためわからない」と回答されることが多い。時々Aの担当者に繋がるため、その際には届出を提出するよう指導しているが、未だに提出がない。なお、最近（H30.2）実施したAへの電話での聴き取りにより、PCB廃棄物が建て替え工事の現場に保管されていることが判明したため、近日中にPCB特措法及び廃掃法に基づき立入検査を実施する予定である。
- ・ 過去届出を行ったものの、継続した届出が面倒との理由から届出を行わず、立入検査、文書通知を行ったものの提出拒否。罰則規定についても説明済みだが提出が無い。昨年度から継続して指導中。
- ・ 保管事業者が県外に在住する個人であり、配達証明郵便による文書での行政指導に応じず状況が改善されない事例がある。なお、保管されているPCB廃棄物はJESCOに登録されていない。
- ・ 保管事業者が県外に在住する個人であり、電話や配達証明郵便による文書での行政指導に応じず状況が改善されない事例がある。なお、保管されているPCB廃棄物はJESCOに登録されていない。
- ・ 法人Aは中部近畿産業保安監督部長に電気関係報告規則の規定に基づきPCB含有絶縁油を使用する電気工作物を廃止したことを届出しているが、PCB廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第8条第1項の規定に基づく届出を行っていない。
- ・ 従来からの処分拒否者で平成28年度より届出未提出、立入検査等にも応じない。高濃度PCB廃棄物（高圧コンデンサー）を有しており、処分期間内の処理にも応じない。
- ・ 過去に届出書の提出があり、H28年度分の届出書が未提出なものには連絡をして提出を依頼しているが、連絡が付かないため、現状把握が出来ない
- ・ 紛失者からの届出がなく、催促しても提出しない。
- ・ 前年度まで届出書を提出していた保管事業者が廃業し、個人としてA自治体に移転した為、現在もPCB廃棄物を保管している事業場において、キュービクルを共同で使用している別の事業者が保管及び処理等を引継ぐ形に変更したいとの主張の連絡有り。（その後、連絡先不明。）現在、PCB廃棄物を保管している事業場を使用している別の事業者に対し、内容及び状況を説明し、今後の処理等について回答待ちの状態。（なお、その別の事業者はPCB廃棄物についての状況等は知らされておらず、今回の説明で初めて知ったとのことであった。）
- ・ PCB特措法第8条の規定に基づく届出書の提出を文書にて依頼したが、その後提出がなかった。
- ・ 昨年度から特措法の届出が未提出であったが、JESCOから処理実績の情報提供があり、処分していたことが判明。その後特措法届出と manifests の写しの提出を求めたが、未だ提出はない。

6. その他 PCB 特措法違反事例

貴都道府県市管内における、その他 PCB 特措法の法令違反（※）（疑いを含む）に関する事案について、平成 29 年 1 月 1 日～平成 30 年 1 月 31 日の件数を教えてください。

※「その他 PCB 特措法の法令違反」とは、PCB 廃棄物特措法第 11 条違反、第 16 条第 1 項の命令違反、虚偽報告、立入検査忌避等をいう。

調査対象 116 自治体

自治体名	平成29年1月～ 平成29年3月	平成29年4月～ 平成30年1月
101 さいたま市		1
合計	0	1

② 具体的な事案について（対応に困った事例、特徴的な事例等）

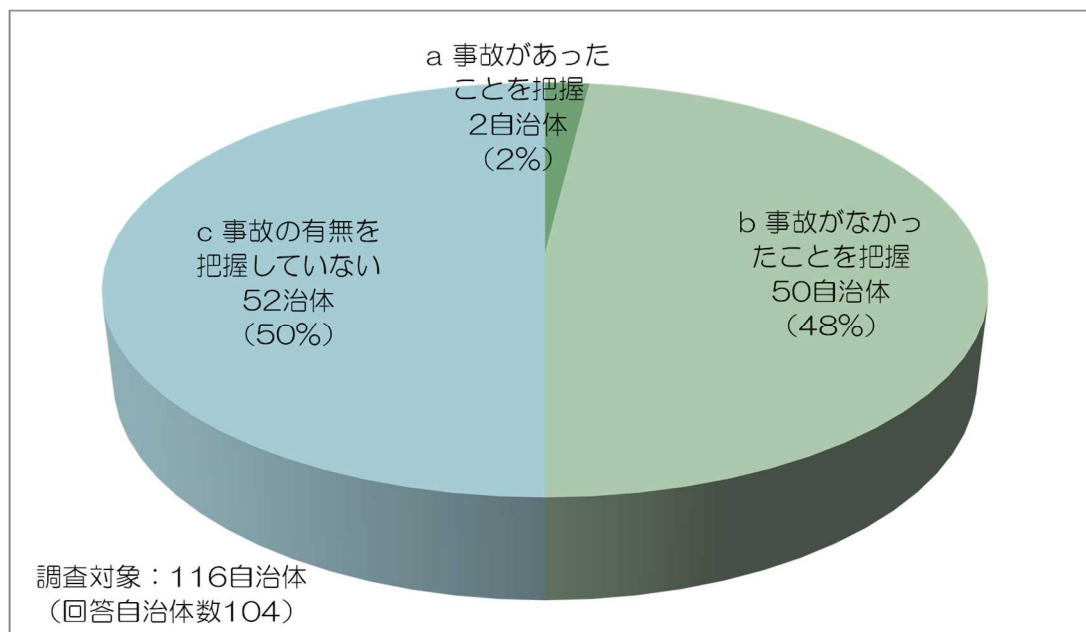
（回答なし）

7. PCB 廃棄物の収集運搬に関する事故事例

貴都道府県市において、平成 29 年 1 月 1 日～平成 30 年 1 月 31 日の間の PCB 廃棄物の収集運搬における事故（PCB の漏えい・飛散、ガイドライン違反等）の事例を把握していますか。

調査対象 116 自治体（回答数 104）
（前回調査 115 自治体）

内 容	前回調査	今回調査
a 事故があったということを把握している	8 自治体	2 自治体
b 事故がなかったということを把握している	48 自治体	50 自治体
c 事故の有無を把握していない	59 自治体	52 自治体



(①の回答が a の場合ご回答ください) 具体的な内容を教えてください。

- ・ 大型変圧器から取り外したコンサベータを運搬中に絶縁油 (PCB 濃度 1.1mg/kg) が漏洩し、一部がパーキングエリアの路面に滴下した。原因は液抜きが不十分だったこと、開口部の養生が不十分だったこと、さらに漏洩防止シートが破損していたことであった。本県は収集運搬業者に対し漏洩部分の特定及び適正養生、路面洗浄等を指示し、履行を確認した。
- ・ 低濃度 PCB 含有する変圧器を処分するため、処分場まで収集運搬をする際に事業場内の階段の踊り場で、PCB を漏らした。

(①の回答が a の場合ご回答ください) また、その事例を他業者に周知していますか。

	調査対象	2自治体
a 周知している		0自治体
b 周知していない		2自治体

8. PCB 廃棄物の収集運搬に関する廃棄物処理法違反事例

(1) 貴都道府県市管内における PCB 廃棄物の収集運搬に関する廃棄物処理法の法令違反（疑いを含む）に関する事案について、平成 29 年 1 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日の間の件数をご回答ください。

調査対象 116 自治体

自治体名	平成29年1月～ 平成29年3月	平成29年4月～ 平成30年1月
046 鹿児島県	0	1
025 滋賀県	0	1
099 西宮市	0	1
合計	0	3

(2) 具体的な事案について（悪質な事例、対応に困った事例、特徴的な事例等）

- ・ 低濃度 PCB の含有が否定できないにもかかわらず、PCB の分析をせずに変圧器・コンデンサーの収集運搬を行っていた。

Ⅷ. 処理が滞っている事案について

(1) 排出事業者不明等による処理が滞っている事案について

① 前回の調査以降、当該調査以降に新たに把握された事案（件数）の詳細について、別紙に御回答ください。なお、上記調査で御回答いただいた内容は予め別紙に記載されておりますので、変更があった事例については当該変更箇所を赤字で記載してください。

調査対象 116自治体

自治体名		処理が滞っている事案	自治体名		処理が滞っている事案	自治体名		処理が滞っている事案			
北海道事業対象地域	北海道	001 北海道	29	東京事業対象地域	東京都	013 東京都	5	北九州事業対象地域	岡山県	083 岡山市	1
		050 旭川市	0			109 八王子市	0			100 倉敷市	0
		051 札幌市	1		神奈川県	014 神奈川県	2		広島県	034 広島県	0
		052 函館市	0			056 横浜市	4			073 広島市	0
	青森県	002 青森県	7			057 川崎市	0			074 呉市	0
		108 青森市	3			058 横須賀市	0			091 福山市	0
		122 八戸市	1			098 相模原市	0		035 山口県	0	
	岩手県	003 岩手県	3		静岡県	022 静岡県	3		075 下関市	0	
		110 盛岡市	0			062 静岡市	0		036 徳島県	0	
	宮城県	004 宮城県	4	063 浜松市		2	香川県		037 香川県	0	
		054 仙台市	0	021 岐阜県		6		097 高松市	0		
	秋田県	005 秋田県	0	岐阜県		061 岐阜市	1	愛媛県	038 愛媛県	0	
		086 秋田市	0			023 愛知県	8		089 松山市	0	
	006 山形県	3	愛知県	064 名古屋市	10	高知県	039 高知県	0			
	福島県	007 福島県		12	090 豊田市		0	092 高知市	0		
		087 郡山市		0	096 豊橋市	1	福岡県	040 福岡県	0		
		094 いわき市		1	105 岡崎市	0		076 北九州市	0		
	008 茨城県	1		024 三重県	5	077 福岡市		0			
	栃木県	009 栃木県	0	滋賀県	025 滋賀県	2		078 大牟田市	0		
		084 宇都宮市	0		115 大津市	0	112 久留米市	0			
群馬県	010 群馬県	4	京都府	026 京都府	4	041 佐賀県	1				
	114 前橋市	0		065 京都市	1	長崎県	042 長崎県	0			
新潟県	116 高崎市	1	大阪府	027 大阪府	1		079 長崎市	0			
	015 新潟県	15		066 大阪市	100	080 佐世保市	0				
059 新潟市	1	067 堺市		0	熊本県	043 熊本県	0				
019 山梨県	0	068 東大阪市		1		081 熊本市	1				
富山県	016 富山県	5		106 高槻市	0	大分県	044 大分県	0			
	085 富山市	0		120 枚方市	0		088 大分市	0			
石川県	017 石川県	15	118 豊中市	0	宮崎県	045 宮崎県	2				
	060 金沢市	0	028 兵庫県	2		093 宮崎市	0				
長野県	018 福井県	6	兵庫県	069 神戸市	0	鹿児島県	046 鹿児島県	0			
	020 長野県	8		070 姫路市	0		082 鹿児島市	0			
095 長野市	3	071 尼崎市		2	沖縄県	047 沖縄県	0				
011 埼玉県	8	099 西宮市		0		119 那覇市	0				
東京事業対象地域	埼玉県	101 さいたま市	3	奈良県	029 奈良県	0	北海道	123			
		103 川越市	0		102 奈良市	2	東京	30			
		121 越谷市	0	和歌山県	030 和歌山県	10	豊田	36			
		012 千葉県	8		072 和歌山市	0	大阪	125			
	千葉県	055 千葉市	0	北九州	031 鳥取県	0	北九州	6			
104 船橋市		0	032 島根県		0	全国	320				
111 柏市		0	岡山県		033 岡山県			1			

※北九州事業対象地域における排出事業者不明等による処理が滞っている変圧器・コンデンサーについては、環境省においてそれらの量を把握しているため、アンケートの対象外とした。